

新規上場申請のための有価証券報告書 (I の部)

株式会社レント

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	9
5. 従業員の状況	10
第2 事業の状況	11
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	11
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	14
3. 事業等のリスク	16
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	19
5. 経営上の重要な契約等	25
6. 研究開発活動	25
第3 設備の状況	26
1. 設備投資等の概要	26
2. 主要な設備の状況	26
3. 設備の新設、除却等の計画	28
第4 提出会社の状況	29
1. 株式等の状況	29
2. 自己株式の取得等の状況	37
3. 配当政策	37
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	38
第5 経理の状況	54
1. 連結財務諸表等	55
2. 財務諸表等	131
第6 提出会社の株式事務の概要	149
第7 提出会社の参考情報	150
1. 提出会社の親会社等の情報	150
2. その他の参考情報	150
第二部 提出会社の保証会社等の情報	151
第三部 特別情報	152
第1 連動子会社の最近の財務諸表	152
第四部 株式公開情報	153
第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況	153
第2 第三者割当等の概況	158
1. 第三者割当等による株式等の発行の内容	158
2. 取得者の概況	159
3. 取得者の株式等の移動状況	161
第3 株主の状況	162

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 岩永 守幸 殿
【提出日】	2025年5月27日
【会社名】	株式会社レント
【英訳名】	RENT CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 岡田 朗
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号
【電話番号】	054-265-2201（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部長 鈴木 光
【最寄りの連絡場所】	静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号
【電話番号】	054-265-2201（代表）
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 管理本部長 鈴木 光

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第39期	第40期
決算年月	2023年 5 月	2024年 5 月
売上高 (千円)	40,650,969	43,690,004
経常利益 (千円)	2,459,593	2,795,868
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,764,234	2,073,909
包括利益 (千円)	1,781,439	2,017,483
純資産額 (千円)	10,313,867	12,665,786
総資産額 (千円)	44,974,027	51,296,592
1株当たり純資産額 (円)	3,345.07	3,967.37
1株当たり当期純利益 (円)	560.84	674.15
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-
自己資本比率 (%)	22.8	23.8
自己資本利益率 (%)	18.3	18.5
株価収益率 (倍)	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	3,659,896	3,203,099
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,907,596	△1,119,033
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,762,544	△147,921
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,847,116	4,799,788
従業員数 (人)	1,352	1,441
(外、平均臨時雇用者数)	(141)	(148)

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 第39期及び第40期の連結財務諸表については「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、嘱託社員を含む。)であり、()内に臨時従業員(パートタイマー等)の期中平均人員数を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第36期	第37期	第38期	第39期	第40期
決算年月	2020年 5 月	2021年 5 月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月
売上高 (千円)	36,278,401	34,009,920	35,473,831	38,080,136	40,621,473
経常利益 (千円)	2,047,772	1,310,361	1,828,832	2,243,132	2,824,233
当期純利益 (千円)	1,007,377	899,069	1,211,432	1,593,436	1,962,452
資本金 (千円)	1,389,033	1,401,120	1,401,120	1,401,120	1,401,120
発行済株式総数 (株)	3,243,400	3,259,400	3,259,400	3,259,400	3,259,400
純資産額 (千円)	7,302,791	8,092,961	8,947,228	10,036,101	11,901,919
総資産額 (千円)	38,388,446	39,990,485	39,324,653	40,334,324	45,479,431
1株当たり純資産額 (円)	2,206.87	2,437.35	2,765.17	3,254.33	3,838.42
1株当たり配当額 (円)	50	50	55	70	80
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	310.79	276.18	379.74	506.54	637.92
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	18.6	19.9	22.6	24.7	26.0
自己資本利益率 (%)	15.0	11.9	14.4	16.9	18.0
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	16.1	18.1	14.5	13.8	12.5
従業員数 (人)	906	969	1,014	1,042	1,090
(外、平均臨時雇用者数)	(108)	(87)	(88)	(82)	(95)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

3. 第39期及び第40期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

なお、第36期、第37期及び第38期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。なお、当該各数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

4. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、嘱託社員を含む。)であり、()内に臨時従業員(パートタイマー等)の期中平均人員数を外数で記載しております。

5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第38期の期首から適用しており、第38期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社設立以降の当社グループに係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
1984年 6 月	建設業、製造業、サービス業等に向けた各種機械、車両の総合レンタル会社として静岡県静岡市に当社を設立。
1986年 6 月	名古屋エリアにおけるレンタル需要獲得を目的として営業所を開設。
1989年 1 月	レンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、藤枝サービス工場（現 静岡管理センター）を開設。商品管理センターの運営を開始。
1995年 9 月	名古屋エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、名古屋特機サービスセンター（現 名古屋管理センター）を開設。
1997年 5 月	神奈川エリアにおけるレンタル需要獲得を目的として営業所を開設。
2002年 6 月	大手ゼネコン等との関係構築及びレンタル資産調達機能の強化を目的として、エヌアイ建機株式会社を吸収合併。
2002年 6 月	福岡エリアにおけるレンタル需要獲得を目的として営業所を開設。
2002年10月	神奈川・東京エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、横浜管理センター（現 神奈川管理センター）を開設。
2002年10月	三河エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、三河管理センター（現 名古屋管理センター 三河分室）を開設。
2003年 7 月	東京エリアにおけるレンタル需要獲得を目的として営業所を開設。
2003年12月	測量計測機器の検査及びレンタル業務に係るISO9001認証取得。
2005年 9 月	千葉エリアにおけるレンタル需要獲得を目的として営業所を開設
2006年 4 月	トルク機器や測量機のレンタル及び校正・管理を目的とした測機・工具センターを開設。
2006年 5 月	静岡県東部エリアにおけるレンタル事業の拡大を目的として、新和機械株式会社（現 レント総合サービス株式会社）を100%子会社化。
2007年 1 月	顧客の適法かつ安全な作業のサポートを目的として、労働安全衛生法に基づく特別教育、技能講習を行うレント教習センター静岡（都道府県労働局長登録教習機関）を開設。
2007年 2 月	千葉エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、千葉管理センターを開設。
2007年 3 月	福岡エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、福岡管理センターを開設。
2007年 4 月	タイにおけるレンタル事業展開の足掛かりとして、バンコクのAsian Trade & Leasing Co., Ltd.（現 Rent Trade & Service Co., Ltd.）を子会社化。
2007年 7 月	兵庫エリアにおけるレンタル需要獲得を目的として営業所を開設。
2007年 7 月	阪神エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、阪神管理センターを開設。
2007年 8 月	大阪エリアにおけるレンタル需要獲得を目的として営業所を開設。
2008年 2 月	タイにおけるレンタル事業展開を目的として、Rent (Thailand) Co., Ltd. を設立し子会社化。
2008年 7 月	レンタル資産の物流体制の構築を目的として、新和機械株式会社をレント総合サービス株式会社に商号変更し、レンタル業から運送事業へ業態変更。
2010年 6 月	レンタカーフランチャイズビジネスの推進を目的として、東京日産自動車販売株式会社（現 日産東京販売株式会社）と業務提携、同社東京都内41店舗にレンタカー業務を行う「レントレンタカー」拠点を併設。
2011年 5 月	取引先である株式会社IECとの関係強化を目的に、同社設立のThai IEC Co., Ltd. にRent (Thailand) Co., Ltd. が出資を行い、関連会社化。
2011年 9 月	仙台エリアにおけるレンタル需要獲得を目的として営業所を開設。
2011年12月	愛知エリアにおける教習サービスの推進を目的として、レント教習センター愛知を開設。
2012年 1 月	関東エリアの物流体制整備を目的として、株式会社マックスラインを関連会社化。
2013年 9 月	仙台エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、仙台管理センターを開設。
2015年10月	乗用車レンタルの拡大に伴い、レンタカーデリバリーセンター横浜・富士・静岡・浜松・名古屋を開設。
2015年12月	バッテリー再生技術、知財等を当社事業に活用し、発展させることを目的として、株式会社B R S を設立し子会社化。
2017年12月	Rent (Thailand) Co., Ltd. におけるレンタル事業のサポート強化及び業務の効率化を目的として、Asian Trade & Leasing Co., Ltd. をRent Trade & Service Co., Ltd. に商号変更し、機械操作オペレーターの派遣サービス、レンタル資産の運送サービスを開始。
2018年 2 月	商品メンテナンス体制強化を目的として、株式会社三光塗装钣金工業を100%子会社化。
2018年 3 月	埼玉エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、埼玉管理センターを開設。

年月	概要
2020年 9 月	バッテリー再生事業の一層の推進、及び当社グループ内の経営の効率化を目的として、当社子会社株式会社B R Sを吸収合併。
2021年 4 月	バッテリー再生事業の拡大を目的として、B R Sセンターを開設。
2021年 8 月	関東エリアの運送機能拡充を目的として、株式会社アテックスを100%子会社化。
2022年 9 月	ベトナムにおけるレンタル事業展開を目的として、MaxRent Vietnam Co., Ltd. を設立し関連会社化。
2023年 2 月	首都圏における営業拡大を目的として、東京支社を開設。
2023年 3 月	関東エリアにおけるレンタル資産の集中管理、高品質化を目的として、東関東管理センターを開設。
2023年 4 月	九州エリアでの事業拡大のため、熊本中央リース株式会社を関連会社化。
2023年 9 月	インドネシアにおけるレンタル事業展開を目的として、PT. Max Rent Indonesiaを設立し子会社化。
2024年 4 月	建設・産業機械等のレンタル分野における協業を目的として、片桐機械株式会社と業務提携契約を締結。
2024年 7 月	建設・産業機械等のレンタル分野における協業を目的として、レンテック大敬株式会社と業務提携契約を締結。
2024年 9 月	中京圏における営業拡大を目的として、西日本支社 名古屋オフィスを開設。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社6社、持分法適用関連会社4社の合計11社で構成されております。産業機械、建設機械及び産業車両等のレンタルを事業としており、約6千種・50万台超のレンタル資産を取り揃えて、グループの中核会社である当社が日本国内に64か所（北海道・東北エリア6か所、関東エリア19か所、東海エリア26か所、関西エリア8か所、九州エリア5か所）の営業所を展開しております。同じく国内では、関連会社の熊本中央リース株式会社が主として熊本県内に営業所を展開しております。海外においては、子会社のRent (Thailand) Co., Ltd. がタイ国内にて、PT. Max Rent Indonesiaがインドネシア国内にて、関連会社のMaxRent Vietnam Co., Ltd. がベトナム国内にて、それぞれレンタル事業を行っております。

このほか、レンタル事業を補完する役割として、国内においては、子会社のレント総合サービス株式会社及び株式会社アテックス、関連会社の株式会社マックスラインがレンタル資産の配送を行っており、子会社の株式会社三光塗装钣金工業がレンタル資産のメンテナンスや修理を行っております。海外においては、Rent Trade & Service Co., Ltd. がタイ国内にてレンタル資産の調達・配送、機械オペレーターの派遣等を行っております。

なお、タイ国内の関連会社であるThai IEC Co., Ltd. に対する出資は、機械器具の販売及び据付を行っているIECグループとの関係強化を主たる目的としております。

当社グループのレンタル事業の特徴といたしましては、レンタルが広く一般に普及している土木・建築等の建設工事全般、及び製造業・運輸業・サービス業など様々な業界のレンタルニーズに対応すべく、ダンプカー・トラック等の車両、高所作業車や高所作業機、掘削機や道路舗装機械、クレーン・フォークリフト等の揚重運搬機械、発電機・コンプレッサーなどの大型機械に加え、集塵機等の環境商品、各種工具類、電設・測量機材、照明・保安機器、台車等の資材類、その他様々な小型機械器具に至るまで、準広域大手レンタル会社としての事業規模を活かし、豊富なサイズ、種類、数量のレンタル資産を取り揃えております。なお、レンタル資産の分類別保有比率は以下のとおりであります。

レンタル資産分類	保有比率
車両	27%
高所作業車、高所作業機	24%
掘削機、道路舗装機械	17%
揚重運搬機械	11%
発電機、コンプレッサー、環境商品	10%
工具類、電設・測量機材	6%
照明・保安機器、資材類	5%

（注）2024年5月末時点で保有しているレンタル資産の購買額を基に、比率を算出しております。

さらには、顧客のニーズに対応するためにメーカーとの連携により独自仕様のレンタル資産の企画なども行いながら、現場において必要となる機器をまとめて当社からのレンタルで賄うことができるワンストップサービス体制を整備しております。

また、同業他社と大きく異なる点といたしまして、主力となる顧客の構成が異なること、レンタルに付随した様々な付加価値サービスの提供を行っていることの二点が挙げられるものと認識しております。

一点目として、顧客の構成につきましては、当社グループは各種製造業やサービス業、運輸業、発電・水処理・ごみ処理等の公共プラント、石油・ガス・金属等の民間プラントなど、建設業以外の様々な産業向けのレンタルに大きなウエイトを置いております。建設業界に比べて機器のレンタル活用が進んでいない業界に対し、「所有するよりレンタルする」という発想の下、必要な物を、必要な時に、必要なだけ使用することができるレンタルのメリットを提案し、精力的にレンタル市場の新規開拓に取り組んできた結果、2024年5月期現在では、レンタルに係る売上の約57%を建設業以外の顧客が占めるまでに拡大しております。

建設業以外の各種産業向けにレンタルされる機器は、主として工場施設の更新、維持メンテナンス等における作業、設備の運搬設置などで使用されることが多く、稼働を停止させることのできない施設であったり、食品や精密機器等の製造施設のような高度なクリーン環境への対応が必要であったり、また、適正なトルク管理・入出力値管理、正確な測量値が要求されるなど、一般的に土木・建築工事などの屋外かつ過酷な環境で使用される機器に比べ、高い信頼性や厳しい品質基準が求められます。

そこで当社においては、レンタル資産を土木・建築等の建設工事業向け（建機）と、各種産業向け（産機）とに区分し、それぞれ別管理を行う体制を整備しており、特に高い信頼性や厳しい品質基準が求められる産機については、各地にある合計13か所の管理センター及び測機・工具センターにて機器を集中管理することで、専門の整備員による統一された品質基準、高度な整備レベルを確保し、様々な業種の顧客ニーズに的確に対応しております。

一方、建機については、屋外の過酷な使用環境に耐えられるよう原則として各営業所の整備員が必要十分なメンテナンスを行い、機動的にレンタル資産を提供できる体制を整えております。例えば、建設業と各種産業の両方でニーズが高い高所作業機やフォークリフト等は、混同してレンタル運用した場合、高度なクリーン環境が求められる工場内に土や汚れを持ち込む危険性が有ります。そのため、同一の機種であっても建機と産機とに区分し、それぞれ適切に管理運用することにより顧客のニーズに対し、きめ細やかな対応を行っております。

二点目として、付加価値サービスの提供につきましては、当社グループがレンタル事業を通じて蓄積し続けてきた多種多様な機器の有効な活用ノウハウ、及びレンタル資産の修理・メンテナンスを通じて築き上げてきた機械整備力を活かし、レンタルに付随した様々なサービスを提供しており、これを「バリュープラスサービス」と名付けて積極的に展開しております。この「バリュープラスサービス」の提供により総合的に顧客の事業の効率化に寄与することができ、多数のレンタル会社の中から当社を選ぶメリットの訴求力に繋がることから、サービス対価の獲得に加え、単純な価格競争の回避、及び顧客との強固な関係構築にも資するものと考えております。なお、本サービスを通じて獲得した売上高は以下のとおりであります。

	2021年5月期	2022年5月期	2023年5月期	2024年5月期
バリュープラスサービスに係る売上高（百万円）	4,298	4,773	5,250	5,987
売上高比率（％）	12.6	13.5	13.8	14.7

（注） 1. バリュープラスサービスに係る売上高は、基幹システムより取得した売上データに基づき、下記に記載の各サービスに該当する商品及びサービスの売上を集計しております。

2. 売上高比率は、バリュープラスサービスに係る売上高を各事業年度の単体売上高にて除したものであります。

以下に、当社が展開する「バリュープラスサービス」の事例について記載いたします。

（作業の効率改善、省力化・省人化に資するレンタルサービス）

■延線ボール（インバーター制御式）

延線ボールは、電力ケーブルの延線工事の際に現場に設置し、ゴムボールの間に電力ケーブルを挟み回転させて送り出す装置であります。これを、インバーター制御にて連動させることにより、ケーブルを一定のテンションで送り出すことができます。

ケーブル延線工事は、ウインチによる牽引や人の手による引き込みが主流となっておりますが、ウインチによる無理な牽引がケーブルの損傷に繋がるほか、複雑な延線経路での使用が困難な場合があります。また、電力ケーブルは長尺のものや非常に重いものも多く、作業現場も高所や狭所などであったりすることから、人の手による引き込み作業には、多くの作業員を要することに加え、作業に危険が生じることがあります。このような延線工事においては、適切な大きさと能力を持った延線ボールを、適切な場所に設置し、インバーター制御による連動送り出し工法を採用することが、省人化及び安全性の確保の観点から大変有効であります。

そこで当社では、様々な種類の延線ボールを多数取り揃え、単にこれをレンタルするのみでなく、専門の知識を持った営業マンが現場の調査を実施し、その特性に応じた最適な機種の選定、必要な数量と設置場所の提案を行い、更には必要に応じて工事当日に立ち会いによるアドバイスを行うなど、経験のない顧客でも安心して延線ボールを使用できる体制を整備しております。

（労働衛生・現場周辺の環境保全に資するレンタルサービス）

各種建設工事現場においては、土壌や建築物等からダイオキシン、アスベスト、鉛といった有害物質が発生する場面もあり、そのような現場では作業員の安全の確保は基より、現場及び周辺の環境汚染対策は必須のものとなります。そこで当社では、顧客が安全と環境に配慮したクリーンな工事を行うことができるよう、有害物質の飛散、暴露を防止するための負圧集塵機やバキュームクリーナー、防塵マスクなどの対応機器を「環境商品」と位置付け、多数のラインナップを取り揃えるとともに、汚染現場で使用する環境商品専用のメンテナンス施設を設け、特別教育、技能講習を受けた有資格の専属作業員により、環境商品の納入・引上げから、清掃、メンテナンス、残留していた有害物質の除去・処分までを一貫して行う体制を整備しております。

(正確かつ適切な作業の実現に資する測量機器・トルク機器 検査校正サービス)

工事現場における様々な作業の基準となる測量に使用される測量機器は、その性質から、わずかな誤差が工事に深刻な影響を及ぼす可能性があります。

また、ねじ締め等の多くの場面で使用されるトルク機器は、適正なトルク値で使用しなかったことが重大な事故に発展する危険性があります。

当社では、測量機器、トルク機器の管理を専門に行う「測機・工具センター」を設置しており、専門の整備員による適切な維持管理体制、及び顧客からの注文を受けた後に、国家標準にトレースされた校正設備により商品の校正を実施し、校正証明書を添付した上でレンタルを行う体制を確立しており、ISO9001の認証を取得しております。また、当該センターの機能を活用し、顧客が保有する機器の校正から校正周期の管理までを一括して請け負う校正管理システムも整備しております。

(高度な衛生管理に資するクリーンルーム対応サービス)

精密機器、食品、医薬品・医療器具工場等は、取り扱う製品の性質上、徹底した衛生管理や、空気中の微粒子濃度で測定される清浄度の管理がなされるクリーンルーム環境である場合が多く、それらの工場で使用される機器やメンテナンス機器等についても、同様の清浄度が必要とされることも珍しくありません。クリーンルームの清浄度は、ISO14644-1の規格により、最も高いClass 1 からClass 9 までにカテゴライズされていますが、当社では、精密機械・薬品・食品工場など多くのクリーンルーム環境に適するClass 6 レベルまでの清浄度に対応したレンタル資産を提供できる体制を整備しております。

顧客よりクリーンルーム対応の要望があった場合、当社が管理センター内に保有するクリーンブースにて専門の作業員が都度レンタル資産のクリーン化を行い、顧客のニーズに応じた清浄度に仕上げた上で、輸送中の汚塵付着を防止するため厳重に梱包し、商品を納入しております。

(事故防止・作業の安全性向上に資するレンタルサービス)

■検知警報システム レーザーカーテン

レーザーカーテンは、作業現場にエリアセンサーを展開し、センサーの検知エリア内に人や物体が進入した際に回転灯と音声で注意喚起を行い、事故や施設の損傷を防止する当社独自の検知システムです。

■AIカメラ式掘削機自動停止システム AIストップ

AIストップは、掘削機に設置するAIカメラにより、設定したエリア内の「人」のみを検知して掘削機を自動停止させ、接触事故のリスクを軽減するシステムです。

(法令遵守・安全に資する教習サービス)

当社が取り扱うレンタル資産の中には、労働安全衛生法に基づき、その運転操作や作業を行うに当たり一定の特別教育・安全衛生教育を受けなければならないものや、資格要件として都道府県労働局長登録教習機関による技能講習を修了しなければならないものが多数あります。そこで当社は、それらのレンタル資産を提供するのみにとどまらず、労働局登録機関として「教習センター」を設置し、顧客が適法かつ安全に事業を行うことができるよう、以下の技能講習・特別教育・安全衛生教育・建築物石綿含有建材調査者講習を実施しております。

技能講習	・運転技能講習（フォークリフト、高所作業車、小型移動式クレーン） ・玉掛け技能講習
特別教育	・高所作業車の運転の業務に係る特別教育 ・墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る特別教育 ・足場の組立て、解体又は変更の作業に係る特別教育(地上または堅固な床上における補助作業を除く) その他各種
安全衛生教育	・刈払機取扱作業安全衛生教育 ・振動工具取扱作業安全衛生教育 ・丸のこ等取扱作業安全衛生教育 その他各種
建築物石綿含有 建材調査者講習	・一般建築物石綿含有調査者講習

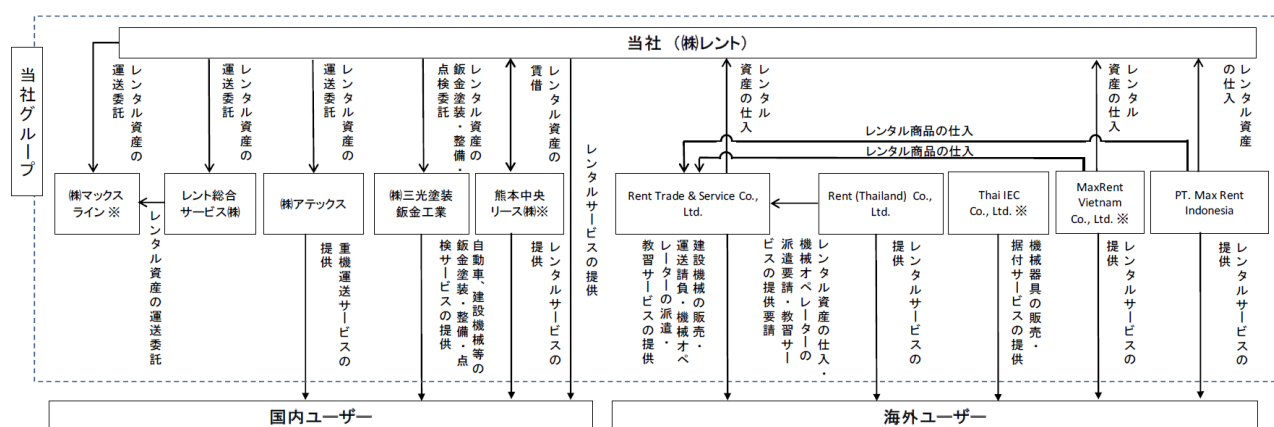
(資源有効活用・環境保護・コスト削減に資するバッテリー再生サービス)

携帯電話等の電気機器や車両、大型機械設備に至るまで、現代社会において、バッテリーはあらゆる場面で利用されています。このバッテリーは一般的に3年から5年程度で性能が劣化し、最終的には廃棄処分、交換となりますが、バッテリー内には鉛など多くの有害物質が含まれているため、産業廃棄物として有償にて適切に処分する必要があるほか、特にフォークリフトや高所作業機のような大型の機械設備や、病院・空港・鉄道等に設置される無停電装置などのバッテリーの交換費用は非常に高額であり、企業にとっては大きな負担となります。そこで当社では、特許技術「BRS (Battery Reuse System)」によるバッテリー再生サービスの提供、又は再生済バッテリーの販売を行い、顧客のコスト低減と廃棄物の削減（ゼロ・エミッション）をサポートしております。

この「BRS」は、充放電によって繰り返される化学反応により電極に蓄積される電気を通さない結晶（サルフェーション）を、高周波パルス電流充電法を用いて除去する技術であり、添加物等の使用や電極の交換といった物理的な行為を伴わないこと、また、理論的には何度でも再生が可能であることなど、優れた点を持ち合わせております。

なお、当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

事業系統図は、次のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社
※ 持分法適用会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合	関係内容
(連結子会社) レント総合サービス株式会社	静岡県 藤枝市	10百万円	運送事業	100.0%	・ レンタル資産の運送委託 ・ 設備の賃貸借 ・ 役員の兼任等あり
株式会社三光塗装钣金工業	静岡県 富士市	10百万円	自動車整備事業	100.0%	・ レンタル資産の钣金塗装、 車検、点検、整備委託 ・ 設備の賃貸借 ・ 借入金の債務保証 ・ 役員の兼任等あり
株式会社アテックス	千葉県 佐倉市	20百万円	運送事業	100.0%	・ レンタル資産の運送委託 ・ 資金の貸付 ・ 役員の兼任等あり
Rent (Thailand) Co., Ltd. (注) 2	タイ バンコク	420百万 バーツ	産業機械、 建設機械等の レンタル事業	98.2% (49.2%)	・ 借入金の債務保証 ・ 役員の兼任等あり
Rent Trade & Service Co., Ltd. (注) 2	タイ バンコク	150百万 バーツ	建設機械オペ レーション事業、 運送事業、販売 事業	90.0% (51.0%)	・ レンタル資産の販売 ・ 資金の貸付 ・ 借入金の債務保証 ・ 役員の兼任等あり
PT. Max Rent Indonesia (注) 2	インドネシア タンゲラン	80,000百万 ルピア	産業機械、 建設機械等の レンタル事業	51.0%	・ レンタル資産の販売 ・ 役員の兼任等あり
(持分法適用関連会社) 株式会社マックスライン	神奈川県 横浜市泉区	16百万円	運送事業	37.5%	・ レンタル資産の運送委託 ・ 資金の貸付 ・ 土地の賃貸 ・ 役員の兼任等あり
熊本中央リース株式会社	熊本県 合志市	70百万円	産業機械、 建設機械等の レンタル事業	28.6%	・ レンタル資産の貸借 ・ 役員の兼任等あり
Thai IEC Co., Ltd.	タイ チョンブリ	4 百万 バーツ	機械器具の販売 及び据付事業	39.0% (39.0%)	—
MaxRent Vietnam Co., Ltd.	ベトナム ハノイ	11,200百万 ドン	産業機械、 建設機械等の レンタル事業	49.0%	・ レンタル資産の販売 ・ 借入金の債務保 証・役員の兼任等あり

- (注) 1. 当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、「主要な事業の内容」欄には、各関係会社が行う主要な事業を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で内数であります。
4. 「関係内容」欄の役員の兼任等は、当社執行役員及び従業員が関係会社役員を兼任する場合を含んでおります。
5. 売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超える連結子会社はありません。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年4月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
レンタル事業	1,543 (140)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー等）は（ ）内に、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、レンタル事業として合計従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年4月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
1,157 (82)	38.8	10.0	5,463,274

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者、嘱託社員を含む。）であり、臨時従業員（パートタイマー等）は（ ）内に、最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

最近事業年度					
管理職に占める女性労働者の割合（%） （注）1	男性労働者の育児休業取得率（%） （注）2、3		労働者の男女の賃金の差異（%） （注）1		
	正社員	パート	全労働者	うち正規雇用労働者	うち非正規雇用労働者
5.3	28.6	-	72.2	71.1	58.2

- (注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
3. 男性労働者の育児休業取得率は、2024年6月1日から2025年4月30日までの実績であります。
4. 連結子会社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。
5. 男女の賃金格差については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております。なお、同一労働の賃金に差はなく、等級別人数構成の差によるものであります。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「必要な時に」「必要なものを」「必要な分だけ」使用できるレンタルを通じて、お客様の事業の効率化、コストダウン、環境保護、安心安全な作業環境の整備などに繋がる様々なノウハウやサービス＝“価値”を提供し続け、また、当社が保有するレンタル資産を多くの方々に繰り返しご利用いただくことにより、限りある資源を有効に活用する循環型経済実現の一端を担い、社会へ、そして世界へ貢献することを使命としております。

これを体現する経営の基本方針として、以下のとおり「企業理念」「経営方針」「行動指針」「スローガン」を掲げ、事業活動を行っております。

「企業理念」

私たちは限りある資源を有効に活用し 新鮮な提案力と高度なサービス力を通して 豊かな社会創りに貢献し続けていくことを使命とします

「経営方針」

私たちは、「新しい価値を創るワンストップコーディネーター」として、「持続可能な社会への貢献」と「持続的な企業価値の向上」の両立を目指します

1. 高付加価値なレンタルサービスを提供することにより、お客様の満足と、バリューチェーン全体の相互発展を実現します
2. 人権と人財の多様性を尊重するとともに、安心・安全で働き甲斐のある職場づくり、社会に貢献できる人づくりを行い、あわせてステークホルダーとの信頼関係強化に努めます
3. 循環型社会の実現に寄与するとともに、インフラレジリエンスの強化や、環境保全などに関わり、地域との共存共栄を図ります

「行動指針」

1. 柔軟な発想・工夫・実行力をもってお客様の信頼獲得を目指します
2. 環境・安全・効率をキーワードとして、お客様により満足いただけるサービスを常に提供します
3. より多くの分野のお客様にレンタルシステムを活用していただくことを目指します
4. 強い結束力を持ち、組織力を最大限に発揮します

「スローガン」

Progressive As We Go 常に前向きであれ

(2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、「成長性」、「収益性」、「健全性」に関するそれぞれの指標の達成により、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

	指標	選定した理由
成長性	売上高	寡占化が進むレンタル業界において、持続的な成長・市場シェアの拡大が重要と考えるため。
収益性	経常利益 経常利益率	売上高の拡大とともに、収益力の向上を図ることが重要と考えるため。
	EBITDA EBITDAマージン	設備投資による減価償却費のウエイトが高い業態であるため、投資の増減に左右されない収益力の向上を図ることが重要と考えるため。
健全性	ネットD/Eレシオ	設備投資による有利子負債のウエイトが高い業態であるため、持続的な成長に向けた投資と安定した財務体質のバランスが重要と考えるため。

(3) 経営環境

① レンタル業界の動向

土木・建設機械、産業機械等を主力としている総合レンタル業の売上高合計は、近年、コロナ禍による一時的な停滞はあったものの、15年間で約2倍の規模に拡大し、2024年度にはおよそ2兆円（※1）となっております。

このような状況の中、業界内におけるシェアとしては、大手が大きな割合を占めており、中でも上位5社の直近事業年度の売上高合計は、約9,800億円・全体の45%程度（※2）となっております。

なお、当社は、上位5社に次ぐ規模となっており、売上高合計は436億円、全体の2.0%程度であります。

（※1）経済産業省 特定サービス産業動態統計調査に基づく当社集計

URL : https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/tokusabido/result/result_1.html

（※2）官報及び有価証券報告書、会社ホームページ開示情報に基づく当社集計

② 経営環境の見通し

今後の経営環境につきましては、物価の上昇や海外経済の減速による下振れが懸念されるものの、賃上げに伴う個人消費の持ち直しや業績改善を背景とした企業の投資意欲の後押しなどが相まって、引き続き緩やかな成長が期待されるところであります。（※1）

当社事業に関連する建設投資の2025年度の見通しといたしましては、公共事業関係費の増加や企業の設備投資意欲の継続を背景として、政府投資・民間投資ともに増加し、全体では1.9%増加することが予想されております。（※2）また、国土強靱化基本計画に基づき、河川・道路施設・ライフライン（電気、ガス、水道等）・公共施設等に関する防災減災並びに老朽化対策に向けた工事が増加しているほか、2050年カーボンニュートラルの実現に向けたグリーン成長戦略の一環として、半導体工場、自動車のEV化に伴うリチウムイオン電池工場、再生可能エネルギー施設、送電網等の新設や増強の動きの加速が期待されるところであります。（※3）

また、当社グループが展開するASEANにおける2025年の経済見通しといたしましては、外需の回復と良好な内需を背景とした2024年度の状況が続いた場合、実質GDP 成長率がコロナ禍前の水準まで届く見通しであります。今後の米国の経済政策の影響次第では下振れリスクも懸念されるところであります。（※4）

（※1）内閣府 「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」

URL : <https://www5.cao.go.jp/keizai1/mitoshi/mitoshi.html>

内閣府 「令和6年5月 月例経済報告」

URL : <https://www5.cao.go.jp/keizai3/getsurei/getsurei-index.html>

（※2）建設経済研究所 「2025年1月 建設経済モデルによる建設投資の見通し」

URL : https://www.rice.or.jp/regular_report/forecast-html/

（※3）内閣官房 「国土強靱化年次計画 2023」

URL : https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html

経済産業省 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」

URL : https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ggs/index.html

（※4）大和総研 「2025 年ASEAN5 経済見通しと米トランプ政権 発足の影響」

URL : https://www.dir.co.jp/report/research/economics/emg/20241127_024765.html

(4) 中長期的な会社の経営戦略及び優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

このような見通しの下、当社グループは、事業規模及び収益力の拡大に向けた経営基盤全般の強化を図り、顧客の認知度をより一層向上させること、並びに業界内における確固たる地位を築くことが重要な課題であると考えております。

そこで、当社は、これまで磨き上げてきたビジネスノウハウ、並びにステークホルダーからの信頼をより一層高めるために新たな挑戦を続け、持続的な成長により実りある未来を創造するための経営戦略として、以下のとおり運営基本方針を掲げ、これを実現するための重点施策を設定しております。

■ 経営戦略 ■

≪ 運営基本方針 ≫

新しい価値を創造するワンストップコーディネーターとして
高付加価値なレンタルサービスの提供を通じ
持続的な成長を実現するための経営基盤確立を目指す

≪ 運営基本方針に基づく重点施策 ≫

1. 都市圏のネットワークを強化し、レンタル市場におけるシェアアップを図る
 - ◎ 関東・中部・近畿・九州を中心とした大都市部、中核都市部、及び特別需要地（大型工場、発電所、災害地等）において、市場特性に応じた最適な営業戦略の推進、従来の枠にとらわれない柔軟な営業所の展開、並びにレンタル資産のメンテナンス・物流を担うバックヤードの強化拡充を図り、顧客の開拓、深耕を強力に推進することにより、レンタル市場におけるシェアを拡大させてまいります。
2. レンタルサービスの更なる価値向上を図る
 - ◎ 当社は、多種多様な物品のレンタルに係るノウハウと、長年にわたるレンタル資産のメンテナンスにより培ってきた整備力、技術力を存分に活かし、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスをお客様に提供することを使命としており、これを「バリュープラスサービス」と名付けております。このバリュープラスサービスを軸にしつつ、新規レンタル分野及び顧客の開拓、新サービスの開発、並びにデジタルを活用した顧客利便性の向上を推進することで、提供するサービスの更なる価値向上を図ってまいります。
 - ◎ レンタル資産の保有量を拡大するとともに、品質の維持管理体制を強化し、タイムリーな供給と品質向上の両立を図ってまいります。
 - ◎ 各エリアにおけるレンタル資産配備及び物流体制の最適化を図り、更なる効率運用を推進してまいります。
3. 業務改革を進め、生産性の向上及び他社との差別化を図る
 - ◎ 業務オペレーション上の課題を解消するために、BPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）をキーワードとして、顧客サービスの高度化及び業務効率の改善を目的として2022年10月に刷新した基幹システムの更なる有効活用を図るとともに、既存の組織及び制度の抜本的な見直しやDXを含めた業務改革を推進してまいります。
4. 企業の成長を担い、社会に貢献できる人づくりを行う
 - ◎ 多様な視点、考え方を有しグローバルに活躍する人材の育成、並びに外国人の採用強化による企業成長の促進を図ってまいります。
 - ◎ マネジメント層の組織運営力向上、次世代を担う優秀なリーダーの養成を目的とした教育、並びに職種別・階層別教育を強化し、持続可能な社会に貢献できる人づくりを推進してまいります。
 - ◎ 心理的安全性の向上、健康経営の推進により、働きやすい職場環境づくりに努めてまいります。
5. 事業活動を通じ社会に貢献する
 - ◎ CO2削減の取り組みやリサイクルの推進など、環境負荷低減につながる事業運営、及び地域清掃活動などの地域に根付いた社会貢献活動を推進してまいります。
6. グループ経営の強化・事業提携の推進により、シナジー効果を創出する
 - ◎ 関連事業会社との業務提携又は資本提携の強化、並びに特定の地域及び分野に強みを持つ同業他社とのアライアンス形成により、シナジー効果を創出してまいります。
7. 海外レンタル市場を開拓する
 - ◎ ASEAN諸国におけるレンタル事業の更なる拡大発展、及び国内外グループ会社間におけるレンタル資産・人材のグローバル活用を推進してまいります。
8. ガバナンス体制を確立し、コンプライアンス、リスクマネジメントを強化する
 - ◎ コンプライアンス体制、リスクマネジメント体制、及び内部統制機能を一層強化することにより、持続的かつ健全な成長力を高めるとともに、社会的信用力及びブランド力の向上に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

レンタル事業は、物の所有ではなく利用に価値を置くことにより、物の有効活用や廃棄物の削減に貢献するとともに、お客様の経済的な負担やリスクを軽減することが可能です。当社グループは、レンタル事業を通じて、社会が必要とするサービスを環境負荷の低い形で提供しております。また、レンタル資産において、延命化に向けたメンテナンスや廃棄時にリサイクルを実施するなど、循環型経済の実現に向けた取り組みを行っています。

当社は、「私たちは限りある資源を有効に活用し 新鮮な提案力と高度なサービス力を通して 豊かな社会創りに貢献し続けていくことを使命とします」という企業理念のもと、持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値向上の両立を目指し、レンタル事業の特性を生かしたサステナビリティへの取り組みをさらに強化するために、マテリアリティを特定し、ESGを重視した経営を推進しております。今後は、さらにグループ全社員のサステナビリティに関する理解を深め、全社員の意識と能力の向上を図ってまいります。

(1) ガバナンス

当社は、取締役会の主導の下に、社長を委員長、役付執行役員及び常勤監査等委員を委員として構成されるサステナビリティ委員会を設置し、本委員会においてサステナビリティに関する方針や重要な課題及び課題解決に向けた具体的な取り組み等の検討、方向性の決定を行っております。具体的には、委員会を原則毎月1回開催し、サステナビリティ経営の推進に関する事項、サステナビリティ基本方針に関する事項、マテリアリティの特定及び目標、KPI等に関する事項、価値創造モデルに関する事項、その他サステナビリティ推進に関して委員が必要と認めた事項について検討、決定を行い、その状況を、適宜、取締役会に報告することとしております。

(2) 戦略

当社は、サステナビリティ経営の推進を軸とした企業理念・経営方針・行動指針を定め、それらに基づき持続可能な社会への貢献と持続的な企業価値向上の両立を目指しております。社会課題の解決に貢献し持続的に成長を遂げるために、当社グループが特に重点的に取り組むべき課題をマテリアリティとして特定し、解決に向けた具体的な取り組みを推進しております。特定したマテリアリティは、以下のとおりであります。

取り組みテーマ	マテリアリティ	取り組み
事業活動を通じた環境／社会価値の創出	製品・サービスの提供による環境・社会価値の創出	・環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」活用促進による環境／社会価値創出への貢献 ・低燃費車両や情報化施工機器など、環境／社会価値創出につながる機器の積極的な導入及び開発
	製品の安全性・サービスレベルの向上による顧客価値の創出	・レンタルサービス利用における、作業従事者の安全性確保に必要なメンテナンス及び製品知識レベルの向上
事業活動を通じた地球環境への貢献	循環型社会形成への貢献	・レンタルサービス活用促進による建設／産業機械などの運用効率向上への貢献 ・バッテリー再生事業を通じた廃棄物削減による環境負荷低減
	事業活動における環境負荷低減	・2050年カーボンニュートラル達成にむけた、省エネ／創エネ及びモーダルシフトの推進
人財マネジメント	安心・安全で働き甲斐のある職場づくり	・社員が個性や能力を最大限発揮するための、健康や安全に配慮した働きやすい職場環境の整備
	人財育成	・社員の継続的な成長を見据え、IT活用など時代の変化に対応するスキル習得を含む教育制度の拡充
	人財の多様性尊重	・性別・年齢・国籍・障がいの有無などに関わらず、様々な価値観を尊重するための教育実施や社内体制の構築
	基本的人権と個性の尊重	・当社のあらゆるステークホルダー、サプライチェーン全体において人権を尊重するための人権方針の策定、及び事業活動の実施
ステークホルダーとの共生、共創	サプライチェーンにおける責任ある調達	・持続可能な社会を支えるサプライチェーンの構築
	地域社会との共存、共栄	・レンタル事業を通じた豊かな社会創り、地域社会への貢献
経営基盤の強化	コーポレート・ガバナンスの強化	・株主や取引先、地域社会、従業員など全てのステークホルダーの期待に応じた内部統制システムの強化、経営の健全性、透明性、効率性の確保
	コンプライアンスとリスクマネジメントの徹底	・業務遂行に伴う、不測の損失を発生させうる事象や様々なリスクに対する適切な評価と管理

(3) リスク管理

当社は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、評価、全社的な管理について、取締役会の主導の下に、サステナビリティ委員会とリスク管理委員会（「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」にて詳述）が連携して行う体制としております。定期的にリスク及び機会を抽出して影響度及び発生可能性を評価し、重要なリスクについては外部専門家の意見も取り入れた上で対策を検討しております。また、リスク管理部門を設置し、各事業部門と連携して、リスク管理の基準や手順を策定・運用しております。

(4) 指標及び目標

マテリアリティの実現に向けKPIを定めて推進することで、事業活動を通じた社会的・経済的価値の創造を目指しております。

項目	範囲	指標	2024年5月末	2031年5月末
			実績	目標
C02排出量の削減 (Scope 1, 2)	単体	C02排出量	5,631 t	2023年5月末比 30%削減
労働安全衛生の徹底	単体	重大な労働災害の件数	0件	0件

なお、上記の目標は、現時点の見通しに基づくものであり、達成を保証するものではありません。事業環境や法制度の変化により、実際の結果が目標と異なる可能性があります。

3【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

また、必ずしもリスク要因には該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に記載しておりますが、当社に関するすべてのリスクを網羅するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 経済情勢について（発生可能性：低、影響度：中）

産業機械、建設機械レンタル業界の事業環境は、国及び地方公共団体の公共事業投資や、建設投資をはじめとした民間設備投資の動向に大きく左右される傾向があります。当社グループにおきましては、顧客構成を建設業及び建設業以外の様々な業種に分散し、リスクの低減を図っておりますが、経済情勢の変化等により事業環境が著しく変動した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業環境について（発生可能性：低、影響度：中）

産業機械、建設機械レンタル業界においては、大手による同業他社のグループ化が活発になっており、業界内の淘汰、寡占化が進展しております。

このような状況下、産業界全般におけるDX・GXへの対応や競合による価格対応などの面において資本力に勝る大手が優位性を持つことにより、当社グループの競争力の低下が懸念されます。

そのため、当社グループにおきましては、成長戦略の重要な要素として、M&Aや同業他社とのアライアンスに積極的に取り組み、業界内における競争力の維持向上に努めておりますが、競争力を維持できないほど急激に大手による寡占化が進んだ場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 業績の季節変動について（発生可能性：中、影響度：中）

当社グループは建設業以外の様々な産業向けレンタルに大きなウエイトを置いておりますが、顧客企業における設備投資全般の傾向として、例年10月頃から3月頃にかけて投資額が増加する傾向にあります。レンタル需要もこれに合わせて増加するため、当社グループの売上高は、年間の内、この期間に最も高くなる傾向があります。

従いまして、当社グループの売上高及び営業利益は、第2四半期連結会計期間及び第3四半期連結会計期間に偏重する傾向があります。

なお、2024年5月期における、各四半期連結会計期間の売上高及び営業利益は下記のとおりであります。

(単位：百万円)

	第1四半期 連結会計期間 自 2023年6月1日 至 2023年8月31日	第2四半期 連結会計期間 自 2023年9月1日 至 2023年11月30日	第3四半期 連結会計期間 自 2023年12月1日 至 2024年2月29日	第4四半期 連結会計期間 自 2024年3月1日 至 2024年5月31日	通期 連結会計期間 自 2023年6月1日 至 2024年5月31日
売上高	10,317	11,251	11,413	10,707	43,690
売上原価	7,303	7,617	7,417	7,644	29,983
販売費及び 一般管理費	2,497	2,512	2,567	2,947	10,524
営業利益	516	1,121	1,428	115	3,182

(注) 2024年5月期の各四半期連結会計期間の数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人のレビューを受けておりません。

(4) レンタル資産の保有に伴う業績の変動について（発生可能性：低、影響度：中）

産業機械、建設機械レンタル業界は、大量のレンタル資産を保有し、顧客に貸し出すことを事業としております。そのため、当業界に属する企業においては、保有するレンタル資産を固定資産計上することにより発生する減価償却費等の固定費が売上原価に計上され、売上原価に占める固定費の割合が、他の業界に属する企業に比べて高くなる傾向にあります。

当社グループは、市場動向、レンタル資産の稼働状況、予想される売上高、減価償却費の推移等を勘案し、適時適量な設備投資を行う体制としている他、レンタル資産のメンテナンスを適切に行うことにより運用可能期間の長期化を図り、減価償却費等の固定費抑制に注力しておりますが、予期せぬ急激な事業環境の変動等により、固定費を吸収できないほどの売上高減少に至った場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保及び育成について（発生可能性：中、影響度：中）

当社グループは、産業機械、建設機械等のレンタル事業を通じて企業の経営合理化及び効率化の一端を担い、社会へ貢献することを使命として事業活動を行っております。そのためには、様々な業界の知識やレンタル資産の知識、資格等を有し、また、柔軟な発想を持ちつつ、自ら率先して物事に取り組む自発的行動力を有した優秀な人材の確保及び育成が不可欠であります。

当社グループでは年度単位での採用計画に基づく新卒及びキャリア人材の確保、職種別・階層別の教育研修による人材の育成に努めております。しかしながら、これらの計画が予定通りに進捗しない場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業運営に係る許認可等について（発生可能性：低、影響度：中）

当社グループは、レンタル事業を行うに当たり主として、古物商、一般建設業、指定自動車整備事業、自動車特定整備事業、自家用自動車有償貸渡業等の許認可を取得しております。

これらの許認可については、当社総務部門が関連法令等に照らし、維持管理に係る要件や更新期限等を網羅的に管理した上で、それぞれの許認可に係る管轄部門を定め、当該管轄部門が適切にその維持管理に当たることとしております。本書提出日現在において取消し又は失効事由に該当する事実はありませんが、何らかの理由により、これらの許認可が取消し又は失効となった場合には、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 重要な訴訟事件等について（発生可能性：低、影響度：中）

当社グループが保有するレンタル資産は、その特性や維持管理の難易度等により、商品管理センターの高度な設備及び専門整備員による最適なメンテナンス、各営業所の整備員による適切かつ、きめ細やかなメンテナンスを施すことにより、常に万全の状態で顧客に提供される体制となっております。しかしながら、万が一、当社レンタル資産の予期せぬ不具合等に起因して顧客に多大な損害が生じ、重大な訴訟が提起された場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、現時点において重要な訴訟事件等はございません。

(8) 法的規制及び会計基準等について（発生可能性：低、影響度：中）

当社グループは、レンタル事業の展開に当たって、労働関連法令、道路運送車両法、道路運送法、古物営業法等の様々な法的規制や会計基準を遵守しております。そのため、法的規制や会計基準の新設、改正及び解釈の変更等があった場合には、その対応に時間や費用を要するなどして、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループがリースにより調達しているレンタル資産の大半はファイナンス・リースですが、一部についてはオペレーティング・リースにより調達しております。また、営業所及びヤードに係る土地・建物の一部を不動産所有者から賃借しております。オペレーティング・リースにより調達しているレンタル資産並びに賃借している営業所及びヤードに係る土地・建物については当該契約内容を踏まえ、貸借対照表に計上されておられません。しかしながら、リース会計基準等の改正によりオペレーティング・リース対象資産及び負債を計上することとなった場合には、資産及び負債に使用権資産相当額が計上されることになります。その結果、当社グループの自己資本比率の低下等、関連する経営指標に影響を及ぼす可能性、並びに将来において使用権資産の減損損失が発生した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 多額の借入金、リース債務について（発生可能性：低、影響度：高）

産業機械、建設機械レンタル業界は、大量のレンタル資産を保有し、顧客に貸し出すことを事業としているため、継続的な事業拡大に向け多額の設備投資が必要となります。

当社グループにおきましては、その投資資金を、原則として借入金又はリース契約により調達しており、積極的な情報開示及び対話により、金融機関及びリース会社との良好な関係維持に努めておりますが、経済情勢の変化や当社グループの信用悪化等により、資金調達が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 金利動向について（発生可能性：中、影響度：低）

当社グループは資金調達に際し、銀行借入においては、変動金利借入と固定金利借入の残高バランスの調整や金利の固定化等を図り、リース契約においては、リース会社の集約による関係強化及びボリュームディスカウント、リース料の相見積りによる金利交渉等を行い、安定調達・金利抑制・金利変動の影響軽減に努めております。予期せぬ大幅な市場金利の変動等が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 借入金の財務制限条項について（発生可能性：低、影響度：高）

当社グループにおける借入金の一部には財務制限条項が付されており、各年度の決算日の貸借対照表における純資産の部の金額を、契約で基準と定める決算日の貸借対照表における純資産の部の金額の75%以上に維持すること、各年度の損益計算書における経常損益が2期連続して損失とならないようにすることの取り決めがなされております。現時点においてこれに抵触するような状況は発生しておりませんが、抵触した場合には期限の利益を喪失し、借入金の一括弁済を要請されるなどして、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の減損会計について（発生可能性：中、影響度：中）

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。今後、経営環境の著しい悪化等により固定資産の収益性が悪化し、減損損失を計上した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 自然災害等の発生について（発生可能性：中、影響度：中）

当社グループがレンタル事業を展開している地域において、大規模な自然災害や疫病、戦争、テロ、ストライキ、政情不安、国際情勢の変化等、予期せぬ事象が発生し、営業を継続することが困難となった場合や、復旧、修復に多額の費用、長期間を要する事態となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(14) M&Aについて（発生可能性：低、影響度：中）

当社グループは、レンタル事業を強化、補完するための手段のひとつとして、必要に応じてM&Aの実施を検討することとしております。

M&Aの実施に際しては、対象企業の事業内容、財務内容及び法令遵守状況等に係る詳細なデューデリジェンスを行い、各種リスクの低減を図ってまいります。M&A実施時点で想定されなかった事象が発生した場合や、M&A実施後の事業展開が計画通りに進捗しなかった場合には、当社グループが期待した事業上のシナジー効果が得られない可能性があることに加え、M&A実施時点で生じたのれんを含む資産について減損損失が発生するなどして、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(15) パートナー企業との共同事業運営における意思決定及び体制の変動について（発生可能性：中 影響度：低）

当社グループは、適宜、パートナー企業との業務提携や共同出資により合弁会社を設立するなどして、パートナー企業の持つ情報、資産、人的リソースなどを有効活用し、事業展開の効率化を図っております。その一方で、経営上の意思決定については、パートナー企業の意向も十分に考慮し、協議のうえで行う必要があります。そのため、当社グループとパートナー企業の経営上の考え方に相違が生じる場合には、当事者間の合意形成に時間を要し、意思決定を速やかに行うことができない可能性があります。また、パートナー企業の事情等により、共同運営体制を維持することが困難となる場合には、当社グループが単独で事業を継続する、新たなパートナー企業を選定する、又は撤退する必要性が生じ、当社グループの事業運営及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、現時点におきまして、MaxRent Vietnam Co., Ltd.及びPT. Max Rent Indonesiaを共同運営しているパートナー企業の丸紅株式会社との間で、当該2社の運営体制及び出資比率の見直しに係る協議を開始しております。具体的な内容の決定には至っておりませんが、引き続き、当社が主体的に運営に当たる予定であり、当該運営体制及び出資比率の見直しが当社グループの事業運営及び業績に大きな影響を及ぼすことは想定しておりません。また、2025年5月期第3四半期の親会社株主に帰属する当期純利益に占めるMaxRent Vietnam Co., Ltd.及びPT. Max Rent Indonesiaの割合は、合計で8%程度と限定的であります。

(16) 情報セキュリティについて（発生可能性：低、影響度：中）

当社グループは、事業活動における重要情報や、顧客及び社員から入手した個人情報などの機密情報を保有しており、IT資産の盗難・紛失などによる情報漏洩や、サイバー攻撃による改ざん・流出・システム停止等の被害を防ぐため、外部からの不正侵入防止、データの暗号化による情報漏洩防止などのセキュリティ対策を実施しています。さらに、情報セキュリティ規程の策定並びに情報セキュリティ委員会を設置し、継続的な管理運営体制を構築しております。しかしながら、想定を超えるサイバー攻撃や、予期せぬ不正利用などにより、重要情報や個人情報の漏洩、事業活動停止などの被害が発生する場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(17) 海外展開について（発生可能性：中、影響度：低）

当社グループは、国内に加え、ASEAN諸国においてもレンタル事業を展開しており、今後も海外展開を拡大させる方針であります。そのため、当該国の経済情勢の変化や法令・規則等に変更があった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びにこれらの状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 経営成績の状況

第40期連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益及び雇用情勢の改善に伴い、設備投資、輸出及び個人消費に持ち直しの動きがみられる一方で、物価上昇の継続や海外景気の下振れなどによる国内景気の下押し懸念から、先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社事業に関連する建設投資の状況といたしましては、民間建築・土木投資が前年を下回っているものの、公共建築・土木投資が増加し、全体としては前年を上回る状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、首都圏及び大都市部を中心に顧客の開拓、深耕に努めるとともに、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」を軸に、売上高の拡大並びに同業他社との差別化に努めてまいりました。また、レンタル用資産について、価格競争の激しい汎用品の長期運用に向けた延命整備や調達方法の見直しを行っているほか、減価償却とのバランスを考慮しながら新規投資を行うことにより、レンタル用資産の保有量を増加させつつ、計画的に費用の抑制を図ってまいりました。さらには、新規営業所及びメンテナンス・物流を担うバックヤードの展開、並びに業務改革の推進による生産性の向上や人材増強及び育成の推進など、成長に向けた各種施策に取り組みました。

一方で、需要増加に伴うレンタル用資産の供給不足から、Wレンタル（同業者からの転貸）への依存や物流費用の負担増など課題も生じているため、これらの解消に向けて、配送サービスの適正化及び社内移動の効率化を図るとともに、モーダルシフトの推進による物流費用の抑制とCO2排出量削減の両立にも注力いたしました。

その結果、当連結会計年度の業績は、売上高は436億90百万円（前期比30億39百万円、7.5%増）となりました。利益面では、前述の費用の抑制や一部設備投資の遅れなどもあり、営業利益は31億82百万円（前期比4億92百万円、18.3%増）、経常利益は27億95百万円（前期比3億36百万円、13.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は20億73百万円（前期比3億9百万円、17.6%増）となりました。なお、当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（売上高）

当連結会計年度の売上高は、前連結会計年度に比べ30億39百万円増加し、436億90百万円（前年同期比7.5%増）となりました。これは主に、民間建築・土木投資が前年を下回っているものの、公共建築・土木投資が増加し、全体としては前年を上回る状況で推移する中、首都圏及び大都市部を中心に顧客の開拓、深耕に努めるとともに、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」を軸に、売上高の拡大並びに同業他社との差別化に努めたことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、前連結会計年度に比べ15億円増加し、299億83百万円（前年同期比5.3%増）となり、売上総利益は15億38百万円増加し、137億6百万円（前年同期比12.6%増）となりました。これは主に、レンタル資産の投資及び維持管理を計画的に行うことにより、商品供給力の向上を図りながら、減価償却費の低減に努めたことによるものであります。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に比べ10億45百万円増加し、105億24百万円（前年同期比11.0%増）となりました。これは、物価上昇の影響もありましたが、主に、持続的な成長並びに中長期的な事業規模の拡大に向けた設備投資やDXによる業務効率改善、人材の増強及び育成強化等への投資を積極的に推進したことによるものであります。その結果、営業利益は前連結会計年度に比べ4億92百万円増加し、31億82百万円（前年同期比18.3%増）となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は、前連結会計年度に比べ33万円減少し、2億3百万円（前年同期比0.2%減）となりました。また、営業外費用は、前連結会計年度に比べ1億55百万円増加し、5億89百万円（前年同期比35.9%増）となりました。その結果、経常利益は前連結会計年度に比べ3億36百万円増加し、27億95百万円（前年同期比13.7%増）となりました。

（特別損益、親会社株主に帰属する当期純利益）

特別利益は前連結会計年度に比べ13百万円減少し、5百万円（前年同期比72.0%減）となりました。また、特別損失は前連結会計年度に比べ25百万円減少し、6百万円（前年同期比79.8%減）となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前連結会計年度に比べ3億9百万円増加し、20億73百万円（前年同期比17.6%増）となりました。

第41期中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、企業収益及び雇用情勢の改善に伴い、設備投資・生産活動、個人消費に持ち直しの動きがみられる一方で、物価上昇の継続や海外景気の下振れなどによる国内景気の下押し懸念から、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社事業に関連する建設投資の状況といたしましては、民間及び公共建築投資がけん引して前年を上回る状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、関東・中部・近畿を中心とした大都市部及び中核都市部において、顧客の開拓、深耕に努めるとともに、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」を軸に、売上高の拡大、並びに同業他社との差別化を図ってまいりました。また、レンタル資産について、減価償却とのバランスを考慮しながら新規投資を行うとともに、適時適切なメンテナンスを実施することにより、保有量を増加させつつ、計画的な費用の抑制、並びに稼働率の向上を図ってまいりました。さらには、DXなど業務改革の推進による生産性の向上や人材増強及び育成の推進など、成長に向けた各種施策に取り組みました。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高は245億60百万円となりました。利益面では、前述の費用の抑制や老朽化したレンタル資産の売却、一部設備投資の遅れなどもあり、営業利益は25億74百万円、経常利益は23億91百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は16億10百万円となりました。

なお、当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（売上高）

当中間連結会計期間の売上高は、245億60百万円となりました。これは主に、民間及び公共の建築投資がけん引して前年を上回る状況で推移する中、関東・中部・近畿を中心とした大都市部及び中核都市部において、顧客の開拓、深耕に努めるとともに、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」を軸に、売上高の拡大、並びに同業他社との差別化を図ったことによるものであります。

（売上原価、売上総利益）

売上原価は、162億96百万円となり、売上総利益は、82億64百万円となりました。これは主に、計画的なレンタル資産の増強及び適時適切なメンテナンスの実施により、商品供給力の向上を図ったことによるものであります。

（販売費及び一般管理費、営業利益）

販売費及び一般管理費は、56億89百万円となりました。これは、物価上昇の影響もありましたが、主に、DXなど業務改革の推進による生産性の向上、人材増強及び育成強化等、成長に向けた各種施策を積極的に推進したことによるものであります。その結果、営業利益は25億74百万円となりました。

（営業外損益、経常利益）

営業外収益は1億32百万円となりました。また、営業外費用は3億15百万円となりました。その結果、経常利益は23億91百万円となりました。

（特別損益、親会社株主に帰属する中間純利益）

特別利益は2百万円となりました。また、特別損失は3百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する中間純利益は16億10百万円となりました。

第41期第3四半期連結累計期間（自 2024年6月1日 至 2025年2月28日）

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、企業収益及び雇用情勢の改善に伴い、設備投資・個人消費に持ち直しの動きがみられる一方で、物価上昇の継続や海外景気の下振れなどによる国内景気の下押し懸念から、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

当社事業に関連する建設投資の状況といたしましては、民間及び公共の建築・土木投資全体が前年を上回る状況で推移いたしました。

このような状況の下、当社グループは、関東・中部・近畿を中心とした大都市部及び中核都市部において、顧客の開拓、深耕に努めるとともに、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」を軸に、売上高の拡大、並びに同業他社との差別化を図ってまいりました。

また、レンタル資産について、減価償却とのバランスを考慮しながら新規投資を行うとともに、適時適切なメンテナンスを実施することにより、保有量を増加させつつ、計画的な費用の抑制、並びに稼働率の向上を図ってまいりました。

さらには、DXなど業務改革の推進による生産性の向上や人材増強及び育成の推進など、成長に向けた各種施策・設備投資に取り組みました。

その結果、当第3四半期連結累計期間の業績は、売上高は373億12百万円となりました。利益面では、前述の費用の抑制や老朽化したレンタル資産の売却増加などもあり、営業利益は39億58百万円、経常利益は36億85百万円、親会社株主に帰属する四半期純利益は25億15百万円となりました。

なお、当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(売上高)

当第3四半期連結累計期間の売上高は、373億12百万円となりました。これは主に、民間及び公共の建築・土木投資全体が前年を上回る状況で推移する中、関東・中部・近畿を中心とした大都市部及び中核都市部において、顧客の開拓、深耕に努めるとともに、環境・安全・効率をキーワードとした独自性、特長を持つ高付加価値なサービスを提供する「バリュープラスサービス」を軸に、売上高の拡大、並びに同業他社との差別化を図ったことによるものであります。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は、247億76百万円となり、売上総利益は、125億36百万円となりました。これは主に、計画的なレンタル資産の増強及び適時適切なメンテナンスの実施により、商品供給力の向上を図ったことによるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、85億78百万円となりました。これは、物価上昇の影響もありましたが、主に、DXなど業務改革の推進による生産性の向上、人材増強及び育成強化等、成長に向けた各種施策・設備投資を積極的に推進したことによるものであります。その結果、営業利益は39億58百万円となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は1億72百万円となりました。また、営業外費用は4億44百万円となりました。その結果、経常利益は36億85百万円となりました。

(特別損益、親会社株主に帰属する四半期純利益)

特別利益は11百万円となりました。また、特別損失は5百万円となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は25億15百万円となりました。

② 財政状態の状況

第40期連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

(資産)

当連結会計年度末における総資産は512億96百万円となり、前連結会計年度末に比べ63億22百万円増加いたしました。主な要因として、流動資産において、現金及び預金が19億64百万円、受取手形及び売掛金が5億60百万円それぞれ増加し、固定資産において、自己所有・リースを含めたレンタル用資産が24億32百万円増加いたしました。

(負債)

負債合計は386億30百万円となり、前連結会計年度末に比べ39億70百万円増加いたしました。主な要因として、長期・短期を合わせた有利子負債において、借入金が24億11百万円増加した一方で、リース債務が7億24百万円減少いたしました。また、有利子負債を除く流動負債において、支払手形及び買掛金が4億49百万円、未払金が7億37百万円それぞれ増加いたしました。

(純資産)

純資産合計は126億65百万円となり、前連結会計年度末に比べ23億51百万円増加いたしました。主な要因として、利益剰余金が18億59百万円、非支配株主持分が3億66百万円それぞれ増加したほか、自己株式を49百万円処分いたしました。なお、利益剰余金の増加につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益を20億73百万円計上した一方で、配当金を2億14百万円支払ったことによるものであります。

第41期中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

(資産)

当中間連結会計期間末における総資産は566億15百万円となり、前連結会計年度末に比べ53億18百万円増加いたしました。主な要因として、流動資産において、現金及び預金が6億93百万円減少した一方で、受取手形及び売掛金が15億58百万円増加いたしました。また、固定資産において、自己所有・リースを含めたレンタル用資産が39億41百万円増加いたしました。

(負債)

当中間連結会計期間末における負債合計は425億53百万円となり、前連結会計年度末に比べ39億22百万円増加いたしました。主な要因として、長期・短期を合わせた有利子負債において、借入金が1億2百万円減少した一方で、リース債務が7億11百万円増加いたしました。また、有利子負債を除く流動負債において、支払手形及び買掛金が28億9百万円減少した一方で、電子記録債務が35億円、未払金が11億30百万円、未払法人税等が3億1百万円それぞれ増加いたしました。

(純資産)

当中間連結会計期間末における純資産合計は140億61百万円となり、前連結会計年度末に比べ13億95百万円増加いたしました。主な要因として、利益剰余金が13億64百万円増加した一方で、非支配株主持分が78百万円減少したほか、自己株式を49百万円処分いたしました。なお、利益剰余金の増加につきましては、親会社株主に帰属する中間純利益を16億10百万円計上した一方で、配当金2億46百万円を支払ったことによるものであります。

第41期第3四半期連結累計期間（自 2024年6月1日 至 2025年2月28日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における総資産は576億75百万円となり、前連結会計年度末に比べ63億79百万円増加いたしました。主な要因として、流動資産において、現金及び預金が2億28百万円、受取手形及び売掛金が11億35百万円それぞれ増加した一方で、商品及び製品が1億50百万円減少いたしました。また、固定資産において、自己所有・リースを含めたレンタル用資産が50億円増加いたしました。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は423億27百万円となり、前連結会計年度末に比べ36億96百万円増加いたしました。主な要因として、長期・短期を合わせた有利子負債において、借入金が30億10百万円、リース債務が9億63百万円それぞれ増加いたしました。また、有利子負債を除く流動負債において、支払手形及び買掛金が32億55百万円減少した一方で、電子記録債務が25億21百万円、未払金が2億39百万円それぞれ増加いたしました。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は153億48百万円となり、前連結会計年度末に比べ26億82百万円増加いたしました。主な要因として、利益剰余金が22億69百万円増加した一方で、非支配株主持分が1億5百万円減少したほか、自己株式を2億96百万円処分いたしました。なお、利益剰余金の増加につきましては、親会社株主に帰属する四半期純利益を25億15百万円計上した一方で、配当金を2億46百万円支払ったことによるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

第40期連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて19億52百万円増加し、47億99百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、32億3百万円の収入（前連結会計年度は36億59百万円の収入）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益27億94百万円、減価償却費74億67百万円、レンタル資産の取得による支出65億84百万円、法人税等の支払額9億15百万円をそれぞれ計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、11億19百万円の支出（前連結会計年度は19億7百万円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出9億70百万円を計上したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億47百万円の支出（前連結会計年度は17億62百万円の支出）となりました。これは主に、長期借入れによる収入60億15百万円、長期借入金の返済による支出38億93百万円、リース債務の返済による支出25億9百万円、連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込みによる収入4億87百万円、配当金の支払額2億14百万円をそれぞれ計上したことによるものであります。

第41期中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて6億87百万円減少し、41億12百万円となりました。

当中間連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によるキャッシュ・フローは、18億56百万円の収入となりました。これは主に、税金等調整前中間純利益23億90百万円、減価償却費37億94百万円、レンタル資産の取得による支出34億89百万円、売上債権の増加額16億15百万円、仕入債務の増加額6億34百万円をそれぞれ計上したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動によるキャッシュ・フローは、6億42百万円の支出となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出4億55百万円を計上したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動によるキャッシュ・フローは、19億18百万円の支出となりました。これは主に、短期借入金の純増加額10億62百万円、長期借入れによる収入7億52百万円、長期借入金の返済による支出21億86百万円、リース債務の返済による支出12億76百万円、配当金の支払額2億46百万円をそれぞれ計上したことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c. 販売実績

第40期連結会計年度、第41期中間連結会計期間及び第41期第3四半期連結累計期間の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはレンタル事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。

セグメントの名称	第40期 連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)		第41期 中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	第41期 第3四半期連結累計期間 (自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)
	金額（百万円）	前年同期比 （％）	金額（百万円）	金額（百万円）
レンタル事業	43,690	107.5	24,560	37,312

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が100分の10以上を占める相手先がないため記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの財政状態及び経営成績は、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ① 経営成績の状況、 ② 財政状態の状況」に記載のとおりであります。また、当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

なお、当社グループの目標とする経営指標の実績値は、下表のとおりであります。

成長性については、売上高の拡大を続けてまいりました。

収益性については、レンタル用資産の増強を計画的に行ったことにより、経常利益率を高めつつ、EBITDAマージンを維持することができました。

健全性については、収益力改善による純資産の増強及び純有利子負債の圧縮により、ネットD/Eレシオの改善を進めてまいりました。

	指標	2021年5月期 実績	2022年5月期 実績	2023年5月期 実績	2024年5月期 実績
成長性	売上高 (千円)	35,706,499	37,354,522	40,650,969	43,690,004
収益性	経常利益 (千円)	1,200,209	1,933,786	2,459,593	2,795,868
	経常利益率 (%)	3.4	5.2	6.1	6.4
	EBITDA (千円)	14,563,513	15,076,491	16,319,189	17,151,918
	EBITDAマージン (%)	40.8	40.4	40.1	39.3
健全性	ネットD/Eレシオ (倍)	3.1	2.4	2.1	1.7

(注) 1. 2021年5月期及び2022年5月期の数値については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づくEY新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

2. EBITDA：営業利益＋減価償却費（一括償却資産を含む）＋リース料

EBITDAマージン：EBITDA÷売上高

ネットD/Eレシオ：((有利子負債－現預金)÷自己資本)

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

a. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容

当社グループのキャッシュ・フローの状況の分析については、「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③ キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

b. 資本の財源及び資金の流動性

当社は、安定的かつ機動的で金利優位性のある調達手段の確保と財務健全性の向上を重視し、資金調達を行っております。

当社の主たる資金需要は、レンタル事業に係る各種仕入費用や販売費及び一般管理費等の運転資金及びレンタル資産の増強、営業所・レンタル資産メンテナンス拠点の新設や改修、業務システムの改修、M&Aによる株式取得などの持続的な成長に向けた投資に必要な設備等投資資金であります。

主たる資金調達手段として、運転資金につきましては、営業活動によるキャッシュ・フローに加え、コミットメントラインや当座借越枠による短期借入金を活用し、安定的かつ機動的に調達を行っております。また、設備等投資資金につきましては、金融機関からの長期借入金やリース契約を中心に、金利優位性や財務安全性などを考慮し、最適な調達を行っております。

現状の資金調達及び資金繰りに問題はないと認識しておりますが、事業環境の大幅な変動や金融・資本市場における不測の事態に備え、前述のコミットメントライン契約を金融機関と締結し、必要資金を確保しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表作成に当たって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況

1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループといたしましては、大きく分けて二つの研究開発活動を行っております。

一つ目は、環境負荷の低減を目的としたバッテリーの再生技術及び再生関連機器の研究開発であります。自動車やフォークリフト、非常用電源等に幅広く使用されている鉛バッテリーの再生技術及び再生機器の開発並びに再生サービスの提供をもって、廃棄物の削減、リサイクルの推進等、社会のゼロ・エミッションへの取組みをサポートするとともに、近年急速に普及が進んでいるリチウムイオンバッテリーについても再生技術を確立すべく、研究開発の幅を広げております。

二つ目は、レンタルを通じて顧客のニーズに応えるため、環境・安全・効率をキーワードとしたオリジナル仕様のレンタル資産や、より高機能に改良されたレンタル資産の企画、製造委託、試用、導入を積極的行っております。

なお、当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第40期事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

当連結会計年度の研究開発費の総額は19,520千円であります。

第41期中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は4,151千円であります。

第41期第3四半期連結累計期間(自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)

当第3四半期連結累計期間の研究開発費の総額は16,705千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第40期連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額は11,681百万円であり、その主な内訳は産業用車両・重機類・各種産業用機械等、レンタル資産の増強並びに延命化に係る投資が10,945百万円、営業所・レンタル資産メンテナンス拠点の増強・改修等に係る投資が673百万円であります。また、当連結会計年度において重要な設備の除却・売却等はありません。

なお、当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第41期中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

当中間連結会計期間における設備投資の総額は7,964百万円であり、その主な内訳は産業用車両・重機類・各種産業用機械等、レンタル資産の増強並びに延命化に係る投資が7,717百万円、営業所・レンタル資産メンテナンス拠点の増強・改修等に係る投資が202百万円であります。また、当中間連結会計期間において重要な設備の除却・売却等はありません。

なお、当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第41期第3四半期連結累計期間（自 2024年6月1日 至 2025年2月28日）

当第3四半期連結累計期間における設備投資の総額は11,115百万円であり、その主な内訳は産業用車両・重機類・各種産業用機械等、レンタル資産の増強並びに延命化に係る投資が10,717百万円、営業所・レンタル資産メンテナンス拠点の増強・改修等に係る投資が343百万円であります。また、当第3四半期連結累計期間において重要な設備の除却・売却等はありません。

なお、当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

（1）提出会社

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額								従業員数 (人)
		レンタル用資産 〔自己所有〕 (百万円)	レンタル用資産 〔リース〕 (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (静岡市駿河区) ほか営業所63か所、 レンタル資産管理・ メンテナンス拠点 13か所、その他5 か所	レンタル 事業用設備	10,468	6,676	4,026	410	6,439 (129,546)	27	841	28,890	1,090 (95)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定、ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定であります。
3. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
5. レンタル用資産、建物及び土地等の一部を賃借しております。年間賃借料は8,171,449千円であります。
6. 当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載をしておりません。

(2) 国内子会社

2024年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員数 (人)
			建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	土地 (百万円) (面積㎡)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
レント総合 サービス㈱	本社 (静岡県 藤枝市) 他5営業所	運送事業用 設備	160	49	120 (3,768)	47	4	382	45 (35)
㈱三光塗装鈑金 工業	本社 (静岡県 富士市) 他1営業所	自動車整備 事業用設備	129	32	159 (4,075)	5	44	372	24 (16)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。
3. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
4. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
5. レント総合サービス㈱は、建物及び土地等の一部を賃借しており、年間賃借料は24,619千円であります。
6. ㈱三光塗装鈑金工業は、建物及び土地等の一部を賃借しており、年間賃借料は6,836千円であります。
7. 当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載をしておりません。

(3) 在外子会社

2024年5月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額							従業員数 (人)
			レンタル用資産 [自己所有] (百万円)	レンタル用資産 [リース] (百万円)	建物及び 構築物 (百万円)	機械装置 及び運搬具 (百万円)	リース 資産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	
Rent (Thailand) Co., Ltd.	本社 (タイ バンコク) 他 6 営業所	レンタル 事業用設備	1, 495	430	415	22	146	30	2, 541	171

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品、建設仮勘定であります。
3. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。
4. レンタル用資産、建物及び土地等の一部を賃借しております。年間賃借料は341,804千円であります。
5. 当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載をしておりません。

なお、第41期中間連結会計期間及び第3四半期連結累計期間において、新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった主要な設備はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】（2025年4月30日現在）

当社グループは、大量のレンタル資産を保有し顧客に貸し出すことを事業としているため、設備投資計画は、その根幹をなす大変重要なものであります。そのため、当社グループにおきましては、市場動向、レンタル資産の保有状況及び稼働状況、営業所及び商品管理センターの展開状況、予想される売上高、減価償却費の推移等を勘案し、事業運営上必要な資産を適時適切に保有するとともに、持続的な成長に資する先行投資を行い、戦略的な資産の増強を図るための計画を策定しております。

（1）重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び 完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社及び 連結子会社	当社本社 (静岡県 静岡市) 他103か所	レンタル資産 (車両、高所 作業機、掘削 機 等)	15,354	-	自己資金及び 増資資金、 借入金、リース	2025年 6月	2026年 5月	(注) 1
西東京営業 所	東京都 武蔵村山市	営業所	126	-	増資資金	2025年 4月	2025年 6月	
柏営業所	千葉県柏市	営業所	258	-	増資資金	2025年 4月	2025年 12月	
加古川営業 所	兵庫県 加古川市	営業所	327	-	増資資金	2025年 10月	2026年 6月	
当社及び 連結子会社	当社本社 (静岡県 静岡市) 他103か所	その他自社資 産（営業所・ 商品管理セン ター・システ ム 等）	1,624	-	自己資金及び 借入金、リース	2025年 6月	2026年 5月	

(注) 1. 投資後の増加能力については合理的な算出が困難なため、記載を省略しております。

2. 当社グループは、レンタル事業の単一セグメントであるため、「セグメントの名称」の記載をしておりません。

（2）重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却・売却を除き、重要な設備の除却・売却の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	11,552,000
計	11,552,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	3,259,400	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。（注）
計	3,259,400	—	—

（注）2025年3月24日開催の臨時株主総会の決議に基づき、同日付で定款の変更を行い、譲渡制限を撤廃しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2013年8月30日	2014年9月9日	2015年8月27日
付与対象者の区分 及び人数（名）	取締役 7 監査役 1 (注) 6	取締役 7 監査役 1 (注) 6	取締役 7 監査役 1 (注) 6
新株予約権の数 (個) ※	20	24	48
新株予約権の目的 となる株式の種 類、内容及び数 (株) ※	普通株式 4,000 (注) 1、2	普通株式 4,800 (注) 1、2	普通株式 4,800 (注) 3
新株予約権の行使 時の払込金額 (円) ※	1 (注) 1	1 (注) 1	1
新株予約権の 行使期間※	2013年8月31日から 2043年8月30日まで	2014年9月11日から 2044年9月10日まで	2015年8月29日から 2045年8月28日まで
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額（円）※	発行価格 1,026.13 資本組入額 513.07 (注) 1、4、5	発行価格 1,182.77 資本組入額 591.39 (注) 1、4、5	発行価格 1,378.01 資本組入額 689.01 (注) 4、5
新株予約権の 行使の条件※	①当社の取締役（社外取締役を除く。）又は監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記新株予約権の行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。		
新株予約権の譲渡 に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項 ※	-		

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 2015年2月10日開催の取締役会決議により、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

2. 募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は200株とする。
募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。
3. 募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。
$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。
4. 発行価格は、新株予約権の1株当たりの払込金額と行使時の払込金額1円を合算している。なお新株予約権の払込金額については、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。
5. 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。
6. 付与対象者の退任に伴う権利行使により、本書提出日現在の第1、2、4回新株予約権を保有している「付与対象者の区分及び人数」は、取締役2名となっております。

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第7回新株予約権
決議年月日	2016年8月29日	2017年8月29日	2018年8月29日
付与対象者の区分 及び人数（名）	取締役 6 監査役 1 (注) 4	取締役 5 監査役 1 (注) 4	取締役 5 監査役 1 (注) 4
新株予約権の数 (個) ※	48	48	54
新株予約権の目的 となる株式の種 類、内容及び数 (株) ※	普通株式 4,800 (注) 1	普通株式 4,800 (注) 1	普通株式 5,400 (注) 1
新株予約権の行使 時の払込金額 (円) ※	1	1	1
新株予約権の 行使期間※	2016年8月31日から 2046年8月30日まで	2017年8月31日から 2047年8月30日まで	2018年8月31日から 2048年8月30日まで
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額（円）※	発行価格 1,570.01 資本組入額 785.01 (注) 2、3	発行価格 1,719.85 資本組入額 859.93 (注) 2、3	発行価格 1,897.80 資本組入額 948.90 (注) 2、3
新株予約権の 行使の条件※	①当社の取締役（社外取締役を除く。）又は監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記新株予約権の行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ．相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ．相続承継人は、行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。		
新株予約権の譲渡 に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。		
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項 ※	-		

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1. 募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 発行価格は、新株予約権の1株当たりの払込金額と行使時の払込金額1円を合算している。なお新株予約権の払込金額については、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。
3. 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。
4. 付与対象者の退任に伴う権利行使により、本書提出日現在の第5、6、7回新株予約権を保有している「付与対象者の区分及び人数」は、取締役2名となっております。

	第8回新株予約権	第10回新株予約権
決議年月日	2019年8月28日	2020年8月27日
付与対象者の区分 及び人数（名）	取締役 6 監査役 1 （注） 4	取締役 5 監査役 1 （注） 4
新株予約権の数 （個）※	84	81
新株予約権の目的 となる株式の種 類、内容及び数 （株）※	普通株式 8,400 （注） 1	普通株式 8,100 （注） 1
新株予約権の行使 時の払込金額 （円）※	1	1
新株予約権の 行使期間※	2019年8月30日から 2049年8月29日まで	2020年8月29日から 2050年8月28日まで
新株予約権の行使 により株式を発行 する場合の株式の 発行価格及び資本 組入額（円）※	発行価格 1,946.25 （注） 2 資本組入額 973.13 （注） 3	発行価格 1,971.00 （注） 2 資本組入額 985.50 （注） 3
新株予約権の 行使の条件※	①当社の取締役（社外取締役を除く。）又は監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、上記新株予約権の行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	
新株予約権の譲渡 に関する事項※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に 伴う新株予約権の 交付に関する事項 ※	-	-

※ 最近事業年度の末日（2024年5月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2025年4月30日）において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注） 1. 募集新株予約権の1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。
 募集新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）以降、当社が当社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、1株未満の端数は切り捨てる。募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、募集新株予約権の目的である株式の総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使又は消却されていない募集新株予約権の総数を乗じた数とする。

2. 発行価格は、新株予約権の1株当たりの払込金額と行使時の払込金額1円を合算している。なお新株予約権の払込金額については、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとする。
3. 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り上げた額とする。
4. 付与対象者の退任に伴う権利行使により、本書提出日現在の第8、10回新株予約権を保有している「付与対象者の区分及び人数」は、取締役4名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済 株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年8月29日 (注)	8,400	3,243,400	6,142	1,389,033	6,142	506,283
2020年8月31日 (注)	16,000	3,259,400	12,086	1,401,120	12,086	518,370

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(4) 【所有者別状況】

2025年4月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	9	－	25	－	－	54	88	－
所有株式数（単元）	－	5,640	－	20,258	－	－	6,692	32,590	400
所有株式数の割合（％）	－	17.30	－	62.16	－	－	20.53	100	－

(注) 自己株式57,829株は、「個人その他」に578単元及び「単元未満株式の状況」に29株を含めて記載しております。

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年4月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 57,800	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 3,201,200	32,012	「1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 ②「発行済株式」の「内 容」に記載のとおりであ ります。
単元未満株式	普通株式 400	—	—
発行済株式総数	3,259,400	—	—
総株主の議決権	—	32,012	—

② 【自己株式等】

2025年4月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社レント	静岡県静岡市駿河区 国吉田一丁目6番10号	57,800	—	57,800	1.77
計	—	57,800	—	57,800	1.77

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要施策のひとつと位置付けております。

経営基盤強化のために内部留保の充実を図りつつ、継続的かつ安定的な配当を行うこと、及び業績に応じた適切な配当水準を確保することを基本方針としており、早期に配当性向を30%に引き上げることを予定しております。

なお、2025年5月期以降の各事業年度において、上記の配当性向による剰余金の配当等が行われることを保証するものではありません。

当社の剰余金の配当は、年1回の期末配当に加え、中間配当の実施につきましては、利益計画の達成状況を見極めた上で、判断してまいります。また、剰余金の配当の決定につきましては、定款の定めに基づき法令に別段の定めのある場合を除き、株主の皆様との建設的な対話を重ねたうえで、取締役会において機動的・弾力的に検討し、最適な判断を行ってまいりたいと考えております。

内部留保資金につきましては、有利子負債の削減を柱とする財務体質の強化、レンタル資産の拡充をはじめとする設備投資への充当などに活用してまいりたいと考えております。

なお、2024年5月期に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	配当性向 (%)
2024年8月28日 定時株主総会決議	246,501	80	12.5

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

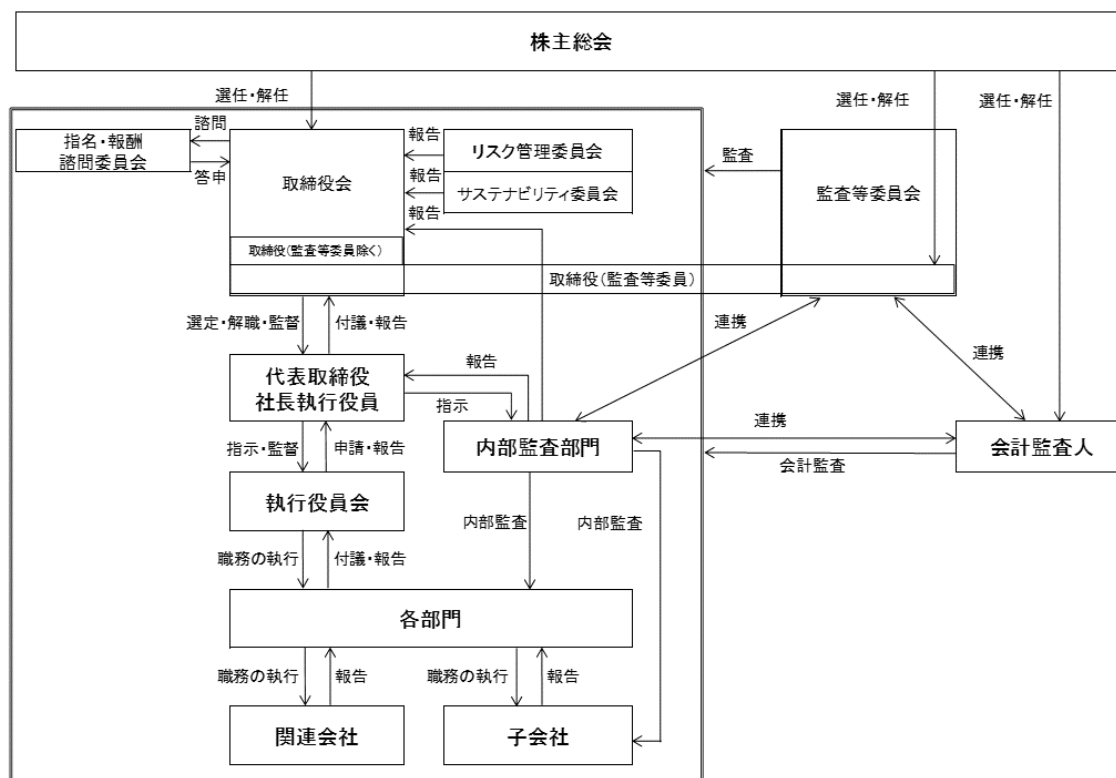
① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「環境・安全・効率」をキーワードとして、企業の社会的責任を果たし、ステークホルダーとの協働を通じて信頼を獲得するとともに、持続的な成長と企業価値の向上を目的とし、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を図ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社の企業統治の体制は以下のとおりであります。



i) 取締役会

取締役会は、本書提出日現在、監査等委員である取締役を含む取締役8名（うち4名は独立性を有した社外取締役）にて構成されており、原則として毎月1回開催される定例取締役会のほか、必要に応じて随時取締役会を開催しております。法令で定められた事項や経営に関する重要な事項に関する意思決定を行うとともに、取締役の業務遂行状況を監督しております。

ii) 監査等委員会

監査等委員会は、本書提出日現在、常勤監査等委員1名と非常勤監査等委員2名の計3名（全員が独立性を有した社外取締役）で構成されており、常勤監査等委員を中心に、他の監査等委員2名と適切な業務分担を図った上で、取締役会及びその他重要な会議への出席、代表取締役社長執行役員及びその他取締役等との意見交換、重要書類の閲覧等を通じて、取締役の職務執行を不足なく監督できる体制を確保しております。

監査等委員会は、原則として毎月1回定期的に開催するほか必要に応じ随時開催し、監査等委員のそれぞれが社内の事象や状況の推移について観察・考察した結果を報告し、情報を共有し、必要がある場合は監査等委員会としての意見や方針を審議の上決定しております。

また、監査等委員会、内部監査部門及び会計監査人は、四半期毎に監査協議会を開催し、その他にも必要に応じて適宜協議、意見交換を行うなどして、相互連携を図る体制となっております。

iii) 指名・報酬諮問委員会

指名・報酬諮問委員会は、本書提出日現在、取締役4名（うち2名は独立性を有した社外取締役）にて構成されており、役員の指名、報酬等にかかわる取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に取締役会の諮問機関として、設置されております。

なお、2024年5月期は、全5回開催し、各回ともに委員の出席率は100%となっており、取締役・執行役員候補者選任、代表取締役社長執行役員候補者選定、役員報酬の支給額並びに算定基準、役員報酬水準の検証等について審議いたしました。

iv) 内部監査部門

内部監査部門は、本書提出日現在、社長直轄部門として内部監査担当者7名で構成されており、内部監査規程並びに社長の承認を得た監査計画に基づき、当社各部門及び各子会社の業務活動が法令・定款・諸規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、代表取締役社長執行役員、監査等委員会、管轄本部長、被監査部門の部門長及び当該部門を管理監督する部門長に報告するとともに、改善指示とその後の改善状況についてフォローアップを実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

なお、ii) 監査等委員会にて前述のとおり、内部監査部門、監査等委員会及び会計監査人は、四半期毎に監査協議会を開催し、その他にも必要に応じて適宜協議、意見交換を行うなどして、相互連携を図る体制となっております。

v) 執行役員会

執行役員会は、本書提出日現在、役付執行役員8名（うち取締役兼務者4名）、執行役員8名、合計16名で構成されており、原則として毎月2回開催される定例執行役員会のほか、必要に応じて随時執行役員会を開催しております。取締役会付議事項の事前審議、業務執行に係る施策の決議、業務の執行状況や進捗状況についての報告等が行われております。

また、2021年8月より、執行役員の役割及び責任の明確化並びに取締役候補の育成を主眼に、従来の雇用型執行役員制度に加え、委任型執行役員制度を導入しております。

vi) リスク管理委員会

リスク管理委員会は、本書提出日現在、代表取締役社長執行役員を委員長、管理本部長を副委員長、執行役員及び本部長に指名された各部門の責任者を委員として構成され、各委員は、それぞれの業務領域における潜在的なリスク事象の把握及び発生したリスク事象への対処を行います。また、各委員が「重要リスク事象」と判断したものについては、リスク管理委員会において適切に管理を行い、事案への対処方法・是正措置・再発防止措置等を決定し、対応が図られます。

vii) サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、本書提出日現在、代表取締役社長執行役員を委員長、役付執行役員及び常勤監査等委員を委員として構成されております。本委員会は原則月1回開催しており、サステナビリティ経営の推進に関する事項、サステナビリティ基本方針に関する事項、マテリアリティの特定及び目標、KPI等に関する事項、価値創造モデルに関する事項、その他サステナビリティ推進に関して委員が必要と認めた事項について審議を行っております。

また、機関ごとの構成員は次のとおりであります。

◎は議長若しくは委員長、○構成員、※はオブザーバーをそれぞれ表示しております。

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	指名・報酬諮問委員会	執行役員会	リスク管理委員会	サステナビリティ委員会
代表取締役 社長執行役員	岡 田 朗	◎		◎	◎	◎	◎
取締役 専務執行役員	鷲 巢 寿 昭	○			○	○	○
取締役 専務執行役員	岡 田 和 久	○		○	○	○	○
取締役 常務執行役員	長谷川 文明	○			○	○	○
取締役（社外）	菅 野 健 一	○		○	※		
取締役（社外） 常勤監査等委員	坪 井 孝 男	○	◎	○	※	※	○
取締役（社外） 監査等委員	杉 原 賢 一	○	○		※		
取締役（社外） 監査等委員	木 村 絵 美	○	○		※		
常務執行役員	田 村 繁 行				○	○	○
常務執行役員	鈴 木 光				○	○	○
常務執行役員	西 村 俊 彦				○	○	○
常務執行役員	望 月 亮 伸				○	○	○
執行役員	山 梨 英 樹				○	○	
執行役員	小久保 良二				○	○	
執行役員	原 田 公 彦				○	○	
執行役員	手 束 光 宏				○	○	
執行役員	江 崎 禎				○	○	
執行役員	松 本 達 也				○	○	
執行役員	橋 爪 宏 治				○	○	
執行役員	八 木 和 明				○	○	
業務分掌において各リスク領域にかかる 管轄部門長						○	

b. 当該体制を採用している理由

会社法に基づく機関として株主総会、取締役会及び監査等委員会を設置するとともに、事業活動の遂行状況を監査する役割として内部監査部門、社長の諮問機関として執行役員会を設置しております。これらの各機関が相互に連携することにより、事業活動の状況を適切にモニタリングできると共に、当社グループのガバナンス体制の充実が図られるものと考えております。

③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は取締役会において内部統制に関する基本方針を決議しており、その内容は以下のとおりであります。

i) 取締役並びに社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 当社は、「リスク管理規程」を定め、当該規程においてコンプライアンスをリスク管理の優先事項と位置付けている。取締役並びに社員（以下、「役職員」という。）は、法令及び定款を遵守するために、企業理念及び経営方針に基づいた行動指針に従って職務を遂行する。
- 当社は、社長を委員長、管轄部門長を委員として組織する「リスク管理委員会」を設置し、当該委員会においてコンプライアンスリスクを含めたリスク管理を行うとともに、役職員に対するコンプライアンスに係る教育啓蒙活動を推進する。また、「リスク管理委員会」における重要事項は取締役会に適時報告する。
- 当社は、社長直轄の内部監査部門を設置し、当該部門が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施した上で、監査結果を社長、並びに管掌役員及び監査等委員会に報告するとともに、改善措置の状況を確認する。
監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき独立した立場で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査し、法令及び定款に違反するおそれがある場合には、必要な助言又は勧告等を行うことにより、重大損失の発生を未然に抑止する。
- 当社は、「内部通報規程」を定め、当該規程に基づき内部通報窓口を社内外に設置する。役職員からの通報を受けた際は適切に対処し、問題の早期解決を図るとともに、通報者が不利益を被らないよう保護する。
- 当社は、独立した社外取締役を選任することにより、取締役の職務執行の適法性と妥当性を確保するための牽制機能の充実を図る。

- ii) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・当社は、「取締役会規程」及び「情報セキュリティ管理規程」を定め、当該規程に基づき取締役の職務執行及び意思決定に係る情報、並びに個人情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- iii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・当社は、「リスク管理規程」を定め、当該規程に基づき事業上のリスクを、経営に与える影響の重大性に応じ「重要リスク事象」と「個別リスク事象」に区分して管理する。「重要リスク事象」については、社長を委員長とする「リスク管理委員会」にて発生時の対応及び予防措置等の管理を行い、その状況を取締役に適時報告する。「個別リスク事象」については、管轄部門長が発生時の対応及び予防措置等の管理を行う。
 - ・当社は、コンプライアンス、災害、安全防犯、不良債権、財務、情報、品質、運輸、資産管理、営業活動等に係る「重要リスク事象」のうち、緊急性の高いものについては、緊急対策委員会を設置し、迅速な対応により損害の最小化を図る。
- iv) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・当社は「取締役会規程」の定めに従い、定例取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適時に取り締役会を開催し、経営に係る重要事項の決定及び業務執行の監督を行う。
 - ・取締役会における意思決定を的確かつ効率的に行うため、取締役会決議事項については、原則として毎月2回開催される執行役員会の審議を経て、社長がこれを議場に諮る。また、業務執行に係る重要事項については、取締役会からの委嘱に基づき、執行役員会の審議を経て社長が決定する。
- v) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・当社は、子会社の経営の自主性、自律性に配慮しつつ、「グループ会社管理規程」に基づき、各子会社の管轄部門を定め、業績及び財務の状況、コンプライアンスの状況、事業の運営状況、経営状況全般を常に把握し、経営全般に係る助言及び直接的な支援を行う。子会社の一定の経営行為、業務執行については、当社との事前協議又は当社への報告を求め、助言を行うほか、各子会社の事業運営に係る個別権限基準を定め、これを運用することにより子会社の業務の適正を確保する。
 - ・当社は、「グループ会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき、子会社のリスクの把握、管理を行うものとし、管轄部門はリスクの発生又は可能性があると認知した場合、「リスク管理規程」に基づく報告、対応、予防措置を行う。
 - ・当社の役職員が子会社の取締役、監査役に就任し、各子会社の経営状況の把握、監査、監視を行う。
 - ・当社の内部監査部門は「内部監査規程」及び「グループ会社管理規程」に基づき、法令、定款、社内規程等への適合の観点から、子会社並びに当該子会社を管理する当社管轄部門の監査を実施する。
- vi) 監査等委員会の職務を補助すべき部門又は社員に関する体制
- ・当社は「監査等委員会監査等基準」に基づき、監査等委員会の求めに応じてその職務を補助すべき部門の設置又は社員の配置を行う。その場合、当該部門又は社員について取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保し、監査等委員会の指示に従い職務を遂行するほか、その評価、異動、懲戒等には監査等委員会の同意を要するものとする。
- vii) 監査等委員会への報告に関する体制
- ・当社の監査等委員は「監査等委員会監査等基準」に基づき、取締役会、執行役員会、その他重要会議に出席して、必要に応じて意見を述べ重要事項の審議状況及び報告状況を把握するとともに、取締役会議事録並びに稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ役職員に説明を求める。
 - ・当社及び子会社の役職員は、職務の執行に関して重大な法令違反、定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告するものとする。
 - ・監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

viii) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会、内部監査部門、会計監査人の三者による「監査協議会」を四半期ごとに開催し、お互いが意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について情報共有を図ることにより、監査の実効性を高める。
- ・監査等委員会は、内部監査部門等から監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、又は具体的指示を出すことができる。
- ・監査等委員が当社に対し、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ix) 反社会的勢力の排除に向けた体制

- ・当社は、「反社会的勢力の排除に関する規程」を定め、当該規程に基づき健全な事業の継続に脅威を与える反社会的勢力との関係を排除する。なお、反社会的勢力に関する事項で経営に重大影響を及ぼすもの、又は可能性があるものは「リスク管理規程」における「重要リスク事象」と位置付け、管轄部門である総務部門が、所轄警察署、関連団体、顧問弁護士と連携し、情報収集や対応、教育啓蒙活動を行う。

b. 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役との間で、当社に対する損害賠償責任限度額を法令の定める最低限度額とする責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めており、非業務執行取締役である菅野健一氏、坪井孝男氏、杉原賢一氏及び木村絵美氏との間で責任限定契約を締結しております。

c. 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査等委員が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

d. 取締役の定数及び任期

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。また、経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応するため、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年とする旨を定款に定めております。

e. 取締役の選任決議事項

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

f. 定款の定めにより取締役会で決議する事ができる事項とした株主総会決議事項

i) 自己株式の取得

- ・当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

ii) 剰余金の配当等

- ・当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限にすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

g. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

④ 取締役会の活動状況

最近事業年度において当社は取締役会を原則月1回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
岡田 朗	14回	14回
鷺巣 寿昭	14回	14回
岡田 和久	14回	14回
長谷川文明	14回	14回
菅野 健一	14回	14回
坪井 孝男	14回	14回
杉原 賢一	14回	14回
木村 絵美	14回	14回

取締役会における具体的な検討事項は、当社の経営に関する基本方針、重要な業務執行に関する事項、事業計画の進捗状況、重要な営業戦略及び成長戦略、内部統制・リスクマネジメント・コンプライアンスに関する事項、人事に関する事項、設備投資に関する事項、決算・財務に関する事項、サステナビリティに関する事項、株主総会に関する事項、資本政策に関する事項等であります。

⑤ 指名・報酬諮問委員会の活動状況

最近事業年度における指名・報酬諮問委員会の開催回数・個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
岡田 朗	5回	5回
岡田 和久	5回	5回
菅野 健一	5回	5回
坪井 孝男	5回	5回

指名・報酬諮問委員会における具体的な検討事項は、取締役及び執行役員の選任・解任に関する事項、代表取締役の選定・解職に関する事項、執行役員の業務分担に関する事項、取締役及び執行役員の報酬制度並びに個人別の報酬に関する事項等であります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率 12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長執行役員	岡田 朗	1958年7月31日生	1983年4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社 2000年7月 当社入社 取締役 2003年6月 専務取締役 兼 管理本部長 2013年8月 取締役副社長 兼 管理本部長 2021年3月 取締役副社長 兼 副社長執行役員 管理統括本部長 2021年7月 代表取締役 兼 社長執行役員 (現任) 2021年8月 株式会社アテックス 取締役 (現任) 2022年5月 Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役 (現任) 2023年9月 PT. Max Rent Indonesia 取締役 (現任)	(注) 2	59,291
取締役 専務執行役員 営業本部・ 商品本部・ 機械管理本部管掌	鷺巣 寿昭	1959年12月6日生	1985年7月 当社入社 2001年9月 東愛知支店 支店長 2002年6月 執行役員 営業部 部長 2005年8月 取締役 兼 静岡支店 支店長 2012年6月 取締役 兼 西日本支社長 2016年6月 取締役 兼 執行役員 営業本部長 2018年8月 常務取締役 兼 常務執行役員 営業本部長 2021年3月 常務取締役 兼 常務執行役員 営業統括本部長 2021年8月 取締役 兼 専務執行役員 営業統括本部長 2021年8月 レント総合サービス株式会社 取締役 (現任) 2025年3月 取締役 兼 専務執行役員 営業本部・商品本部・機械 管理本部管掌 (現任)	(注) 2	40,122
取締役 専務執行役員 管理本部管掌	岡田 和久	1966年2月5日生	1989年4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社 2001年1月 当社 取締役 (出向) 2002年4月 当社 取締役 兼 管理部 部長 (出向) 2007年3月 当社 取締役 兼 管理副本部長 (出向) 2011年11月 当社 非常勤取締役 2013年8月 双日株式会社 自動車第三部 部長代理 2019年1月 双日オートグループ東海株式会社 代表取締役社長 2022年4月 当社 取締役 兼 専務執行役員 管理統括本部長 (転籍) 2022年5月 Rent (Thailand) Co., Ltd. 取締役 (現任) Rent Trade & Service Co., Ltd. 取締役 (現任) 2023年9月 PT. Max Rent Indonesia コミサリス会 会長 (現任) 2025年3月 取締役 兼 専務執行役員 管理本部管掌 (現任)	(注) 2	15,600
取締役 常務執行役員 商品本部長	長谷川文明	1962年11月3日生	1985年4月 当社入社 2001年9月 営業部 部長 2002年6月 取締役 兼 企画営業部 部長 2007年3月 取締役 兼 営業副本部長 2011年4月 取締役 兼 営業本部長 2011年8月 常務取締役 兼 営業本部長 2012年7月 常務取締役 兼 海外事業担当 2016年6月 執行役員 東日本支社長 2019年8月 取締役 兼 執行役員 東日本支社長 2021年8月 取締役 兼 常務執行役員 広域営業本部長 2023年8月 取締役 兼 常務執行役員 海外事業本部長 2023年9月 PT. Max Rent Indonesia 代表取締役社長 2025年3月 取締役 兼 常務執行役員 商品本部長 (現任)	(注) 2	42,635
社外取締役	菅野 健一	1969年5月16日生	1993年4月 日商岩井株式会社 (現 双日株式会社) 入社 2000年9月 リスクモンスター株式会社 設立 同社 取締役 2004年6月 同社 代表取締役社長 2012年4月 同社 代表取締役会長 兼 CEO 2015年3月 同志社大学経済学部 非常勤講師 (現任) 2018年6月 リスクモンスター株式会社 取締役founder 2020年7月 株式会社学びエイド 社外監査役 (現任) 2021年7月 PXC株式会社 代表取締役社長 2022年8月 当社 社外取締役 (現任) 2024年7月 PXC株式会社 代表取締役CEO (現任)	(注) 2	300

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
社外取締役 監査等委員 (常勤)	坪井 孝男	1953年12月28日生	1976年4月 株式会社静岡銀行 入行 2009年6月 同行 監査役室長 2011年5月 スター精密株式会社 常勤監査役 2015年5月 福寿船舶株式会社 非常勤監査役 (現任) 2016年8月 当社 社外監査役 2019年8月 当社 常勤社外監査役 レント総合サービス株式会社 監査役 (現任) 2021年8月 株式会社アテックス 監査役 (現任) 2022年8月 当社 社外取締役 (常勤監査等委員) (現任)	(注) 3	6,700
社外取締役 監査等委員	杉原 賢一	1959年7月24日生	1988年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1992年9月 公認会計士登録 1998年1月 公認会計士 杉原賢一事務所 開設 同事務所代表 (現任) 2004年1月 エネジン株式会社 非常勤監査役 (現任) 2004年6月 株式会社ハマネン 非常勤監査役 (現任) 2012年6月 芙蓉監査法人 社員 (現任) 2016年8月 当社 社外監査役 2022年8月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-
社外取締役 監査等委員	木村 絵美	1981年8月26日生	2007年9月 司法試験合格 2010年8月 弁護士登録 追手町法律事務所 弁護士 2016年8月 当社 社外取締役 2022年8月 当社 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2022年11月 株式会社さいか屋 社外取締役 (監査等委員) (現任) 2024年4月 弁護士法人たちばな法律事務所 弁護士 (現任)	(注) 3	-
計					164,648

- (注) 1. 取締役菅野健一氏、坪井孝男氏、杉原賢一氏及び木村絵美氏は、社外取締役であります。
2. 2024年8月28日開催の定時株主総会終結の時から、2025年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 2024年8月28日開催の定時株主総会終結の時から、2026年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
4. 本書提出日現在、上記の取締役を兼務する執行役員のほか、専任の執行役員が12名おり、その役位、氏名及び担当業務は次のとおりです。

委任型執行役員

役職名	氏名	担当業務
常務執行役員	田 村 繁 行	営業本部長
常務執行役員	鈴 木 光	管理本部長 BPR推進室 室長 株式会社三光塗装鍍金工業 監査役
常務執行役員	西 村 俊 彦	機械管理本部長 株式会社三光塗装鍍金工業 取締役 PT. Max Rent Indonesia コミサリス
常務執行役員	望 月 亮 伸	東日本支社長
執行役員	松 本 達 也	西日本支社長

雇用型執行役員

役職名	氏名	担当業務
執行役員	山 梨 英 樹	株式会社アテックス 代表取締役社長（出向）
執行役員	小久保 良二	Rent (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長（出向） Rent Trade & Service Co., Ltd. 代表取締役社長（出向）
執行役員	原 田 公 彦	関東・北日本支店 支店長
執行役員	手 束 光 宏	大阪支店 支店長
執行役員	江 崎 禎	PT. Max Rent Indonesia 代表取締役社長（出向）
執行役員	橋 爪 宏 治	九州支店 支店長
執行役員	八 木 和 明	人事部 部長

② 社外役員の状況

当社の取締役8名のうち、社外取締役は4名、うち監査等委員は3名であります。

当社では、社外取締役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、選任に当たっては、会社法や東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を参考にするとともに、経歴や当社との関係を踏まえて、社外役員としての職務を遂行するための独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役菅野健一氏は、リスクモンスター株式会社を創業し代表取締役として同社を株式上場に導いたほか、上場企業を含む多くの事業会社の取締役や監査役を歴任するなど、企業経営に関する豊富な経験と実績を有しており、多角的な視点から取締役の職務執行に対する監督や助言をしていただくことを期待しております。なお、菅野健一氏が代表取締役を務めるPXC株式会社との間に取引関係がございますが、取引の規模は当社及び同社の事業規模に比して僅少であり、取締役会において当社の利益が損なわれることがない旨の承認を受けております。また、菅野健一氏は当社株式を300株保有しておりますが、それ以外に当社との人的関係又はその他の利害関係はございません。

社外取締役(常勤監査等委員)坪井孝男氏は、金融機関における長年の業務経験、並びに他社における監査役としての豊富な経験及び知見を有しており、客観的な視点から当社経営の監査・監督や助言をしていただくことを期待しております。なお、坪井孝男氏は当社株式を6,700株及び新株予約権を24個（2,400株）保有しておりますが、それ以外に当社との人的関係又は取引関係その他の利害関係はございません。

社外取締役(監査等委員)杉原賢一氏は、公認会計士としての豊富な経験及び知見、並びに財務、会計及び税務に関する専門的な知識を有しており、専門的見地から経営の監査・監督や助言をしていただくことを期待しております。なお、杉原賢一氏とは人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はございません。

社外取締役(監査等委員)木村絵美氏は、法律専門家としての豊富な経験と知見を有しており、専門的見地から当社経営の監査・監督や助言をしていただくことを期待しております。なお、木村絵美氏とは人的関係、資金的関係又は取引関係その他利害関係はございません。

③ 社外取締役（監査等委員）による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役（監査等委員）は、取締役会、執行役員会、その他重要会議への出席を通じ、取締役が適切に職務を執行するために必要な提言や助言を積極的に行うことに加え、代表取締役、各取締役との定期的な面談や、各部門、各子会社の調査を通じて取締役の職務執行状況の適正性を確認しております。また、監査等委員会・内部監査部門・会計監査人による「監査協議会」を四半期ごとに開催し、監査上の課題や情報の共有を行い、その他にも必要に応じて適宜協議、意見交換を行い、相互連携を図る体制としているほか、監査等委員を含む社外取締役全員による「社外役員等協議会」を四半期ごとに開催し、取締役会運営上並びに事業運営上の課題等に関する客観的な意見交換を行い、非業務執行役員間での認識共有を図り、信頼関係を深めるとともに、これらの状況を定期的に取締役会に報告する、又は代表取締役との定期的会合を実施するなどにより、企業運営の健全性向上、監査の実効性向上に努めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は社外取締役（常勤監査等委員）1名と社外取締役（監査等委員）2名の3名で構成されており、全員が独立性を有した社外取締役監査等委員であります。

監査等委員会監査に関しましては、監査等委員全員が取締役会に出席し必要な提言や助言を積極的に行っているほか、執行役員会等の重要な会議に社外取締役（常勤監査等委員）及び必要に応じ社外取締役（監査等委員）が出席し、重要な業務執行に対する適法性を判断するなど、年間の監査計画に基づき適正な監査を実施しております。また、監査等委員会を原則月1回開催し、監査等委員間での十分な監査情報の共有及び協議を行っております。なお、監査等委員杉原賢一氏は公認会計士資格を、監査等委員木村絵美氏は弁護士資格を有し、各々専門的知見から監査を行っております。

最近事業年度において監査等委員会を16回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	監査等委員会への出席状況
坪井 孝男	全16回中16回（出席率100％）
杉原 賢一	全16回中16回（出席率100％）
木村 絵美	全16回中16回（出席率100％）

監査等委員会における具体的な検討内容は、監査等委員会の長・常勤の監査等委員の選定又は解職、選定監査等委員・特定監査等委員の選定、監査等委員会監査等基準の策定、監査の方針・監査計画に関する事項、監査報告の作成、会計監査人の解任・再任に関する事項、取締役（監査等委員を除く。）の選任・解任・辞任及び報酬等についての意見の決定等であります。

② 内部監査の状況

当社の内部監査につきましては、社長直轄として独立した内部統制監査室（監査課、内部統制課 合計人員7名）を置き、内部監査規程並びに社長の承認を得た監査計画に基づき当社各部門及び各子会社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、業務活動が法令・定款・諸規程等に適合し、かつ、効率的に行われていることを確認しております。監査の結果については、社長、監査等委員会、管轄本部長、被監査部門の部門長及び当該部門を管理監督する部門長に報告するとともに、改善指示とその後の改善状況についてフォローアップを実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

また、これらの状況を定期的に取り締役会に報告することにより、内部監査の実効性向上、事業の適法性、適切性の向上に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

14年間

c. 業務を執行した公認会計士

関口俊克氏、松浦俊行氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士7名、その他20名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の品質管理体制、独立性、審査体制、監査の実施状況、監査報酬等の要素を個別に吟味した上で総合的に判断し、会計監査人を選定しております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して、下記の項目により評価を行っております。

- ・監査法人の品質管理
- ・監査チーム
- ・監査報酬等
- ・監査等委員等との関係
- ・経営者等との関係
- ・グループ監査
- ・不正リスク対応

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性・効率性・有効性に問題は無く、当社経営者、監査等委員会、管轄部門とコミュニケーションを取り、適切に監査を進めているものと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）（注）1	非監査業務に基づく報酬（千円）（注）2
提出会社	34,500	-	36,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	34,500	-	36,000	-

（注）上記以外に、最近連結会計年度の前連結会計年度に係る追加報酬として9,000千円を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（アーンスト・アンド・ヤンググループ）に対する報酬

（a.を除く）

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	9,973	-	13,220	-
計	9,973	-	13,220	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社は監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針を定めておりませんが、監査計画、監査日数、当社の規模、特性等を勘案し、監査等委員会の同意のもと適切に決定しております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査計画の監査日数及び前期の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、妥当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を、2022年8月30日開催の取締役会において決議しており、その内容は次のとおりであります。

i. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能することを目的とした報酬体系とし、個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、固定報酬と業績連動による変動報酬に区分される金銭報酬、及び職責に応じた株式報酬で構成される。

ii. 金銭報酬の決定に関する方針

代表権の有無、業務執行における役位及び役割、他社水準、従業員の給与水準等を勘案して固定報酬と変動報酬の基本テーブルを決定する。基本テーブルに基づき、固定報酬と会社業績指標(KPI)の達成状況及び個人業績の評価を反映した変動報酬を合算し、個人別報酬を決定する。

iii. 株式報酬の決定に関する方針

取締役の中長期的な企業価値及び株式価値の向上への貢献が報酬に反映されるよう、各職責に応じ、退任時に譲渡制限が解除される株式報酬を支給する。

iv. 個人別の報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

以下の事項を代表取締役社長執行役員 岡田朗氏に委任する。

- ・役員報酬制度全般の原案作成
- ・各取締役の個人業績評価の実施
- ・報酬制度に基づき、個人業績評価及びKPI達成状況を反映させた個人別報酬額の原案作成

なお、上記の代表取締役に委任された権限が適切に行使されるよう、当該報酬制度及び個人別報酬額の原案を任意の指名・報酬諮問委員会に諮り、その答申を経た上で、取締役会にて決定するものとする。

(委任した理由)

当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役個人の評価を行うには代表取締役が適していると判断したため。

なお、金銭報酬及び株式報酬の要素は下記のとおりであります。

報酬要素			内容
金 銭 報 酬	固定報酬	取締役報酬	取締役としての職責に応じ、月例で支給する
		代表権報酬	代表取締役としての職責に応じ、月例で支給する
		執行役員報酬	業務執行上の役位に応じ、月例で支給する
	変動報酬	評価連動報酬	業務執行上の役位に応じた基準額に、最近事業年度における会社業績及び個人評価を反映させ、月例で支給する
		利益分配報酬	最近事業年度における当期純利益の一定割合を原資とし、職責に応じ月例で支給する
非 金 銭 報 酬	譲渡制限付株式報酬		職責に応じ、退任時に譲渡制限が解除される株式報酬を一定時期に支給する

(注) 譲渡制限付株式報酬につきましては、2021年8月27日開催の定時株主総会において、監査等委員以外の取締役が株主の皆様と利益意識を共有することを主眼に長期的な株式価値の増大と報酬を連動させ、当社グループ全体の企業価値向上に資するため、並びに、監査等委員である取締役が、当社の企業価値毀損の防止及び経営の健全性と社会的信頼の向上に資するため、取締役（監査等委員である取

締役を含む。)に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬(以下、譲渡制限付株式報酬という。)を支給することを決議しております。

この「譲渡制限付株式報酬」は、一定期間の当社への在任等を条件として株式の譲渡制限を解除する形式の株式報酬であり、対象の取締役が、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資することにより、当社の普通株式について交付を受ける制度であり、対象の取締役と当社との間では、譲渡制限付株式割当契約を締結しております。当該契約の具体的な内容は以下のとおりであります。

i. 譲渡制限期間

対象の取締役(以下「引受人」という。)は、割当日から30年間(以下「譲渡制限期間」という。)、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式(以下「割当株式」という。)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

ii. 退任時の取扱い

引受人が譲渡制限期間を満了する前に当社の取締役、執行役員、又は使用人(以下「役職員」という。)のいずれかの地位を退任した場合には、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、割当株式を当然に無償で取得する。

iii. 譲渡制限の解除

当社は、引受人が、譲渡制限期間の開始日より譲渡制限期間の開始日の属する事業年度に関する定時株主総会の開催日までの期間(以下「対象業務提供期間」という。)、継続して、当社の役職員の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、引受人が保有する割当株式の全部について、譲渡制限を解除する。

ただし、引受人が対象業務提供期間満了前に正当な理由等により退任した場合には、当該退任日まで引受人が継続して当社の役職員の地位にあったことをもって、前記の条件は充足され、当社は、当該時点において引受人が保有する割当株式のうち、割当日を含む月から引受人が退任日を含む月までの月数を12で除した数に、割当株式数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の割当株式について、これに係る譲渡制限を解除する。

なお、上記において、当社は譲渡制限が解除されていない割当株式を当然に無償で取得する。

iv. 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会(ただし、下記第2号において当社の株主総会による承認を要しない場合及び下記第6号においては、当社の取締役会。)で承認された場合(ただし、次の各号に定める日(以下「組織再編等効力発生日」という。)が譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。)には、当社の取締役会の決議により、払込期日を含む月から当該承認の日(以下「組織再編等承認日」という。)を含む月までの月数を12で除した数(1以上の場合は1)に、組織再編等承認日において本引受人が保有する本株式の数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)の株式について、組織再編等効力発生日の直前の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- (2) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画(当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付する場合に限る。) 会社分割の効力発生日
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- (4) 株式の併合(当該株式の併合により本引受人の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。) 株式の併合の効力発生日
- (5) 当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- (6) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求(会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。) 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

また、前項に規定する場合には、当社は、組織再編等効力発生日の直前の時点をもって、同時点において譲渡制限が解除されていない株式の全部を当然に無償で取得する。

b. 取締役(監査等委員)の報酬

取締役(監査等委員)の報酬要素につきましては、独立性、公平性、適正性確保の観点から、固定報酬及び株式報酬のみとしております。また、監査等委員である取締役の報酬につきましては、監査等委員会の協議により決定しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役 員の員数 (人)
		金銭報酬		非金銭報酬	
		固定報酬	変動報酬	株式報酬	
業務執行取締役	156,438	79,534	40,482	36,421	4
非業務執行取締役 社外取締役 (監査等委員以外)	6,594	6,150	444	-	1
非業務執行取締役 社外取締役 (監査等委員)	29,420	26,410	-	3,010	3

(注) 1. 金銭報酬のうち変動報酬につきましては、以下の内容で構成されております。

- (1) 役位別の基本テーブルに基づき、売上高及び経常利益の前年成長率と目標達成率からなるKPI達成率101.7%と、個人業績評価を反映した報酬額。
 - (2) 2023年5月期における当期純利益1,593百万円の一定率を原資とし、役位別係数に応じて分配した報酬額。
2. 2022年8月30日開催の第38回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬は年額280百万円以内、株式報酬は当該報酬額の範囲内で年額60百万円以内(普通株式 年20,000株以内)、取締役(監査等委員)の報酬は年額50百万円以内、株式報酬は当該報酬額の範囲内で年額8百万円以内(普通株式 年2,500株以内)と決議されております。

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である役員が存在しないため、記載を省略しております。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的と区分し、取引関係及び事業上の協力関係の構築、維持強化を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的として区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、株式を保有することが取引関係及び事業上の協力関係の構築、維持強化につながり、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合に、対象企業の業績動向、株式の市場価値等の状況を十分に検証したうえで、政策保有を行うこととしております。従いまして、保有の合理性が認められなくなった株式につきましては、速やかに縮減に努めます。なお、当社株式を政策保有する相手先から株式の売却等の意向が示された場合には、売却を妨げないこととしております。

政策保有株式に係る議決権の行使については、当社と投資先企業双方の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に適うか否かを基準に判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	2	3,650
非上場株式以外の株式	6	307,918

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計価額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果及び 株式数が増加した理由	当社の 株式の 保有の 有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
TONE(株)	130,000	130,000	(保有目的) 事業上の取引関係の維持強化のため。 (定量的な保有効果) (注) 1	有
	140,270	122,720		
(株)みずほフィナンシャルグループ	35,349	35,349	(保有目的) 財務面における取引関係の維持強化のため。 (定量的な保有効果) (注) 1	無 (注) 2
	113,611	72,571		
日産東京販売ホールディングス(株)	100,000	100,000	(保有目的) レンタカーに関する業務提携関係の維持強化のため。 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	52,600	32,200		
(株)ナガワ	100	100	(保有目的) 事業上の取引関係の維持強化のため。 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	780	605		
ニシオホールディングス(株)	100	100	(保有目的) レンタル業界内における情報収集のため。 (定量的な保有効果) (注) 1	無
	393	319		
(株)カナモト	100	100	(保有目的) レンタル業界内における情報収集のため。 (定量的な保有効果) (注) 1	無 (注) 2
	263	217		

(注) 1. 定量的な保有効果については記載が困難であります。銘柄ごとの取引状況、保有することによる便益、リスク、資本コスト等を踏まえ、取締役会において保有の合理性を定期的に検証してまいります。

2. 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社の子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表、中間連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。なお、当社の中間連結財務諸表は、第1種中間連結財務諸表であります。
- (3) 当社の第3四半期連結会計期間(2024年12月1日から2025年2月28日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年6月1日から2025年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて作成しております。
- (4) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、前連結会計年度(2022年6月1日から2023年5月31日まで)及び当連結会計年度(2023年6月1日から2024年5月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(2022年6月1日から2023年5月31日まで)及び当事業年度(2023年6月1日から2024年5月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2024年6月1日から2024年11月30日まで)に係る中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。
- (3) 当社は、第3四半期連結会計期間(2024年12月1日から2025年2月28日まで)及び第3四半期連結累計期間(2024年6月1日から2025年2月28日まで)に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するほか、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため監査法人、金融機関、開示支援会社との意見交換や指導、及び定期的なセミナー等からの情報収集により、適切な開示に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,927,150	4,891,824
受取手形及び売掛金	※1 6,504,554	※1 7,064,734
電子記録債権	582,253	696,494
商品及び製品	217,956	387,361
原材料及び貯蔵品	280,816	295,978
その他	1,044,304	1,492,445
貸倒引当金	△198,699	△272,739
流動資産合計	11,358,335	14,556,098
固定資産		
有形固定資産		
レンタル用資産〔自己所有〕（純額）	※3 8,500,188	※3 11,690,008
レンタル用資産〔リース〕（純額）	※3 7,817,792	※3 7,060,584
建物及び構築物（純額）	※3, ※4 4,798,108	※3, ※4 4,747,763
機械装置及び運搬具（純額）	※3 686,792	※3 732,606
土地	※4 6,593,156	※4 6,776,263
リース資産（純額）	※3 222,888	※3 389,904
建設仮勘定	34,066	131,002
その他（純額）	※3 268,825	※3 325,766
有形固定資産合計	28,921,818	31,853,902
無形固定資産		
その他	541,535	465,595
無形固定資産合計	541,535	465,595
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 864,867	※2 776,896
繰延税金資産	1,610,020	1,732,167
敷金及び保証金	1,392,131	1,505,924
その他	310,964	451,046
貸倒引当金	△25,646	△45,038
投資その他の資産合計	4,152,338	4,420,996
固定資産合計	33,615,692	36,740,494
資産合計	44,974,027	51,296,592

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,170,521	3,620,328
短期借入金	3,491,810	3,711,040
1年内償還予定の社債	30,000	30,000
1年内返済予定の長期借入金	※4, ※6 3,826,294	※4, ※6 4,462,896
リース債務	3,845,165	2,855,464
未払金	1,747,715	2,485,220
未払法人税等	515,811	644,728
賞与引当金	996,042	1,114,230
その他	※5 1,372,524	※5 2,320,774
流動負債合計	18,995,886	21,244,683
固定負債		
社債	※4 205,000	※4 175,000
長期借入金	※4, ※6 8,638,197	※4, ※6 10,193,566
リース債務	4,539,276	4,804,721
退職給付に係る負債	2,092,808	2,071,155
資産除去債務	96,527	97,400
その他	92,462	44,279
固定負債合計	15,664,273	17,386,122
負債合計	34,660,159	38,630,806
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,401,120	1,401,120
資本剰余金	1,002,787	1,013,931
利益剰余金	8,345,967	10,205,608
自己株式	△488,345	△438,386
株主資本合計	10,261,529	12,182,273
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	111,004	167,535
為替換算調整勘定	△88,426	△168,824
退職給付に係る調整累計額	△44,944	43,544
その他の包括利益累計額合計	△22,365	42,255
新株予約権	74,704	74,704
非支配株主持分	－	366,553
純資産合計	10,313,867	12,665,786
負債純資産合計	44,974,027	51,296,592

【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2024年11月30日)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	4,198,174
受取手形及び売掛金	8,622,860
電子記録債権	836,878
商品及び製品	288,657
原材料及び貯蔵品	395,031
その他	1,661,082
貸倒引当金	△371,771
流動資産合計	15,630,913
固定資産	
有形固定資産	
レンタル用資産〔自己所有〕（純額）	15,009,339
レンタル用資産〔リース〕（純額）	7,682,677
建物及び構築物（純額）	4,723,437
機械装置及び運搬具（純額）	775,736
土地	6,782,868
リース資産（純額）	365,365
その他（純額）	679,271
有形固定資産合計	36,018,697
無形固定資産	
その他	433,930
無形固定資産合計	433,930
投資その他の資産	
投資有価証券	701,374
繰延税金資産	1,714,800
敷金及び保証金	1,643,872
その他	510,877
貸倒引当金	△39,137
投資その他の資産合計	4,531,786
固定資産合計	40,984,414
資産合計	56,615,328

(単位：千円)

当中間連結会計期間
(2024年11月30日)

負債の部

流動負債

支払手形及び買掛金	810,831
電子記録債務	3,500,654
短期借入金	4,948,000
1年内償還予定の社債	30,000
1年内返済予定の長期借入金	4,450,767
リース債務	2,598,668
未払金	3,615,611
未払法人税等	945,869
賞与引当金	1,184,059
その他	3,414,523
流動負債合計	25,498,985

固定負債

社債	160,000
長期借入金	8,865,874
リース債務	5,773,399
退職給付に係る負債	2,090,066
資産除去債務	97,817
その他	67,446
固定負債合計	17,054,604

負債合計

42,553,589

純資産の部

株主資本

資本金	1,401,120
資本剰余金	1,044,361
利益剰余金	11,569,898
自己株式	△388,428
株主資本合計	13,626,951

その他の包括利益累計額

その他有価証券評価差額金	184,476
為替換算調整勘定	△161,204
退職給付に係る調整累計額	48,414
その他の包括利益累計額合計	71,686

新株予約権

74,704

非支配株主持分

288,396

純資産合計

14,061,738

負債純資産合計

56,615,328

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
売上高	40,650,969	43,690,004
売上原価	※1 28,482,063	※1 29,983,040
売上総利益	12,168,906	13,706,963
販売費及び一般管理費		
貸倒引当金繰入額	41,435	165,037
給料及び手当	3,296,285	3,502,746
賞与引当金繰入額	622,806	764,016
退職給付費用	199,400	231,656
地代家賃	1,565,327	1,637,706
その他	※1 3,754,007	※1 4,223,759
販売費及び一般管理費合計	9,479,263	10,524,922
営業利益	2,689,643	3,182,040
営業外収益		
受取利息	1,989	5,319
受取配当金	6,104	8,301
受取保険金	42,643	31,151
受取家賃	26,527	27,912
為替差益	56,784	48,077
作業くず売却益	13,468	20,701
その他	56,066	61,788
営業外収益合計	203,585	203,252
営業外費用		
支払利息	288,634	344,736
支払手数料	61,759	56,951
持分法による投資損失	66,192	177,550
その他	17,048	10,185
営業外費用合計	433,635	589,424
経常利益	2,459,593	2,795,868
特別利益		
固定資産売却益	※2 3,344	※2 5,311
負ののれん発生益	15,621	-
特別利益合計	18,965	5,311
特別損失		
固定資産売却損	※3 20	※3 139
固定資産除却損	※4 12,390	※4 6,411
減損損失	※5 3,456	-
盗難損失	※6 16,530	-
特別損失合計	32,398	6,551
税金等調整前当期純利益	2,446,160	2,794,627
法人税、住民税及び事業税	775,427	942,071
法人税等調整額	△93,502	△181,246
法人税等合計	681,925	760,825
当期純利益	1,764,234	2,033,802
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	-	△40,107
親会社株主に帰属する当期純利益	1,764,234	2,073,909

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
当期純利益	1,764,234	2,033,802
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	48,548	56,530
為替換算調整勘定	△50,873	△178,694
退職給付に係る調整額	40,930	88,488
持分法適用会社に対する持分相当額	△21,401	17,356
その他の包括利益合計	※ 17,204	※ △16,318
包括利益	1,781,439	2,017,483
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,781,439	2,138,530
非支配株主に係る包括利益	-	△121,046

【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
売上高	24,560,793
売上原価	16,296,676
売上総利益	8,264,116
販売費及び一般管理費	
貸倒引当金繰入額	92,222
給料及び手当	1,900,634
賞与引当金繰入額	573,365
退職給付費用	103,560
地代家賃	876,925
その他	2,142,954
販売費及び一般管理費合計	5,689,663
営業利益	2,574,453
営業外収益	
受取利息	3,796
受取配当金	6,401
受取保険金	10,114
受取家賃	14,176
為替差益	31,112
作業くず売却益	17,286
その他	49,323
営業外収益合計	132,211
営業外費用	
支払利息	205,004
支払手数料	8,406
持分法による投資損失	97,747
その他	4,147
営業外費用合計	315,305
経常利益	2,391,359
特別利益	
固定資産売却益	2,792
特別利益合計	2,792
特別損失	
固定資産除却損	3,542
特別損失合計	3,542
税金等調整前中間純利益	2,390,609
法人税、住民税及び事業税	837,154
法人税等調整額	17,783
法人税等合計	854,938
中間純利益	1,535,670
非支配株主に帰属する中間純損失（△）	△75,120
親会社株主に帰属する中間純利益	1,610,791

【中間連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
中間純利益	1,535,670
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	16,941
為替換算調整勘定	8,395
退職給付に係る調整額	4,869
持分法適用会社に対する持分相当額	△3,812
その他の包括利益合計	26,395
中間包括利益	1,562,065
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	1,640,222
非支配株主に係る中間包括利益	△78,156

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,401,120	991,013	6,758,209	△99,936	9,050,406
当期変動額					
譲渡制限付株式報酬		11,774		39,991	51,765
剰余金の配当			△176,476		△176,476
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,764,234		1,764,234
自己株式の取得				△428,400	△428,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	11,774	1,587,758	△388,409	1,211,123
当期末残高	1,401,120	1,002,787	8,345,967	△488,345	10,261,529

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	62,455	△16,151	△85,874	△39,569	74,704	-	9,085,540
当期変動額							
譲渡制限付株式報酬							51,765
剰余金の配当							△176,476
親会社株主に帰属する 当期純利益							1,764,234
自己株式の取得							△428,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	48,548	△72,274	40,930	17,204			17,204
当期変動額合計	48,548	△72,274	40,930	17,204	-	-	1,228,327
当期末残高	111,004	△88,426	△44,944	△22,365	74,704	-	10,313,867

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,401,120	1,002,787	8,345,967	△488,345	10,261,529
当期変動額					
譲渡制限付株式報酬		11,144		49,958	61,103
剰余金の配当			△214,267		△214,267
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,073,909		2,073,909
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	11,144	1,859,641	49,958	1,920,744
当期末残高	1,401,120	1,013,931	10,205,608	△438,386	12,182,273

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	111,004	△88,426	△44,944	△22,365	74,704	-	10,313,867
当期変動額							
譲渡制限付株式報酬							61,103
剰余金の配当							△214,267
親会社株主に帰属する 当期純利益							2,073,909
自己株式の取得							-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	56,530	△80,398	88,488	64,620		366,553	431,174
当期変動額合計	56,530	△80,398	88,488	64,620	-	366,553	2,351,918
当期末残高	167,535	△168,824	43,544	42,255	74,704	366,553	12,665,786

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,446,160	2,794,627
減価償却費	7,935,170	7,467,171
減損損失	3,456	-
負ののれん発生益	△15,621	-
レンタル資産の取得による支出	△5,825,050	△6,584,180
レンタル資産の売却による原価振替高	37,714	26,504
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△10,539	79,681
賞与引当金の増減額 (△は減少)	45,438	115,373
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	65,153	64,167
株式報酬費用	47,465	58,768
受取利息及び受取配当金	△8,094	△13,620
受取保険金	△42,643	△31,151
支払利息	288,634	344,736
支払手数料	61,759	56,951
持分法による投資損益 (△は益)	66,192	177,550
固定資産除売却損益 (△は益)	9,066	1,240
盗難損失	16,530	-
売上債権の増減額 (△は増加)	△903,952	△604,453
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△11,178	△162,740
仕入債務の増減額 (△は減少)	482,524	441,514
その他の資産の増減額 (△は増加)	△112,618	△453,758
その他の負債の増減額 (△は減少)	197,751	878,619
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△97,424	△15,494
その他	△24,484	△216,309
小計	4,651,409	4,425,198
利息及び配当金の受取額	8,094	13,620
利息の支払額	△259,562	△351,725
保険金の受取額	42,643	31,151
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△782,689	△915,145
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,659,896	3,203,099
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△84,034	△96,035
定期預金の払戻による収入	84,033	84,034
有形固定資産の取得による支出	△839,052	△970,763
有形固定資産の売却による収入	4,840	7,583
無形固定資産の取得による支出	△81,525	△69,705
関係会社株式の取得による支出	△692,680	-
その他	△299,177	△74,145
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,907,596	△1,119,033

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2022年 6 月 1 日 至 2023年 5 月31 日)	当連結会計年度 (自 2023年 6 月 1 日 至 2024年 5 月31 日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	274,464	53,020
長期借入れによる収入	5,500,200	6,015,500
長期借入金の返済による支出	△3,322,275	△3,893,761
リース債務の返済による支出	△3,518,296	△2,509,060
社債の償還による支出	△30,000	△30,000
支払手数料の支払額	△61,759	△56,951
連結子会社設立に伴う非支配株主からの払込みに よる収入	-	487,600
自己株式の取得による支出	△428,400	-
配当金の支払額	△176,476	△214,267
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,762,544	△147,921
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,068	16,527
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△4,176	1,952,672
現金及び現金同等物の期首残高	2,851,292	2,847,116
現金及び現金同等物の期末残高	※1 2,847,116	※1 4,799,788

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益	2,390,609
減価償却費	3,794,705
レンタル資産の取得による支出	△3,489,134
レンタル資産の売却による原価振替高	7,894
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	73,451
賞与引当金の増減額 (△は減少)	66,374
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	19,070
株式報酬費用	35,372
受取利息及び受取配当金	△10,197
受取保険金	△10,114
支払利息	205,004
支払手数料	8,406
持分法による投資損益 (△は益)	97,747
固定資産除売却損益 (△は益)	750
売上債権の増減額 (△は増加)	△1,615,306
棚卸資産の増減額 (△は増加)	24,990
仕入債務の増減額 (△は減少)	634,893
その他の資産の増減額 (△は増加)	△50,970
その他の負債の増減額 (△は減少)	381,217
未払消費税等の増減額 (△は減少)	88,751
その他	△20,028
小計	2,633,486
利息及び配当金の受取額	10,424
利息の支払額	△210,513
保険金の受取額	10,114
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△586,753
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,856,758
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	△90,037
定期預金の払戻による収入	96,035
有形固定資産の取得による支出	△455,959
有形固定資産の売却による収入	2,792
無形固定資産の取得による支出	△48,242
その他	△147,361
投資活動によるキャッシュ・フロー	△642,772
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	1,062,480
長期借入れによる収入	752,000
長期借入金の返済による支出	△2,186,738
リース債務の返済による支出	△1,276,730
社債の償還による支出	△15,000
支払手数料の支払額	△8,406
配当金の支払額	△246,501
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,918,896
現金及び現金同等物に係る換算差額	17,258
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△687,651
現金及び現金同等物の期首残高	4,799,788
現金及び現金同等物の中間期末残高	※ 4,112,137

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

レント総合サービス(株)

Rent (Thailand) Co., Ltd.

Rent Trade & Service Co., Ltd.

(株)三光塗装钣金工業

(株)アテックス

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

会社名

(株)マックスライン

Thai IEC Co., Ltd.

MaxRent Vietnam Co., Ltd.

熊本中央リース(株)

当連結会計年度より、2022年9月20日付で設立したMaxRent Vietnam Co., Ltd.、2023年4月に株式を取得した熊本中央リース(株)を新たに持分法適用会社を含めております。

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Rent (Thailand) Co., Ltd. 及び Rent Trade & Service Co., Ltd. の決算日は4月30日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。レント総合サービス(株)、(株)三光塗装钣金工業、(株)アテックスの事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

(イ) 商品及び製品

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(ロ) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル用資産 2年～7年

建物及び構築物 2年～44年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に土木建設用機械、産業用機械等のレンタルを行っており、顧客とのレンタル基本契約に基づいてレンタルに供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利オプションについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、金利オプション、為替予約

ヘッジ対象・・・借入金の金利、外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

当社の内部規程に基づいております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たした金利スワップ及び金利オプションについては、有効性の評価を省略しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

レント総合サービス(株)

Rent (Thailand) Co., Ltd.

Rent Trade & Service Co., Ltd.

(株)三光塗装钣金工業

(株)アテックス

PT. Max Rent Indonesia

当社は、2023年9月27日付でPT. Max Rent Indonesiaを新たに設立し、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 4社

会社名

(株)マックスライン

Thai IEC Co., Ltd.

MaxRent Vietnam Co., Ltd.

熊本中央リース(株)

(2) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Rent (Thailand) Co., Ltd. 及び Rent Trade & Service Co., Ltd. の決算日は4月30日であり、PT. Max Rent Indonesiaの決算日は3月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、各社の決算日現在の財務諸表を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。レント総合サービス(株)、(株)三光塗装钣金工業、(株)アテックスの事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

(イ) 商品及び製品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(ロ) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル用資産 2年～7年

建物及び構築物 2年～44年

② 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取決めがある場合は残価保証額）とする

定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に土木建設用機械、産業用機械等のレンタルを行っており、顧客とのレンタル基本契約に基づいてレンタルに供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(7) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算

し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利オプションについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、金利オプション、為替予約

ヘッジ対象・・・借入金の金利、外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

当社の内部規程に基づいております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たした金利スワップ及び金利オプションについては、有効性の評価を省略しております。

(9) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	1,610,020千円	1,732,167千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産は、会計上と税務上の違いから生じる一時差異等に係る税金の額について、税効果会計を適用し将来において回収が見込まれない税金の額を除き計上しております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に使用する将来の課税所得の見積りについては、当連結グループの事業計画を基礎として決定しております。

課税所得が生じる時期及び金額には不確実性が高く、将来における実績値に基づく結果は当連結会計年度末における将来の課税所得の見積りとは異なる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

2025年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等）

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）

（1）概要

2018年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等（以下「企業会計基準第28号等」）が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・税金費用の計上区分（その他の包括利益に対する課税）
- ・グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等（子会社株式又は関連会社株式）の売却に係る税効果

（2）適用予定日

2025年5月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

（リースに関する会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年5月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 受取手形及び売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
受取手形	754,932千円	749,622千円
売掛金	5,749,621	6,315,112

※2 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
投資有価証券(株式)	625,245千円	455,832千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	44,191,579千円	46,213,912千円

※4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
建物及び構築物	150,870千円	140,334千円
土地	2,264,753	2,264,753
計	2,415,624	2,405,088

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
1年内返済予定の長期借入金	41,706千円	40,000千円
社債及び長期借入金	1,483,000	1,443,000
計	1,524,706	1,483,000

※5 顧客との契約から生じた契約負債の残高

顧客との契約から生じた契約負債は「流動負債その他」に含まれています。契約負債の金額は、「連結財務諸表(収益認識関係)3(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しています。

※6 財務制限条項

前連結会計年度（2023年5月31日）

当連結会計年度末の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の一部6,250,000千円については、財務制限条項が付されており、当社グループはこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当連結会計年度末現在、以下の財務制限条項には抵触していません。

- （1）各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の金額を、契約で基準と定める事業年度末の純資産の部の金額に対して75%の金額以上を維持すること。
- （2）各事業年度末における損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当連結会計年度（2024年5月31日）

当連結会計年度末の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の一部7,625,000千円については、財務制限条項が付されており、当社グループはこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当連結会計年度末現在、以下の財務制限条項には抵触していません。

- （1）各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の金額を、契約で基準と定める事業年度末の純資産の部の金額に対して75%の金額以上を維持すること
- （2）各事業年度末における損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

7 保証債務

関係会社の金融機関からの借入債務に対して、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (2023年5月31日)	当連結会計年度 (2024年5月31日)
MaxRent Vietnam Co., Ltd.	-	110,292千円

(連結損益計算書関係)

※1 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
	14,270千円	19,520千円

※2 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
機械装置及び運搬具	3,344千円	5,311千円
計	3,344	5,311

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
機械装置及び運搬具	1千円	139千円
その他（有形固定資産）	18	-
計	20	139

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
レンタル用資産〔自己所有〕	3,558千円	826千円
レンタル用資産〔リース〕	3,582	740
建物及び構築物	5,241	761
機械装置及び運搬具	7	4,082
計	12,390	6,411

※5 減損損失

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
静岡県沼津市	遊休資産	建物及び構築物	663千円
		土地	2,793
合計			3,456

当社グループは、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングしております。その他については、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位毎にグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び構築物並びに土地については不動産鑑定評価額等により評価しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

※6 盗難損失

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

盗難損失の内容は、レンタル用商品の盗難による損失であります。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	69,599千円	81,129千円
組替調整額	117	-
税効果調整前	69,716	81,129
税効果額	△21,167	△24,598
その他有価証券評価差額金	48,548	56,530
為替換算調整勘定：		
当期発生額	△50,873	△178,694
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	26,577	102,041
組替調整額	32,187	24,987
税効果調整前	58,765	127,028
税効果額	△17,835	△38,540
退職給付に係る調整額	40,930	88,488
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△21,401	17,356
その他の包括利益合計	17,204	△16,318

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	3,259,400	-	-	3,259,400
合計	3,259,400	-	-	3,259,400
自己株式				
普通株式(注)1,2	50,729	168,000	20,300	198,429
合計	50,729	168,000	20,300	198,429

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加の内訳は次のとおりであります。

自己株式の買取り 168,000株

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 20,300株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の 種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会社 (親会社)	ストックオプションとし ての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	4,100
	ストックオプションとし ての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	5,672
	ストックオプションとし ての第4回新株予約権	-	-	-	-	-	6,609
	ストックオプションとし ての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	7,531
	ストックオプションとし ての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	8,250
	ストックオプションとし ての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	10,242
	ストックオプションとし ての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	16,340
	ストックオプションとし ての第9回新株予約権	-	-	-	-	-	-
	ストックオプションとし ての第10回新株予約権	-	-	-	-	-	15,957
合計			-	-	-	-	74,704

(注) スtockオプションとしての第9回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年8月30日 定時株主総会	普通株式	176,476	55	2022年5月31日	2022年8月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年8月29日 定時株主総会	普通株式	214,267	利益剰余金	70	2023年5月31日	2023年8月30日

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	3,259,400	-	-	3,259,400
合計	3,259,400	-	-	3,259,400
自己株式				
普通株式（注）	198,429	-	20,300	178,129
合計	198,429	-	20,300	178,129

（注）普通株式の自己株式の株式数の減少の内訳は次のとおりであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分 20,300株

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結 会計年度 期首	当連結 会計年度 増加	当連結 会計年度 減少	当連結 会計年度末	
提出会 社 （親会 社）	ストックオプションとし ての第1回新株予約権	-	-	-	-	-	4,100
	ストックオプションとし ての第2回新株予約権	-	-	-	-	-	5,672
	ストックオプションとし ての第4回新株予約権	-	-	-	-	-	6,609
	ストックオプションとし ての第5回新株予約権	-	-	-	-	-	7,531
	ストックオプションとし ての第6回新株予約権	-	-	-	-	-	8,250
	ストックオプションとし ての第7回新株予約権	-	-	-	-	-	10,242
	ストックオプションとし ての第8回新株予約権	-	-	-	-	-	16,340
	ストックオプションとし ての第10回新株予約権	-	-	-	-	-	15,957
合計			-	-	-	-	74,704

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年8月29日 定時株主総会	普通株式	214,267	70	2023年5月31日	2023年8月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月28日 定時株主総会	普通株式	246,501	利益剰余金	80	2024年5月31日	2024年8月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
現金及び預金勘定	2,927,150千円	4,891,824千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△80,034	△92,035
現金及び現金同等物	2,847,116	4,799,788

2 重要な非資金取引の内容

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び 債務の額	1,968,750千円	3,327,922千円

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、レンタル事業における建設用機械及び産業用機械等のレンタル用資産〔リース〕であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	レンタル用資産〔リース〕	レンタル用資産〔リース〕 以外	合計
1年内	253,933千円	218,604千円	472,538千円
1年超	827,693	2,769,964	3,597,657
合計	1,081,626	2,988,569	4,070,196

当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、レンタル事業における建設用機械及び産業用機械等のレンタル用資産〔リース〕であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	レンタル用資産〔リース〕	レンタル用資産〔リース〕 以外	合計
1年内	706,517千円	254,294千円	960,811千円
1年超	1,561,922	2,479,670	4,041,593
合計	2,268,440	2,733,964	5,002,405

(金融商品関係)

前連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心としております。また、必要な資金は銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替、金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式を保有するものであり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握した上で、当該取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に金利変動動向をモニタリングしております。

リース債務についてはレンタル用資産等の購買に係る資金調達を、複合的に行う目的で締結したリース契約によるものであります。金利は市場金利等を勘案して取り決めておりますが、個々の取引条件を適切に検討した上で契約を締結しております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約や、借入金等の支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を、ヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (8) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは資金繰計画表を適時に作成及び更新することにより、手許流動性資金のリスク管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	235,972	235,972	-
資産計	235,972	235,972	-
(1) 社債 (1年以内含む)	235,000	232,789	△2,210
(2) 長期借入金 (1年以内含む)	12,464,492	12,457,254	△7,238
(3) リース債務 (1年以内含む)	8,384,442	8,325,291	△59,150
負債計	21,083,934	21,015,334	△68,599

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	3,650
関係会社株式	625,245

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,927,150	-	-	-
受取手形及び売掛金	6,504,554	-	-	-
電子記録債権	582,253	-	-	-
合計	10,013,958	-	-	-

(注) 2. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,491,810	-	-	-	-	-
社債	30,000	30,000	30,000	30,000	115,000	-
長期借入金	3,826,294	3,401,055	2,840,398	1,850,233	405,712	140,799
リース債務	3,845,165	1,652,851	1,184,613	1,496,775	188,340	16,697
合計	11,193,269	5,083,906	4,055,011	3,377,008	709,052	157,496

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した価格

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	228,633	-	-	228,633
その他	7,339	-	-	7,339
資産計	235,972	-	-	235,972

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年以内含む）	-	232,789	-	232,789
長期借入金（1年以内含む）	-	12,457,254	-	12,457,254
リース債務（1年以内含む）	-	8,325,291	-	8,325,291
負債計	-	21,015,334	-	21,015,334

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債（1年以内含む）

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内含む）及びリース債務（1年以内含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心としております。また、必要な資金は銀行借入や社債発行により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引相手先ごとに期日及び残高を定期的に管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク(為替、金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主として業務上の関係を有する企業の株式を保有するものであり、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握した上で、当該取引先企業との関係等を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されておりますが、定期的に金利変動動向をモニタリングしております。

リース債務についてはレンタル用資産等の購買に係る資金調達を、複合的に行う目的で締結したリース契約によるものであります。金利は市場金利等を勘案して取り決めておりますが、個々の取引条件を適切に検討した上で契約を締結しております。

デリバティブ取引は、主として外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避することを目的とした先物為替予約や、借入金等の支払金利の変動リスクを回避するための金利スワップ取引及び金利オプション取引を、ヘッジ手段として利用しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(8) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは資金繰計画表を適時に作成及び更新することにより、手許流動性資金のリスク管理を行っております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	317,413	317,413	-
資産計	317,413	317,413	-
(1) 社債 (1年以内含む)	205,000	200,201	△4,799
(2) 長期借入金 (1年以内含む)	14,656,462	14,589,526	△66,935
(3) リース債務 (1年以内含む)	7,660,185	7,627,489	△32,696
負債計	22,521,647	22,417,216	△104,431

(※1) 現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、未払金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (千円)
非上場株式	3,650
関係会社株式	455,832

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,891,824	-	-	-
受取手形及び売掛金	7,064,734	-	-	-
電子記録債権	696,494	-	-	-
合計	12,653,053	-	-	-

(注) 2. 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	3,711,040	-	-	-	-	-
社債	30,000	30,000	30,000	115,000	-	-
長期借入金	4,462,896	3,941,672	2,955,562	1,508,406	1,119,798	668,128
リース債務	2,855,464	1,627,315	1,447,834	1,645,554	84,018	-
合計	11,059,400	5,598,987	4,433,396	3,268,960	1,203,816	668,128

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した価格

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	307,918	-	-	307,918
その他	9,494	-	-	9,494
資産計	317,413	-	-	317,413

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債（1年以内含む）	-	200,201	-	200,201
長期借入金（1年以内含む）	-	14,589,526	-	14,589,526
リース債務（1年以内含む）	-	7,627,489	-	7,627,489
負債計	-	22,417,216	-	22,417,216

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び投資信託は相場価格を用いて評価しております。上場株式及び投資信託は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債（1年以内含む）

社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金（1年以内含む）及びリース債務（1年以内含む）

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

前連結会計年度 (2023年5月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	228,314	73,572	154,741
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	7,339	2,656	4,682
	小計	235,653	76,229	159,424
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	319	368	△49
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	319	368	△49
合計		235,972	76,597	159,374

当連結会計年度 (2024年5月31日)

その他有価証券

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	307,918	73,940	233,978
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	9,494	2,968	6,525
	小計	317,413	76,909	240,504
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		317,413	76,909	240,504

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度 (2023年5月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利オプションの特例 処理	金利オプション取引 変動受取・固定支払	長期借入金	800,000	320,000	(注1)
合計			800,000	320,000	-

(注) 1. 金利オプションの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (2024年5月31日)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

該当事項はありません。

(2) 金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (千円)	契約額等のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
金利オプションの特例 処理	金利オプション取引 変動受取・固定支払	長期借入金	800,000	160,000	(注1)
合計			800,000	160,000	-

(注) 1. 金利オプションの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。連結子会社は退職一時金制度を採用しており、一部の連結子会社は中小企業退職金共済制度に加入しております。退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しておりますが、連結財務諸表における重要性が乏しいため、原則法による注記事項に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
退職給付債務の期首残高	2,067,604千円
勤務費用	152,610
利息費用	5,770
数理計算上の差異の発生額	△26,577
退職給付の支払額	△107,580
その他	980
退職給付債務の期末残高	2,092,808

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (2023年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,092,808千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,092,808
退職給付に係る負債	2,092,808
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,092,808

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
勤務費用	152,610千円
利息費用	5,770
数理計算上の差異の費用処理額	32,187
確定給付制度に係る退職給付費用	190,569

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
数理計算上の差異	△58,765千円
合計	△58,765

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2023年5月31日)
未認識数理計算上の差異	64,470千円
合計	64,470

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	当連結会計年度 (2023年5月31日)
割引率	0.45%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度97,922千円であります。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。連結子会社は退職一時金制度を採用しており、一部の連結子会社は中小企業退職金共済制度に加入しております。退職一時金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給します。

なお、連結子会社が有する退職一時金制度は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しておりますが、連結財務諸表における重要性が乏しいため、原則法による注記事項に含めて記載しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
退職給付債務の期首残高	2,092,808千円
勤務費用	160,803
利息費用	11,034
数理計算上の差異の発生額	△102,041
退職給付の支払額	△126,109
その他	34,659
退職給付債務の期末残高	2,071,155

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

（3）退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,071,155千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,071,155
退職給付に係る負債	2,071,155
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,071,155

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
勤務費用	160,803千円
利息費用	11,034
数理計算上の差異の費用処理額	24,987
その他	34,659
確定給付制度に係る退職給付費用	231,485

（5）退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
数理計算上の差異	△127,028千円
合計	△127,028

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
未認識数理計算上の差異	△62,557千円
合計	△62,557

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
割引率	1.10%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度102,201千円であります。

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
販売費及び一般管理費	-千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 17,600株	普通株式 19,000株
付与日	2013年8月31日	2014年9月10日
権利確定条件	①当社の取締役(社外取締役を除く。)または監査役(社外監査役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①当社の取締役(社外取締役を除く。)または監査役(社外監査役を除く。)に就任後1年を経過(死亡退任のときを除く。)し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名(以下「相続承継人」という。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2013年8月31日 至2043年8月30日	自2014年9月11日 至2044年9月10日

(注) 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 6名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 18,000 株	普通株式 15,800 株
付与日	2015年8月28日	2016年8月30日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2015年8月29日 至2045年8月28日	自2016年8月31日 至2046年8月30日

（注）当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名 当社監査役 1 名	当社取締役 5 名 当社監査役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 14,400 株	普通株式 15,000 株
付与日	2017年 8 月30日	2018年 8 月30日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後 1 年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1 名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から 2 か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後 1 年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1 名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から 2 か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2017年 8 月31日 至2047年 8 月30日	自2018年 8 月31日 至2048年 8 月30日

（注）当社は、2015年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名	当社取締役 6名 当社従業員 821名 子会社取締役 2名 子会社従業員 34名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 15,800 株	普通株式 208,400 株
付与日	2019年8月29日	2019年10月15日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使期間の範囲内において、2021年8月29日又は当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のどちらか遅い日以降、権利行使ができるものとする。 ②新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 ③新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定をしてはならない。 ④新株予約権者は、下記の条件のいずれかにでも該当した場合、新株予約権を行使できないものとする。 イ. 禁固以上の刑に処せられた場合 ロ. 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合 ハ. 当社に対して、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 ニ. 新株予約権者が新株予約権の割当を受けた後、当社又は当社の子会社を自己都合により退職した場合 ホ. 上記に定めるほか、新株予約権者に法令・社内諸規則等の違反、又は当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知をした場合 ⑤新株予約権者は、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ⑥新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2019年8月30日 至2049年8月29日	自2021年8月29日 至2023年12月31日

（注）当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 14,100 株
付与日	2020年8月28日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ．相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ．相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2020年8月29日 至2050年8月28日

（注）当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2023年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、
ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会 計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会 計年度末	4,000	4,800	4,800	4,800	4,800
権利確定	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	4,000	4,800	4,800	4,800	4,800

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会 計年度末	-	-	200,700	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	200,700	-
権利確定後 (株)				
前連結会 計年度末	5,400	8,400	-	8,100
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	5,400	8,400	-	8,100

(注) 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割
考慮後の株式数により記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均 株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日にお ける公正な 評価単価 (円)	1,025.13	1,181.77	1,377.01	1,569.01	1,718.85

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	2,000	1
行使時平均 株価 (円)	-	-	-	-
付与日にお ける公正な 評価単価 (円)	1,896.80	1,945.25	-	1,970.00

(注) 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の価格により記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積り方法によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価価格は、純資産法に基づいて算出した価格を基礎として算定しております。

4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 420,773千円
- (2) 当連結会計年度に権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 - 千円

(譲渡制限付株式報酬)

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
販売費及び一般管理費	47,465千円

2. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2021年8月27日付与	2022年8月30日付与
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名 当社執行役員 2名	当社取締役 5名 当社執行役員 4名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 15,500 株	普通株式 20,300 株
付与日	2021年8月27日	2022年8月30日
譲渡制限期間	自2021年8月27日 至2051年8月26日	自2022年8月30日 至2052年8月29日
解除条件	譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員、監査役、又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間中に付与対象者が正当な理由等により退任した場合には、退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。譲渡制限の解除対象となる株式数は、当該退任時点において保有する本割当株式の数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる）とし、譲渡制限が解除されない本割当株式については、当社が当然に無償で取得する。	
付与日における公正な評価単価	2,230円	2,550円

(2) 譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2021年8月27日付与	2022年8月30日付与
前連結会計年度末（株）	15,500	-
付与（株）	-	20,300
無償取得（株）	-	-
譲渡制限解除（株）	-	-
未解除残（株）	15,500	20,300

3. 付与日における公正な評価単価の見積方法

付与日時点において、当社は未公開企業であるため、自社株式の評価価格は、純資産法に基づいて算出した価格を基礎として算定しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）
（ストック・オプション）

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
販売費及び一般管理費	-千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 7名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 17,600 株	普通株式 19,000 株
付与日	2013年8月31日	2014年9月10日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2013年8月31日 至2043年8月30日	自2014年9月11日 至2044年9月10日

（注）当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社監査役 1名	当社取締役 6名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 18,000 株	普通株式 15,800 株
付与日	2015年8月28日	2016年8月30日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2015年8月29日 至2045年8月28日	自2016年8月31日 至2046年8月30日

（注）当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5 名 当社監査役 1 名	当社取締役 5 名 当社監査役 1 名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 14,400 株	普通株式 15,000 株
付与日	2017年 8 月30日	2018年 8 月30日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後 1 年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1 名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から 2 か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後 1 年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1 名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から 2 か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2017年 8 月31日 至2047年 8 月30日	自2018年 8 月31日 至2048年 8 月30日

（注）当社は、2015年 4 月 1 日付で普通株式 1 株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

	第8回新株予約権	第9回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社監査役 1名	当社取締役 6名 当社従業員 821名 子会社取締役 2名 子会社従業員 34名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 15,800 株	普通株式 208,400 株
付与日	2019年8月29日	2019年10月15日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ. 相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。	①新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使期間の範囲内において、2021年8月29日又は当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日のどちらか遅い日以降、権利行使ができるものとする。 ②新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部又は一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 ③新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定をしてはならない。 ④新株予約権者は、下記の条件のいずれかにでも該当した場合、新株予約権を行使できないものとする。 イ. 禁固以上の刑に処せられた場合 ロ. 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員又はコンサルタント等に就いた場合 ハ. 当社に対して、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合 ニ. 新株予約権者が新株予約権の割当を受けた後、当社又は当社の子会社を自己都合により退職した場合 ホ. 上記に定めるほか、新株予約権者に法令・社内諸規則等の違反、又は当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知をした場合 ⑤新株予約権者は、当社株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した日においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合として当社の取締役会が認めた場合はこの限りではない。 ⑥新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2019年8月30日 至2049年8月29日	自2021年8月29日 至2023年12月31日

（注）当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

	第10回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社監査役 1名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 14,100 株
付与日	2020年8月28日
権利確定条件	①当社の取締役（社外取締役を除く。）または監査役（社外監査役を除く。）に就任後1年を経過（死亡退任のときを除く。）し、かつ、その地位を喪失した日の翌日から10日以内とし、行使に当たっては発行された新株予約権を一括して行使する。 ②新株予約権を行使できる期間については、権利行使期間及び上記①の期間内で当社取締役会において決定する。 ③新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、新株予約権募集要項に従って新株予約権を行使することができるものとする。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができないものとする。 イ．相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ロ．相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日まで所定の相続手続を完了しなければならない。 ハ．相続承継人は、権利行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。 ④この他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自2020年8月29日 至2050年8月28日

（注）当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の株式数により記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2024年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、
ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会 計年度末	-	-	-	-	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会 計年度末	4,000	4,800	4,800	4,800	4,800
権利確定					
権利行使	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	4,000	4,800	4,800	4,800	4,800

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会 計年度末	-	-	200,700	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	200,700	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会 計年度末	5,400	8,400	-	8,100
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	5,400	8,400	-	8,100

(注) 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割
考慮後の株式数により記載しております。

② 単価情報

	第1回 新株予約権	第2回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1	1
行使時平均 株価 (円)	-	-	-	-	-
付与日にお ける公正な 評価単価 (円)	1,025.13	1,181.77	1,377.01	1,569.01	1,718.85

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権	第9回 新株予約権	第10回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	2,000	1
行使時平均 株価 (円)	-	-	-	-
付与日にお ける公正な 評価単価 (円)	1,896.80	1,945.25	-	1,970.00

(注) 当社は、2015年4月1日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っておりますので、株式分割考慮後の価格により記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積り方法によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社株式の評価価格は、純資産法に基づいて算出した価格を基礎として算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 178,883千円
- (2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 -千円

(譲渡制限付株式報酬)

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
販売費及び一般管理費	58,768千円

2. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2021年8月27日付与	2022年8月30日付与
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名 当社監査役 1名 当社執行役員 2名	当社取締役 5名 当社執行役員 4名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 15,500 株	普通株式 20,300 株
付与日	2021年8月27日	2022年8月30日
譲渡制限期間	自2021年8月27日 至2051年8月26日	自2022年8月30日 至2052年8月29日
解除条件	譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員、監査役、又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間中に付与対象者が正当な理由等により退任した場合には、退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。譲渡制限の解除対象となる株式数は、当該退任時点において保有する本割当株式の数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる）とし、譲渡制限が解除されない本割当株式については、当社が当然に無償で取得する。	
付与日における公正な評価単価	2,230円	2,550円

	2023年 8 月29日付与
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社執行役員 4名
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 20,300 株
付与日	2023年 8 月29日
譲渡制限期間	自2023年 8 月29日 至2053年 8 月28日
解除条件	譲渡制限期間中、継続して当社の取締役、執行役員、又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、譲渡制限期間中に付与対象者が正当な理由等により退任した場合には、退任の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。譲渡制限の解除対象となる株式数は、当該退任時点において保有する本割当株式の数に、付与対象者の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる）とし、譲渡制限が解除されない本割当株式については、当社が当然に無償で取得する。
付与日における公正な評価単価	3,010円

（２）譲渡制限付株式の規模及びその変動状況

	2021年 8 月27日付与	2022年 8 月30日付与	2023年 8 月29日付与
前連結会計年度末（株）	15,500	20,300	-
付与（株）	-	-	20,300
無償取得（株）	-	-	-
譲渡制限解除（株）	-	-	-
未解除残（株）	15,500	20,300	20,300

３．付与日における公正な評価単価の見積方法

付与日時点において、当社は未公開企業であるため、自社株式の評価価格は、純資産法に基づいて算出した価格を基礎として算定しております。

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (2023年 5 月 31 日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2023年 5 月 31 日)
繰延税金資産	
賞与引当金	300,201千円
退職給付に係る負債	632,168
税務上の繰越欠損金 (注)	126,954
未払役員退職慰労金	2,155
減価償却超過額	326,547
新株予約権	22,672
貸倒引当金繰入超過額	66,803
資産除去債務	30,031
その他	453,307
繰延税金資産小計	1,960,842
評価性引当額	△291,891
繰延税金資産合計	1,668,950
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△48,370
その他	△10,559
繰延税金負債合計	△58,930
繰延税金資産の純額	1,610,020

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2023年 5 月 31 日)
法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
住民税均等割等	1.6
評価性引当額の増減	△4.4
繰越欠損金の期限切れ	5.1
賃上げ促進税制による税額控除	△4.1
未実現損益消去	0.9
子会社税率差異	△0.2
その他	△1.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.9

当連結会計年度（2024年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	336,467千円
退職給付に係る負債	680,213
税務上の繰越欠損金（注）	107,710
未払役員退職慰労金	10,257
減価償却超過額	291,300
新株予約権	22,665
貸倒引当金繰入超過額	74,302
資産除去債務	29,551
その他	386,500
繰延税金資産小計	1,938,968
評価性引当額	△124,136
繰延税金資産合計	1,814,832
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△72,968
その他	△9,695
繰延税金負債合計	△82,664
繰延税金資産の純額	1,732,167

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額については、金額的重要性が乏しいため記載を省略しています。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2024年5月31日)
法定実効税率	30.3%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5
住民税均等割等	1.4
評価性引当額の増減	△5.5
繰越欠損金の期限切れ	0.7
賃上げ促進税制による税額控除	△2.6
未実現損益消去	0.6
子会社税率差異	0.2
その他	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.2

（資産除去債務関係）

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

資産除去債務の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	売上高
日本	38,577,599
アジア	2,073,370
顧客との契約から生じる収益	40,650,969
その他の収益	-
外部顧客への売上高	40,650,969

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	6,150,008
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,086,807
契約負債（期首残高）	37,123
契約負債（期末残高）	7,941

契約負債は、主にレンタル契約に関するものであり、主として顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

連結財務諸表において、顧客との契約から生じた契約負債は「流動負債その他」に含まれております。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	売上高
日本	41,127,054
アジア	2,562,949
顧客との契約から生じる収益	43,690,004
その他の収益	-
外部顧客への売上高	43,690,004

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4 会計方針に関する事項 （5）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	7,086,807
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	7,761,228
契約負債（期首残高）	7,941
契約負債（期末残高）	24,144

契約負債は、主にレンタル契約に関するものであり、主として顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

連結財務諸表において、顧客との契約から生じた契約負債は「流動負債その他」に含まれております。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、特定の顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

当連結会計年度末における取引について、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当連結会計年度末における取引について、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（％）	関連当事者 との関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	岡田 朗	-	-	当社 代表取締役	被所有 直接1.8	-	金銭報酬 債権の現 物出資に 伴う自己 株式の処 分（注）	13,545	-	-

（注）譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものです。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

当連結会計年度末における取引について、重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
1株当たり純資産額	3,345.07円
1株当たり当期純利益	560.84円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,764,234
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	1,764,234
普通株式の期中平均株式数(株)	3,145,718
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 普通株式 4,000株 第2回新株予約権 普通株式 4,800株 第4回新株予約権 普通株式 4,800株 第5回新株予約権 普通株式 4,800株 第6回新株予約権 普通株式 4,800株 第7回新株予約権 普通株式 5,400株 第8回新株予約権 普通株式 8,400株 第10回新株予約権 普通株式 8,100株

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
1株当たり純資産額	3,967.37円
1株当たり当期純利益	674.15円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
1株当たり当期純利益	
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,073,909
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	2,073,909
普通株式の期中平均株式数（株）	3,076,334
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 普通株式 4,000株 第2回新株予約権 普通株式 4,800株 第4回新株予約権 普通株式 4,800株 第5回新株予約権 普通株式 4,800株 第6回新株予約権 普通株式 4,800株 第7回新株予約権 普通株式 5,400株 第8回新株予約権 普通株式 8,400株 第10回新株予約権 普通株式 8,100株

(重要な後発事象)

前連結会計年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に応じて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該会計方針の変更にあたっては、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、この適用による中間連結財務諸表への影響はありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)	
現金及び預金勘定	4,198,174千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△86,037
現金及び現金同等物	4,112,137

(株主資本等関係)

当中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年8月28日 定時株主総会	普通株式	246,501	80	2024年5月31日	2024年8月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)

当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

当中間連結会計期間（自 2024年6月1日 至 2024年11月30日）

(単位：千円)

	売上高
日本	23,078,364
アジア	1,482,429
顧客との契約から生じる収益	24,560,793
その他の収益	—
外部顧客への売上高	24,560,793

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当中間連結会計期間 (自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)
1株当たり中間純利益	520円99銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	1,610,791
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 中間純利益(千円)	1,610,791
普通株式の期中平均株式数(株)	3,091,809
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在 株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)レント	第27回無担保社債 (株静岡銀行保証付)	2017年 9月25日	135,000	105,000 (30,000)	年0.24	(銀行保証)	2027年 9月24日
(株)レント	第28回無担保社債 (株清水銀行保証付)	2018年 2月26日	100,000	100,000	年0.86	(銀行保証)	2028年 2月25日
合計	-	-	235,000	205,000 (30,000)	-	-	-

(注) 1. () 内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
30,000	30,000	30,000	115,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,491,810	3,711,040	2.51	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,826,294	4,462,896	1.12	-
1年以内に返済予定のリース債務	3,845,165	2,855,464	1.62	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	8,638,197	10,193,566	1.27	2025年～ 2035年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	4,539,276	4,804,721	1.73	2025年～ 2029年
合計	24,340,744	26,027,687	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。) の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,941,672	2,955,562	1,508,406	1,119,798
リース債務	1,627,315	1,447,834	1,645,554	84,018

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

第41期第3四半期連結会計期間（2024年12月1日から2025年2月28日まで）及び第41期第3四半期連結累計期間（2024年6月1日から2025年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表は次のとおりあります。当社は、第3四半期連結会計期間（2024年12月1日から2025年2月28日まで）及び第41期第3四半期連結累計期間（2024年6月1日から2025年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の期中レビューを受けております。

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	当第3四半期連結会計期間 (2025年2月28日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	5,120,602
受取手形及び売掛金	8,200,722
電子記録債権	614,401
商品及び製品	237,051
原材料及び貯蔵品	410,744
その他	1,687,885
貸倒引当金	△399,504
流動資産合計	15,871,903
固定資産	
有形固定資産	
レンタル用資産[自己所有]（純額）	15,941,248
レンタル用資産[リース]（純額）	7,809,388
建物及び構築物（純額）	4,723,311
機械装置及び運搬具（純額）	770,916
土地	6,783,720
リース資産（純額）	432,373
その他（純額）	659,676
有形固定資産合計	37,120,636
無形固定資産	
その他	404,672
無形固定資産合計	404,672
投資その他の資産	
投資有価証券	693,217
繰延税金資産	1,471,242
敷金及び保証金	1,654,742
その他	491,043
貸倒引当金	△31,577
投資その他の資産合計	4,278,668
固定資産合計	41,803,977
資産合計	57,675,880

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2025年2月28日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	365,017
電子記録債務	2,521,809
短期借入金	8,878,600
1年内償還予定の社債	30,000
1年内返済予定の長期借入金	4,312,581
リース債務	2,354,007
未払金	2,724,248
未払法人税等	620,071
賞与引当金	682,858
その他	2,947,873
流動負債合計	25,437,066
固定負債	
社債	160,000
長期借入金	8,187,254
リース債務	6,269,312
退職給付に係る負債	2,101,950
資産除去債務	97,572
その他	73,958
固定負債合計	16,890,048
負債合計	42,327,115
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,401,120
資本剰余金	1,194,261
利益剰余金	12,474,653
自己株式	△142,328
株主資本合計	14,927,706
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	181,280
為替換算調整勘定	△147,270
退職給付に係る調整累計額	50,849
その他の包括利益累計額合計	84,859
新株予約権	74,704
非支配株主持分	261,494
純資産合計	15,348,764
負債純資産合計	57,675,880

(2) 四半期連結損益計算書

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)
売上高	37,312,464
売上原価	24,776,178
売上総利益	12,536,286
販売費及び一般管理費	
貸倒引当金繰入額	120,636
給料及び手当	2,861,327
賞与引当金繰入額	475,232
退職給付費用	155,363
地代家賃	1,313,688
その他	3,652,028
販売費及び一般管理費合計	8,578,276
営業利益	3,958,009
営業外収益	
受取利息	7,562
受取配当金	9,916
受取保険金	12,911
受取家賃	21,286
為替差益	32,254
作業くず売却益	26,975
その他	61,251
営業外収益合計	172,158
営業外費用	
支払利息	324,476
支払手数料	10,237
持分法による投資損失	103,157
その他	6,978
営業外費用合計	444,850
経常利益	3,685,317
特別利益	
固定資産売却益	11,783
特別利益合計	11,783
特別損失	
固定資産除却損	5,077
特別損失合計	5,077
税金等調整前四半期純利益	3,692,023
法人税、住民税及び事業税	1,024,514
法人税等調整額	262,703
法人税等合計	1,287,218
四半期純利益	2,404,805
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△110,740
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,515,546

(3) 四半期連結包括利益計算書

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)
四半期純利益	2,404,805
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	13,745
為替換算調整勘定	27,842
退職給付に係る調整額	7,304
持分法適用会社に対する持分相当額	△606
その他の包括利益合計	48,286
四半期包括利益	2,453,091
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	2,558,151
非支配株主に係る四半期包括利益	△105,059

(4) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しております。

従来、所得等に対する法人税、住民税及び事業税等(以下、「法人税等」という。)について、法令に従い算定した額を損益に計上することとしておりましたが、所得に対する法人税等について、その発生源となる取引等に依りて、損益、株主資本及びその他の包括利益に区分して計上することとし、その他の包括利益累計額に計上された法人税等については、当該法人税等が課される原因となる取引等が損益に計上された時点で、これに対応する税額を損益に計上することとしました。なお、課税の対象となった取引等が、損益に加えて、株主資本又はその他の包括利益に関連しており、かつ、株主資本又はその他の包括利益に対して課された法人税等の金額を算定することが困難である場合には、当該税額を損益に計上しております。

当該会計方針の変更にあたっては、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過措置に従っております。

なお、この適用による四半期連結財務諸表への影響はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。また、のれんの償却額については重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間
(自 2024年6月1日
至 2025年2月28日)

減価償却費	5,781,869千円
-------	-------------

(株主資本等関係)

当第3四半期連結累計期間(自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2024年8月28日 定時株主総会	普通株式	246,501	80	2024年5月31日	2024年8月29日	利益剰余金

(セグメント情報等)

セグメント情報

当社グループの事業は、レンタル事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループの主たる地域別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間(自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)

(単位:千円)

	売上高
日本	34,993,160
アジア	2,319,303
顧客との契約から生じる収益	37,312,464
その他の収益	—
外部顧客への売上高	37,312,464

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2024年6月1日 至 2025年2月28日)
1株当たり四半期純利益	812円67銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	2,515,546
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益(千円)	2,515,546
普通株式の期中平均株式数(株)	3,095,393
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株 式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,264,083	3,687,179
受取手形	1,303,989	1,403,625
売掛金	※2 4,933,439	※2 5,259,005
商品	123,040	135,043
貯蔵品	124,674	116,361
前払費用	356,273	454,149
関係会社短期貸付金	150,000	200,000
その他	※2 162,883	※2 314,838
貸倒引当金	△37,507	△58,898
流動資産合計	9,380,877	11,511,304
固定資産		
有形固定資産		
レンタル用資産 [自己所有]	7,651,768	10,468,885
レンタル用資産 [リース]	7,360,476	6,676,623
建物	※1 3,052,550	※1 3,033,161
構築物	1,042,664	993,428
機械及び装置	333,335	310,238
車両運搬具	72,250	99,889
工具、器具及び備品	240,421	279,978
土地	※1 6,263,091	※1 6,439,593
リース資産	53,665	27,386
建設仮勘定	23,737	121,960
有形固定資産合計	26,093,962	28,451,147
無形固定資産		
ソフトウェア	509,049	436,352
ソフトウェア仮勘定	3,300	3,300
その他	0	0
無形固定資産合計	512,349	439,652
投資その他の資産		
投資有価証券	239,622	321,063
関係会社株式	871,021	1,303,421
長期前払費用	84,523	166,102
繰延税金資産	1,505,583	1,489,862
関係会社長期貸付金	833,001	882,609
敷金及び保証金	1,355,990	1,466,411
その他	213,273	266,619
貸倒引当金	△755,882	△818,762
投資その他の資産合計	4,347,134	5,077,327
固定資産合計	30,953,447	33,968,127
資産合計	40,334,324	45,479,431

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,958,231	3,269,247
買掛金	※2 103,331	※2 165,805
短期借入金	1,460,000	1,290,000
1年内償還予定の社債	※1 30,000	※1 30,000
1年内返済予定の長期借入金	※1,※4 3,531,140	※1,※4 4,029,980
リース債務	3,495,469	2,647,081
未払金	※2 1,784,406	※2 2,533,178
未払費用	413,068	441,443
未払法人税等	470,348	598,000
未払消費税等	116,148	56,610
賞与引当金	932,894	1,038,611
設備支払手形	538,367	1,373,011
その他	157,879	254,370
流動負債合計	15,991,285	17,727,341
固定負債		
社債	※1 205,000	※1 175,000
長期借入金	※1,※4 7,602,608	※1,※4 9,072,628
リース債務	4,332,326	4,429,926
退職給付引当金	1,989,046	2,045,671
資産除去債務	96,527	97,400
その他	81,427	29,543
固定負債合計	14,306,936	15,850,170
負債合計	30,298,222	33,577,511
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,401,120	1,401,120
資本剰余金		
資本準備金	518,370	518,370
その他資本剰余金	485,092	496,237
資本剰余金合計	1,003,463	1,014,607
利益剰余金		
その他利益剰余金		
別途積立金	290,223	290,223
繰越利益剰余金	7,643,931	9,392,116
利益剰余金合計	7,934,154	9,682,339
自己株式	△488,345	△438,386
株主資本合計	9,850,393	11,659,680
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	111,004	167,535
評価・換算差額等合計	111,004	167,535
新株予約権	74,704	74,704
純資産合計	10,036,101	11,901,919
負債純資産合計	40,334,324	45,479,431

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
売上高	※1 38,080,136	※1 40,621,473
売上原価	※1 27,149,004	※1 28,409,665
売上総利益	10,931,132	12,211,807
販売費及び一般管理費	※1, ※2 8,588,232	※1, ※2 9,304,963
営業利益	2,342,899	2,906,844
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	※1 21,090	※1 34,591
受取保険金	42,643	28,993
受取家賃	※1 43,519	※1 47,192
為替差益	57,876	49,768
その他	※1 54,648	※1 64,597
営業外収益合計	219,778	225,143
営業外費用		
支払利息	200,821	204,828
支払手数料	56,447	49,051
社債利息	1,865	1,697
貸倒引当金繰入額	50,736	43,488
その他	9,674	8,688
営業外費用合計	319,545	307,754
経常利益	2,243,132	2,824,233
特別損失		
固定資産除却損	7,140	6,411
減損損失	※3 3,456	-
盗難損失	※4 16,530	-
特別損失合計	27,128	6,411
税引前当期純利益	2,216,003	2,817,822
法人税、住民税及び事業税	705,339	864,247
法人税等調整額	△82,772	△8,878
法人税等合計	622,567	855,369
当期純利益	1,593,436	1,962,452

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)		当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 賃貸収入原価						
1. 賃借料		5,566,499			6,322,310	
2. 減価償却費		6,978,093			6,327,762	
3. 整備及び修理費		7,584,809			8,270,028	
4. 消耗品費		56,121			145,086	
5. 運賃		5,122,780			5,546,283	
6. その他		1,027,747	26,336,050	97.0	951,208	27,562,680 97.0
II 販売売上原価						
1. 商品期首棚卸高		110,700			123,040	
2. 当期商品仕入高		790,672			845,192	
3. 他勘定からの振替高	※	34,620			13,795	
合計		935,994			982,028	
4. 商品期末棚卸高		123,040	812,953	3.0	135,043	846,984 3.0
売上原価			27,149,004	100.0		28,409,665 100.0

(注) ※他勘定からの振替高はレンタル用資産〔自己所有〕の売却による原価の振替受入高であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1,401,120	518,370	473,318	991,689	290,223	6,226,972	6,517,195	△99,936	8,810,068
当期変動額									
譲渡制限付株式報酬			11,774	11,774				39,991	51,765
剰余金の配当						△176,476	△176,476		△176,476
当期純利益						1,593,436	1,593,436		1,593,436
自己株式の取得								△428,400	△428,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	11,774	11,774	-	1,416,959	1,416,959	△388,409	1,040,324
当期末残高	1,401,120	518,370	485,092	1,003,463	290,223	7,643,931	7,934,154	△488,345	9,850,393

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	62,455	62,455	74,704	8,947,228
当期変動額				
譲渡制限付株式報酬				51,765
剰余金の配当				△176,476
当期純利益				1,593,436
自己株式の取得				△428,400
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	48,548	48,548		48,548
当期変動額合計	48,548	48,548	-	1,088,873
当期末残高	111,004	111,004	74,704	10,036,101

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	1, 401, 120	518, 370	485, 092	1, 003, 463	290, 223	7, 643, 931	7, 934, 154	△488, 345	9, 850, 393
当期変動額									
譲渡制限付株式報酬			11, 144	11, 144				49, 958	61, 103
剰余金の配当						△214, 267	△214, 267		△214, 267
当期純利益						1, 962, 452	1, 962, 452		1, 962, 452
自己株式の取得									-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	11, 144	11, 144	-	1, 748, 184	1, 748, 184	49, 958	1, 809, 287
当期末残高	1, 401, 120	518, 370	496, 237	1, 014, 607	290, 223	9, 392, 116	9, 682, 339	△438, 386	11, 659, 680

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	111,004	111,004	74,704	10,036,101
当期変動額				
譲渡制限付株式報酬				61,103
剰余金の配当				△214,267
当期純利益				1,962,452
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	56,530	56,530		56,530
当期変動額合計	56,530	56,530	-	1,865,817
当期末残高	167,535	167,535	74,704	11,901,919

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

① デリバティブ

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 貯蔵品

最終仕入原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

レンタル用資産 2年～7年

建物 2年～44年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 3年～5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(残価保証の取り決めがある場合は残価保証額)とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に土木建設用機械、産業用機械等のレンタルを行っており、顧客とのレンタル基本契約に基づいてレンタルに供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利オプションについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、金利オプション、為替予約

ヘッジ対象・・・借入金の金利、外貨建金銭債務

③ヘッジ方法

当社の内部規程に基づいております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たした金利スワップ及び金利オプションについては、有効性の評価を省略しております。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

(2) デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ① デリバティブ
時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品
総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
- ② 貯蔵品
最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
レンタル用資産 2年～7年
建物 2年～44年

(2) 無形固定資産

定額法
なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりであります。
ソフトウェア 3年～5年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（残価保証の取り決めがある場合は残価保証額）とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、主に土木建設用機械、産業用機械等のレンタルを行っており、顧客とのレンタル基本契約に基づいてレンタルに供する履行義務を負っております。当該履行義務は、レンタル期間にわたり履行義務を充足する取引であることから、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から値引き等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップ及び金利オプションについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ、金利オプション、為替予約

ヘッジ対象・・・借入金の金利、外貨建金銭債務

③ヘッジ方法

当社の内部規程に基づいております。

④ヘッジ有効性評価の方法

特例処理の要件を満たした金利スワップ及び金利オプションについては、有効性の評価を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

前事業年度(自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	871,021千円
関係会社長期貸付金	833,001千円
貸倒引当金	△730,236千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する投融資の評価に当たっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が低下する等、回収可能性が見込めない場合には、投資額の回収可能価額まで減損処理するとともに、引当金については、「重要な会計方針 3. 引当金の計上基準」に基づいて、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

見積り段階において予測不可能な経済状況の変動等により、関係会社の財政状態が悪化した場合には、翌事業年度の当社の財務諸表における関係会社株式の評価、関係会社長期貸付金及び関連する引当金の金額に影響を与える可能性があります。

当事業年度(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)

関係会社に対する投融資の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度
関係会社株式	1,303,421千円
関係会社長期貸付金	882,609千円
貸倒引当金	△773,724千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社に対する投融資の評価に当たっては、関係会社の財政状態の悪化により実質価額が低下する等、回収可能性が見込めない場合には、投資額の回収可能価額まで減損処理するとともに、引当金については、「重要な会計方針 3. 引当金の計上基準」に基づいて、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

見積り段階において予測不可能な経済状況の変動等により、関係会社の財政状態が悪化した場合には、翌事業年度の当社の財務諸表における関係会社株式の評価、関係会社長期貸付金及び関連する引当金の金額に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
建物	150,870千円	140,334千円
土地	2,264,753	2,264,753
計	2,415,624	2,405,088

担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
1年内返済予定の社債及び長期借入金	41,706千円	40,000千円
社債及び長期借入金	1,483,000	1,443,000
計	1,524,706	1,483,000

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
短期金銭債権	12,124千円	21,172千円
短期金銭債務	249,530	275,161

3 保証債務

(1) 関係会社の金融機関からの借入債務に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
Rent (Thailand) Co., Ltd.	2,910,063千円	3,494,568千円
Rent Trade & Service Co., Ltd.	11,364	-
(株)三光塗装鋁金工業	210,226	186,022
MaxRent Vietnam Co., Ltd.	-	110,292

(2) 関係会社のリース債務に対して、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年5月31日)	当事業年度 (2024年5月31日)
Rent (Thailand) Co., Ltd.	375,927千円	364,584千円

※ 4 財務制限条項

前事業年度（2023年5月31日）

当事業年度末の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の一部6,250,000千円（前事業年度末の借入金残高）については、財務制限条項が付されており、当社はこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当事業年度末現在、以下の財務制限条項には抵触しておりません。

- （1）各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の金額を、契約で基準と定める事業年度末の純資産の部の金額に対して75%以上に維持すること。
- （2）各事業年度の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

当事業年度（2024年5月31日）

当事業年度末の長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）の一部7,625,000千円（当事業年度末の借入金残高）については、財務制限条項が付されており、当社はこの財務制限条項に従っております。主な財務制限条項は以下のとおりであります。これらに抵触した場合には当該借入金の一括返済を求められる可能性があります。

なお、当事業年度末現在、以下の財務制限条項には抵触しておりません。

- （1）各事業年度末における貸借対照表の純資産の部の金額を、契約で基準と定める事業年度末の純資産の部の金額に対して75%以上に維持すること。
- （2）各事業年度の損益計算書において、2期連続して経常損失を計上しないこと。

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
営業取引高		
売上高	71,632千円	69,538千円
運送費用等	2,572,200	2,728,390
営業取引以外の取引高		
受取利息等	33,422	44,832

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度63%、当事業年度58%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度37%、当事業年度42%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年6月1日 至 2023年5月31日)	当事業年度 (自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)
貸倒引当金繰入額	16,461千円	71,398千円
給料及び手当	3,009,772	3,129,757
賞与引当金繰入額	566,208	698,877
地代家賃	1,544,205	1,596,001
減価償却費	241,681	300,224

※3 減損損失

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
静岡県沼津市	遊休資産	建物	663千円
		土地	2,793
合計			3,456

当社は、主として継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングしております。その他については、概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位毎にグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、建物及び構築物並びに土地については不動産鑑定評価額等により評価しております。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

※4 盗難損失

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

盗難損失の内容は、レンタル用商品の盗難による損失であります。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

(有価証券関係)

前事業年度（2023年5月31日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	172,341
関連会社株式	698,680

当事業年度（2024年5月31日）

子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	604,741
関連会社株式	698,680

(税効果会計関係)

前事業年度 (2023年 5 月 31 日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2023年 5 月 31 日)
繰延税金資産	
賞与引当金	283,133千円
退職給付引当金	603,675
未払役員退職慰労金	6,853
貸倒引当金繰入超過額	240,793
減価償却超過額	322,759
新株予約権	22,672
子会社株式評価損	178,721
資産除去債務	30,031
その他	381,813
繰延税金資産小計	2,070,454
評価性引当額	△505,940
繰延税金資産合計	1,564,513
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△48,370
その他	△10,559
繰延税金負債合計	△58,930
繰延税金資産の純額	1,505,583

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2023年 5 月 31 日)
法定実効税率	30.4%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△0.0
住民税均等割等	1.7
評価性引当額の増減	0.7
賃上げ促進税制による税額控除	△4.5
その他	△0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.1

当事業年度（2024年5月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年5月31日)
繰延税金資産	
賞与引当金	315,114千円
退職給付引当金	620,656
未払役員退職慰労金	6,850
貸倒引当金繰入超過額	266,282
減価償却超過額	289,947
新株予約権	22,665
子会社株式評価損	178,662
資産除去債務	29,551
その他	361,853
繰延税金資産小計	2,091,584
評価性引当額	△519,056
繰延税金資産合計	1,572,527
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△72,968
その他	△9,695
繰延税金負債合計	△82,664
繰延税金資産の純額	1,489,862

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2022年6月1日 至 2023年5月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2023年6月1日 至 2024年5月31日）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

有価証券の金額が資産の総額の100分の1以下であるため、財務諸表等規則第124条の規定により記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	レンタル用資産 〔自己所有〕	7,651,768	6,880,407	17,554	4,045,735	10,468,885	30,709,789
	レンタル用資産 〔リース〕	7,360,476	2,911,583	1,529,017	2,066,418	6,676,623	5,100,724
	建物	3,052,550	164,744	374	183,759	3,033,161	2,090,223
	構築物	1,042,664	45,208	387	94,057	993,428	1,015,349
	機械及び装置	333,335	21,996	1,574	43,519	310,238	460,180
	車両運搬具	72,250	46,364	89	18,635	99,889	181,384
	工具、器具及び備品	240,421	120,292	1,447	79,288	279,978	583,495
	土地	6,263,091	176,502	-	-	6,439,593	-
	リース資産	53,665	-	970	25,308	27,386	79,783
	建設仮勘定	23,737	1,276,011	1,177,787	-	121,960	-
	有形固定資産計	26,093,962	11,643,111	2,729,204	6,556,722	28,451,147	40,220,930
無形固定資産	ソフトウェア	509,049	63,196	-	135,893	436,352	873,437
	ソフトウェア仮勘定	3,300	-	-	-	3,300	-
	その他	0	-	-	-	0	40,740
	無形固定資産計	512,349	63,196	-	135,893	439,652	914,179

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

レンタル用資産	機械及び装置	2,153,621千円
	車両運搬具	4,726,785千円
レンタル用リース資産	機械及び装置	2,911,583千円
建設仮勘定	レンタル資産への資本的支出ほか	1,276,011千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

レンタル用リース資産	機械及び装置	412,252千円
	車両運搬具	1,116,764千円
建設仮勘定	レンタル資産への資本的支出ほか	1,177,787千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	793,389	877,660	793,389	877,660
賞与引当金	932,894	1,038,611	932,894	1,038,611

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年6月1日から翌年5月31日まで
定時株主総会	毎年8月
基準日	毎年5月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	毎年11月30日、毎年5月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店（注）1
買取手数料	無料（注）2
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 （公告掲載URL： https://www.rent.co.jp/ ）
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1．当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定であります。
- 2．単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3．当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第三部【特別情報】

第1【連動子会社の最近の財務諸表】

当社は、連動子会社を有していないため、該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移 動 年 月 日	移動前所有者 の氏名又は 名 称	移 動 前 所有者の 住 所	移動前所有者 の提出会社 との関係等	移動後所有者 の氏名又は 名 称	移 動 後 所有者 の住 所	移 動 後 所 有 者 の 提 出 会 社 と の 関 係 等	移 動 株 数 (株)	価格(単価) (円)	移 動 理 由
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	岡田 朗	—	特別利害関係者等(当社代表取締役、子会社取締役)	4,500	11,475,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	鷺巣 寿昭	—	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役)	2,700	6,885,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	岡田 和久	—	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役) (注)5	2,700	6,885,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	長谷川文明	—	特別利害関係者等(当社取締役) (注)6	2,200	5,610,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者等(子会社取締役)	1,800	4,590,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者等(子会社代表取締役)	1,800	4,590,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者等(子会社監査役)	1,800	4,590,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者等(子会社取締役)	1,800	4,590,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 8月30日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	当社	坪井 孝男	—	特別利害関係者等(当社取締役及び監査等委員、子会社監査役)	1,000	2,550,000 (2,550) (注)4	譲渡制限付株式付与のため(自己株式処分)
2022年 9月14日	レント 社員持株会 理事長 小久保 良二	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	特別利害関係者等(大株主上位10名)	—	—	特別利害関係者等(子会社取締役)	1,900	—	当社委任型執行役員就任に伴う持株会からの持ち分引き出し
2022年 10月14日	行方 淑江	東京都小平市花小金井	元当社役員の子親等内の血族	レント 社員持株会 理事長 小久保 良二	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	特別利害関係者等(大株主上位10名)	25,000	63,750,000 (2,550) (注)4	移動前所有者の売却意向による
2022年 10月14日	田島さとみ	静岡県静岡市葵区	元当社役員配偶者	レント 社員持株会 理事長 小久保 良二	静岡県静岡市駿河区国吉田1-6-10	特別利害関係者等(大株主上位10名)	4,000	10,200,000 (2,550) (注)4	移動前所有者の売却意向による
2022年 10月14日	田島さとみ	静岡県静岡市葵区	元当社役員配偶者	岡田 朗	—	特別利害関係者等(当社代表取締役、子会社取締役)	2,000	5,100,000 (2,550) (注)4	移動前所有者の売却意向による
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の子親等内の血族、当社従業員	岡田 和久	—	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役) (注)5	4,500	11,475,000 (2,550) (注)4	移動前所有者の売却意向による

移 動 年 月 日	移動前所有者 の氏名又は 名 称	移 動 前 所有者の住 所	移動前所有者 の提出会社 との関係等	移動後所有者 の氏名又は 名 称	移 動 後 所有者の住 所	移 動 後 所 有 者 の 提 出 会 社 と の 関 係 等	移 動 株 数 (株)	価格(単価) (円)	移 動 理 由
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の 二親等内の血 族、当社従業員	—	—	特別利害関係者 等(子会社取締役 役)	3,300	8,415,000 (2,550) (注)4	移動前所有者 の売却意 向による
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の 二親等内の血 族、当社従業員	長谷川文明	—	特別利害関係者 等(当社取締役) (注)6	2,700	6,885,000 (2,550) (注)4	移動前所有者 の売却意 向による
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の 二親等内の血 族、当社従業員	—	—	特別利害関係者 等(子会社代表取 締役)	2,700	6,885,000 (2,550) (注)4	移動前所有者 の売却意 向による
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の 二親等内の血 族、当社従業員	鷺巣 寿昭	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役)	2,600	6,630,000 (2,550) (注)4	移動前所有者 の売却意 向による
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の 二親等内の血 族、当社従業員	坪井 孝男	—	特別利害関係者 等(当社取締役及 び監査等委員、 子会社監査役)	1,800	4,590,000 (2,550) (注)4	移動前所有者 の売却意 向による
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の 二親等内の血 族、当社従業員	—	—	特別利害関係者 等(子会社監査 役)	1,500	3,825,000 (2,550) (注)4	移動前所有者 の売却意 向による
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の 二親等内の血 族、当社従業員	—	—	特別利害関係者 等(子会社取締 役)	1,100	2,805,000 (2,550) (注)4	移動前所有者 の売却意 向による
2022年 10月14日	—	—	元当社役員の 二親等内の血 族、当社従業員	岡田 朗	—	特別利害関係者 等(当社代表取締 役、子会社取締 役)	500	1,275,000 (2,550) (注)4	移動前所有者 の売却意 向による
2022年 12月13日	みずほ成長支援 投資事業有限責 任組合 無限責任組員 みずほキャピタル ㈱ 代表取締役社長 大町 祐輔	東京都千 代田区内 幸町1丁目2番1 号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	㈱レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県 静岡市 駿河区 国吉田 1-6-10	当社	88,000	224,400,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2022年 12月13日	三菱UFJキャピ タル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組員 三菱UFJキャピ タル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	㈱レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県 静岡市 駿河区 国吉田 1-6-10	当社	40,000	102,000,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピ タル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組員 三菱UFJキャピ タル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	レント 社員持株会 理事長 小久保 良二	静岡県 静岡市 駿河区 国吉田 1-6-10	特別利害関係者 等(大株主上位10 名)	21,300	54,315,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピ タル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組員 三菱UFJキャピ タル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	岡田 和久	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役) (注)5	3,000	7,650,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る

移 動 年 月 日	移動前所有者 の氏名又は 名 称	移 動 前 所有者の 住 所	移動前所有者 の提出会社 との関係等	移動後所有者 の氏名又は 名 称	移 動 後 所有者 の住 所	移 動 後 所 有 者 の 提 出 会 社 と の 関 係 等	移 動 数 (株)	価格(単価) (円)	移 動 理 由
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	—	—	特別利害関係者 等(子会社代表取 締役)	2,200	5,610,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	岡田 朗	—	特別利害関係者 等(当社代表取締 役、子会社取締役)	1,800	4,590,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	鷺巣 寿昭	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役)	1,700	4,335,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	長谷川文明	—	特別利害関係者 等(当社取締役) (注)6	1,700	4,335,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	—	—	特別利害関係者 等(子会社取締 役)	1,400	3,570,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	—	—	特別利害関係者 等(子会社監査 役)	1,000	2,550,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	—	—	特別利害関係者 等(子会社取締 役)	500	1,275,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	菅野 健一	—	特別利害関係者 等(当社取締役)	300	765,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	三菱UFJキャピタル4号投資事業 有限責任組合 無限責任組合員 三菱UFJキャピタル㈱ 代表取締役社長 坂本 信介	東京都中 央区日本 橋2丁目 3番4号	特別利害関係 者等(金融証 券取引業者 等)	坪井 孝男	—	特別利害関係者 等(当社取締役及 び監査等委員、 子会社監査役)	300	765,000 (2,550) (注)4	ファンド期 限到来によ る
2023年 6月30日	—	—	当社元執行役 員	レント 社員持株会 理事長 小久保 良二	静岡県 静岡市 駿河区 国吉田 1-6-10	特別利害関係者 等(大株主上位10 名)	2,600	6,630,000 (2,550) (注)4	移動前所有 者の売却意 向による

移 動 年 月 日	移動前所有者 の氏名又は 名 称	移 動 前 所有者の 住 所	移動前所有者 の提出会社 との関係等	移動後所有者 の氏名又は 名 称	移 動 後 所有者 の 住 所	移 動 後 所 有 者 の 提 出 会 社 と の 関 係 等	移 動 株 数 (株)	価格(単価) (円)	移 動 理 由
2023年 8月29日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	岡田 朗	—	特別利害関係者 等(当社代表取締 役、子会社取締 役)	4,500	13,545,000 (3,010) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2023年 8月29日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	鷺巣 寿昭	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役)	2,700	8,127,000 (3,010) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2023年 8月29日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	岡田 和久	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役及 びコミサリス)	2,700	8,127,000 (3,010) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2023年 8月29日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	長谷川文明	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役)	2,200	6,622,000 (3,010) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2023年 8月29日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者 等(子会社代表 取締役)	1,800	5,418,000 (3,010) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2023年 8月29日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者 等(子会社監査 役)	1,800	5,418,000 (3,010) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2023年 8月29日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者 等(子会社取締 役及びコミサリス)	1,800	5,418,000 (3,010) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2023年 8月29日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	坪井 孝男	—	特別利害関係者 等(当社取締役 及び監査等委員、 子会社監査役)	1,000	3,010,000 (3,010) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2024年 4月15日	レント 社員持株会 理事長 小久保 良二	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	—	—	当社委任型執行 役員	1,600	—	当社委任型 執行役員就 任に伴う持 株会からの 持ち分引き 出し
2024年 8月28日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	岡田 朗	—	特別利害関係者 等(当社代表取締 役、子会社取締 役)	4,500	17,820,000 (3,960) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2024年 8月28日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	鷺巣 寿昭	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役)	2,700	10,692,000 (3,960) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2024年 8月28日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	岡田 和久	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役及 びコミサリス)	2,700	10,692,000 (3,960) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2024年 8月28日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	長谷川文明	—	特別利害関係者 等(当社取締役、 子会社取締役)	2,200	8,712,000 (3,960) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2024年 8月28日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者 等(子会社監査 役)	1,800	7,128,000 (3,960) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2024年 8月28日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静岡 市駿河区国吉田 1-6-10	当社	—	—	特別利害関係者 等(子会社取締 役及びコミサリス)	1,800	7,128,000 (3,960) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)

移 動 年 月 日	移動前所有者 の氏名又は 名 称	移 動 前 所有者の 住 所	移動前所有者 の提出会社 との関係等	移動後所有者 の氏名又は 名 称	移 動 後 所有者の 住 所	移 動 後 所 有 者 の 提 出 会 社 と の 関 係 等	移 動 株 数 (株)	価格(単価) (円)	移 動 理 由
2024年 8月28日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静 岡市駿河 区国吉田 1-6-10	当社	坪井 孝男	—	特別利害関係者 等(当社取締役及 び監査等委員、 子会社監査役)	1,000	3,960,000 (3,960) (注)4	譲渡制限付 株式付与の ため(自己 株式処分)
2024年 9月15日	レント 社員持株会 理事長 望月 亮伸	静岡県静 岡市駿河 区国吉田 1-6-10	特別利害関係 者等(大株主 上位10名)	—	—	当社委任型執行 役員	700	—	当社委任型 執行役員就 任に伴う持 株会からの 持ち分引き 出し
2025年 2月28日	(株)レント 代表取締役 岡田 朗	静岡県静 岡市駿河 区国吉田 1-6-10	当社	レンテック大敬 (株) 代表取締役 嵩 明美	愛知県 豊橋市 大岩町 字岩田 11番地 1	特別利害関係者 等(大株主上位10 名)	100,000	396,000,000 (3,960) (注)4	資本政策に よる(自己 株式処分)
2025年 2月28日	—	—	当社元従業員	レント 社員持株会 理事長 八木 和明	静岡県 静岡市 駿河区 国吉田 1-6-10	特別利害関係者 等(大株主上位10 名)	2,000	7,920,000 (3,960) (注)4	移動前所有 者の売却意 向による
2025年 4月30日	—	—	当社元従業員	レント 社員持株会 理事長 八木 和明	静岡県 静岡市 駿河区 国吉田 1-6-10	特別利害関係者 等(大株主上位10 名)	1,000	3,960,000 (3,960) (注)4	移動前所有 者の売却意 向による
2025年 4月30日	—	—	当社元従業員	レント 社員持株会 理事長 八木 和明	静岡県 静岡市 駿河区 国吉田 1-6-10	特別利害関係者 等(大株主上位10 名)	800	3,168,000 (3,960) (注)4	移動前所有 者の売却意 向による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）が定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第266条の規定に基づき、特別利害関係者等が、基準事業年度の末日から起算して2年前の日（2022年6月1日）から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡（上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。）を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第204条第1項第4号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第267条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- （1）当社の特別利害関係者…役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
- （2）当社の大株主上位10名
- （3）当社の人的関係会社及び資本金関係会社並びにこれらの役員
- （4）金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本金関係会社
4. 移動価格は、DCF法、類似会社比較法、簿価純資産価額法を勘案し、算出された価格を基礎として、決定しております。
5. 岡田和久氏は、2023年9月27日付で当社子会社であるPT. Max Rent Indonesiaのコミサリス（監査役）に就任いたしました。
6. 長谷川文明氏は、2025年4月22日付で当社子会社であるレント総合サービス株式会社の取締役役に就任いたしました。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②	株式③	株式④
発行（処分）年月日	2022年8月30日	2023年8月29日	2024年8月28日	2025年2月28日
種類	普通株式 （自己株式）	普通株式 （自己株式）	普通株式 （自己株式）	普通株式 （自己株式）
発行（処分）数	20,300株	20,300株	20,300株	100,000株
発行（処分）価格	2,550円 （注）3	3,010円 （注）3	3,960円 （注）3	3,960円 （注）3
資本組入額	— （注）4	— （注）4	— （注）4	— （注）4
発行（処分）価額の総額	51,765,000円	61,103,000円	80,388,000円	396,000,000円
資本組入額の総額	— （注）4	— （注）4	— （注）4	— （注）4
発行（処分）方法	譲渡制限付株式付与 のための自己株式の 処分	譲渡制限付株式付与 のための自己株式の 処分	譲渡制限付株式付与 のための自己株式の 処分	第三者割当の方法に よる自己株式の処分
保有期間等に関する確約	—	（注）2	（注）2	（注）2

（注）1．第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所（以下「同取引所」という。）の定める規則は、以下のとおりであります。

- （1）同取引所の定める有価証券上場規程施行規則（以下「同施行規則」という。）第268条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合（上場前の公募等による場合を除く。）には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書類及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - （2）同取引所の定める同施行規則第272条の規定において、新規上場申請者が、基準事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書類を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - （3）新規上場申請者が、前2項の規定に基づく書類の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - （4）当社の場合、基準事業年度の末日は、2024年5月31日であります。
- 2．同取引所の定める同施行規則第268条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた者との間で、割当てを受けた株式（以下「割当株式」という。）を、原則として、割当てを受けた日から上場日以後6か月間を経過する日（当該日において割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日又は払込期間の最終日以後1年間を経過する日）まで所有する等の確約を行っております。
 - 3．処分価格は、DCF法、類似会社比較法、簿価純資産価額法を勘案し、算出された価格を基礎として、決定しております。
 - 4．自己株式の処分のため、資本組入額はありません。

2 【取得者の概況】

株式①

2022年8月30日開催の定時株主総会決議に基づく譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
岡田 朗	—	会社役員	4,500	11,475,000 (2,550)	特別利害関係者等(当社代表取締役、子会社取締役)
鷲巣 寿昭	—	会社役員	2,700	6,885,000 (2,550)	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役)
岡田 和久	—	会社役員	2,700	6,885,000 (2,550)	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役) (注) 1
長谷川 文明	—	会社役員	2,200	5,610,000 (2,550)	特別利害関係者等(当社取締役) (注) 2
沼田 秋男	—	会社役員	1,800	4,590,000 (2,550)	特別利害関係者等(子会社取締役) (注) 3
田村 繁行	—	会社役員	1,800	4,590,000 (2,550)	特別利害関係者等(子会社代表取締役) (注) 4
鈴木 光	—	会社役員	1,800	4,590,000 (2,550)	特別利害関係者等(子会社監査役)
西村 俊彦	—	会社役員	1,800	4,590,000 (2,550)	特別利害関係者等(子会社取締役) (注) 1
坪井 孝男	—	会社役員	1,000	2,550,000 (2,550)	特別利害関係者等(当社取締役及び監査等委員、子会社監査役)

- (注) 1. 岡田和久氏及び西村俊彦氏は、2023年9月27日付で当社子会社であるPT. Max Rent Indonesiaのコミサリス(監査役)に就任いたしました。
2. 長谷川文明氏は、2025年4月22日付で当社子会社であるレント総合サービス株式会社の取締役就任いたしました。
3. 沼田秋男氏は、2024年8月28日付で当社の執行役員及び当社子会社である株式会社アテックスの取締役を任期満了により退任いたしました。
4. 田村繁行氏は、2024年7月31日付で当社子会社であるRent (Thailand) Co., Ltd. 及びRent Trade & Service Co., Ltd. の代表取締役を退任いたしました。

株式②

2023年8月29日開催の定時株主総会決議に基づく譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
岡田 朗	—	会社役員	4,500	13,545,000 (3,010)	特別利害関係者等(当社代表取締役、子会社取締役)
鷺巣 寿昭	—	会社役員	2,700	8,127,000 (3,010)	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役)
岡田 和久	—	会社役員	2,700	8,127,000 (3,010)	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役) (注) 1
長谷川 文明	—	会社役員	2,200	6,622,000 (3,010)	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役)
沼田 秋男	—	会社役員	1,800	5,418,000 (3,010)	特別利害関係者等(子会社代表取締役) (注) 2
田村 繁行	—	会社役員	1,800	5,418,000 (3,010)	特別利害関係者等(子会社代表取締役) (注) 3
鈴木 光	—	会社役員	1,800	5,418,000 (3,010)	特別利害関係者等(子会社監査役)
西村 俊彦	—	会社役員	1,800	5,418,000 (3,010)	特別利害関係者等(子会社取締役) (注) 1
坪井 孝男	—	会社役員	1,000	3,010,000 (3,010)	特別利害関係者等(当社取締役及び監査等委員、子会社監査役)

- (注) 1. 岡田和久氏及び西村俊彦氏は、2023年9月27日付で当社子会社であるPT. Max Rent Indonesiaのコミサリス(監査役)に就任いたしました。
2. 沼田秋男氏は、2024年8月28日付で当社の執行役員及び当社子会社である株式会社アテックスの取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 田村繁行氏は、2024年7月31日付で当社子会社であるRent (Thailand) Co., Ltd. 及びRent Trade & Service Co., Ltd. の代表取締役を退任いたしました。

株式③

2024年8月28日開催の定時株主総会決議に基づく譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
岡田 朗	—	会社役員	4,500	17,820,000 (3,960)	特別利害関係者等(当社代表取締役、子会社取締役)
鷲巣 寿昭	—	会社役員	2,700	10,692,000 (3,960)	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役)
岡田 和久	—	会社役員	2,700	10,692,000 (3,960)	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役及びコミサリス)
長谷川 文明	—	会社役員	2,200	8,712,000 (3,960)	特別利害関係者等(当社取締役、子会社取締役)
田村 繁行	—	当社の常務執行役員	1,800	7,128,000 (3,960)	当社の常務執行役員
鈴木 光	—	会社役員	1,800	7,128,000 (3,960)	特別利害関係者等(子会社監査役)
西村 俊彦	—	会社役員	1,800	7,128,000 (3,960)	特別利害関係者等(子会社取締役及びコミサリス)
望月 亮伸	—	当社の常務執行役員	1,800	7,128,000 (3,960)	当社の常務執行役員
坪井 孝男	—	会社役員	1,000	3,960,000 (3,960)	特別利害関係者等(当社取締役及び監査等委員、子会社監査役)

株式④

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業 及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と提出会社との 関係
レンテック大 敬株式会社 代表取締役 嵩 明美 資本金 1億円	愛知県豊橋市 大岩町字岩田 11番地1	各種建設機械・ 産業車両のレン タル、販売、 修理、メンテナ ンス	100,000	396,000,000 (3,960)	特別利害関係者等(大株主上位10名)

3【取得者の株式等の移動状況】

「第1 特別利害関係者等の株式等の移動状況」に記載のとおりであります。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
双日(株) (注) 1	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号	387,000	11.92
ヤンマー建機(株) (注) 1	福岡県筑後市大字熊野1717番地1	279,800	8.62
レント社員持株会 (注) 1	静岡県静岡市駿河区国吉田一丁目6番10号	196,600	6.06
ユアサ商事(株) (注) 1	東京都千代田区神田美土代町7番地	194,000	5.98
(株)AIRMAN (注) 1	新潟県燕市下粟生津3074番地	168,000	5.17
丸紅(株) (注) 1	東京都千代田区大手町一丁目4番2号	160,000	4.93
コベルコ建機(株) (注) 1	広島県広島市佐伯区五日市港二丁目2番1号	158,000	4.87
(株)アイチコーポレーション (注) 1	埼玉県上尾市領家字山下1152番地10	146,000	4.50
静岡キャピタル8号投資事業有限責任組合 (注) 1	静岡県静岡市清水区草薙北2番1号	110,000	3.39
レンテック大敬(株) (注) 1	愛知県豊橋市大岩町字岩田11番地1	100,000	3.08
損害保険ジャパン(株)	東京都新宿区西新宿一丁目26番1号	94,000	2.90
岡田 朗 (注) 2、5、7	—	84,291 (25,000)	2.60 (0.77)
古河ユニック(株)	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	76,000	2.34
日本生命保険相互会社	大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号	70,000	2.16
(株)みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	70,000	2.16
(株)日本政策投資銀行	東京都千代田区大手町一丁目9番6号	70,000	2.16
(株)静岡銀行	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10	60,000	1.85
(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	60,000	1.85
TONE(株)	大阪府河内長野市寿町6番25号	55,000	1.69
鷺巣 寿昭 (注) 3、5、7	—	54,722 (14,600)	1.69 (0.45)
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	50,000	1.54
三井住友海上火災保険(株)	東京都千代田区神田駿河台三丁目9番地	50,000	1.54
長谷川 文明 (注) 3、4、5、7	—	45,735 (3,100)	1.41 (0.10)
ユニック静岡販売(株)	静岡県静岡市清水区長崎152番地1	44,000	1.36
田島 さとみ (注) 12	静岡県静岡市葵区	40,047	1.23
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	40,000	1.23
— (注) 10	—	38,769	1.19
高橋 良弘 (注) 9	—	33,487	1.03
(株)サンエスコポレーション	静岡県焼津市八幡四丁目7番地3	28,000	0.86
(株)中部第一電子商会	静岡県焼津市西小川六丁目1番15号	22,000	0.68

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式 を除く。）の総 数に対する所有 株式数の割合 (%)
(株)やまびこ	東京都青梅市末広町一丁目7番地2	22,000	0.68
－ (注) 7	－	17,300	0.53
岡田 和久 (注) 3、6、7	－	15,600	0.48
－ (注) 11	－	15,200	0.47
－ (注) 6、7	－	14,400	0.44
－ (注) 6、7	－	12,100	0.37
(株)A Tグループ	愛知県名古屋市中区高辻町6番8号	12,000	0.37
(株)ソーキ	大阪府大阪市中央区本町四丁目4番地16	12,000	0.37
(株)山川自動車	千葉県千葉市若葉区大宮町4070番地	12,000	0.37
石川 満昭 (注) 9	－	10,316	0.32
(株)速水運輸	愛知県春日井市美濃町三丁目63番地	10,000	0.31
小柳器材(株)	静岡県静岡市駿河区用宗小石町3番5号	10,000	0.31
(株)I E C	愛知県名古屋市中東区本郷二丁目160	10,000	0.31
坪井 孝男 (注) 3、6	－	9,100 (2,400)	0.28 (0.07)
－ (注) 7	－	7,700	0.24
－ (注) 8	－	7,500	0.23
－ (注) 11	－	7,000	0.22
－ (注) 8	－	6,000	0.18
－ (注) 11	－	4,200	0.13
新日本建販(株)	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番5号	4,000	0.12
その他 38名	－	42,804	1.31
計	－	3,246,671 (45,100)	100.00 (1.39)

- (注) 1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）
2. 特別利害関係者等（当社の代表取締役）
3. 特別利害関係者等（当社の取締役）
4. 特別利害関係者等（子会社の代表取締役）
5. 特別利害関係者等（子会社の取締役）
6. 特別利害関係者等（子会社の監査役）
7. 当社の執行役員
8. 当社の従業員
9. 当社の元役員
10. 当社の元執行役員
11. 当社の元従業員
12. 当社の元役員の親族
13. 株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
14. () 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。今後、当社及び当社子会社の役員及び従業員でなくなったこと等により権利を喪失し、表中の潜在株式保有者数及び潜在株式数が増減する可能性があります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株 式 会 社 レ ン ト
取 締 役 会 御 中

EY新日本 有限責任監査法人

静 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

関口俊克

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

松浦俊行

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レントの2022年6月1日から2023年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レント及び連結子会社の2023年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社レントの新基幹システムの移行に関する検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、顧客サービスの高度化及び業務効率の改善を目的として、2022年10月に新たに基幹システム（以下、「新システム」）を稼働させている。新システムは、売上高、売掛金及びレンタル用資産等に関わる業務を担うものである。 連結貸借対照表において、受取手形及び売掛金6,504,554千円、レンタル用資産（自己所有）8,500,188千円、レンタル用資産（リース）7,817,792千円、また連結損益計算書において、売上高40,650,969千円が計上されているが、この内、株式会社レントの売掛金は4,933,439千円、レンタル用資産（自己所有）は7,651,768千円、レンタル資産（リース）は7,360,476千円、売上高は38,080,136千円であり、それぞれ連結財務諸表の75%、90%、94%、93%と連結財務諸表上、重要な割合を占めている。 財務報告の信頼性の観点から新システムが正確かつ安定的に稼働することが重要であり、新システムへの移行時に何らかの問題が生じ、新システムが適切に稼働しない、もしくは、データ移行が正確かつ網羅的になされていない場合、売上高、売掛金及びレンタル用資産等の財務情報の信頼性が失われ、連結財務諸表の勘定科目や開示の金額・比率等の数値に重要な影響を及ぼす可能性がある。 以上から、当監査法人は、新システムへのデータ移行の正確性及び網羅性の検証、新システム運用の日常モニタリングの評価、新システムに関連するIT全般統制を含む内部統制の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、会社の新システムの移行に関して、当監査法人内部のITシステムの評価に関する専門的な知識を有する者と連携して、主に以下の手続を実施した。 （１）新システムへのデータ移行の正確性及び網羅性の検証 ・会社が実施した、マスタデータの移行検証、動作検証を評価するため、当該会社による検証結果等を閲覧した。 ・移行日時点の売掛金残高、レンタル用資産数量等が、新旧システム間で一致しているか検証した。 （２）新システム運用の日常モニタリングの評価 ・新システムの運用において発生したインシデントを把握するとともに、会社が実施したその原因と影響の調査及び対応状況の評価した。 （３）新システムに関連する内部統制の評価 ・IT全般統制（変更管理、アクセス管理、運用管理）の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・新システム稼働後の業務処理統制が期中を通じて有効に運用されているか否かを、抽出したサンプルに関する新システムからの出力証憑の閲覧及び再実施により評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 レント

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

関口 俊克

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松浦 俊行

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レントの2023年6月1日から2024年5月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レント及び連結子会社の2024年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社レントの新基幹システムの安定稼働に関する検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、顧客サービスの高度化及び業務効率の改善を目的として、2022年10月に新たに基幹システム（以下、「新システム」）を稼働させている。新システムは、売上高、売掛金及びレンタル用資産等に関わる業務を担うものである。 連結貸借対照表において、受取手形及び売掛金7,064,734千円、レンタル用資産（自己所有）11,690,008千円、レンタル用資産（リース）7,060,584千円、また連結損益計算書において、売上高43,690,004千円が計上されているが、この内、株式会社レントの売掛金は5,259,005千円、レンタル用資産（自己所有）は10,468,885千円、レンタル資産（リース）は6,676,623千円、売上高は40,621,473千円であり、それぞれ連結財務諸表の74%、89%、94%、92%と連結財務諸表上、重要な割合を占めている。 財務報告の信頼性の観点から新システムが正確かつ安定的に稼働することが重要であり、新システムが適切に稼働しない場合、売上高、売掛金及びレンタル用資産等の財務情報の信頼性が失われ、連結財務諸表の勘定科目や開示の金額・比率等の数値に重要な影響を及ぼす可能性がある。 以上から、当監査法人は、新システム運用の日常モニタリングの評価、新システムに関連するIT全般統制を含む内部統制の評価が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、会社の新システムの安定稼働に関して検討するため、当監査法人内部のITシステムの評価に関する専門的な知識を有する者と連携して、主に以下の手続を実施した。 （１）新システム運用の日常モニタリングの評価 ・新システムの運用において発生したインシデントを把握するとともに、会社が実施したその原因と影響の調査及び対応状況の評価した。 （２）新システムに関連する内部統制の評価 ・IT全般統制（変更管理、アクセス管理、運用管理）の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・新システム稼働後の業務処理統制が期中を通じて有効に運用されているか否かを、抽出したサンプルに関する新システムからの出力証憑の閲覧及び再実施により評価した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月20日

株 式 会 社 レ ン ト

取締役会 御 中

EY新日本 有限責任監査法人

静 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

関口俊克

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

松浦俊行

監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社レントの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年6月1日から2024年11月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レント及び連結子会社の2024年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年5月20日

株 式 会 社 レ ン ト

取締役会 御 中

EY新日本 有限責任監査法人

静 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

関口俊克

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

松浦俊行

監査人の結論

当監査法人は、「経理の状況」のその他に掲げられている株式会社レントの2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2024年12月1日から2025年2月28日まで）及び第3四半期連結累計期間（2024年6月1日から2025年2月28日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、株式会社レント及び連結子会社の2025年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第4条第1項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株 式 会 社 レ ン ト
取 締 役 会 御 中

EY新日本 有限責任監査法人

静 岡 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

関口俊克

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員 公認会計士

松浦俊行

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レントの2022年6月1日から2023年5月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レントの2023年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社レントの新基幹システムの移行に関する検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社レントの新基幹システムの移行に関する検討）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 レント

取締役会 御中

EY新日本 有限責任監査法人

静岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

関口俊克

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

松浦俊行

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第204条第6項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社レントの2023年6月1日から2024年5月31日までの第40期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社レントの2024年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

株式会社レントの新基幹システムの安定稼働に関する検討

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（株式会社レントの新基幹システムの安定稼働に関する検討）と同一内容であるため、記載を省略している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、新規上場申請のための有価証券報告書（Ⅰの部）第一部【企業情報】及び第二部【提出会社の保証会社等の情報】に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上